《ご意見、情報等の連絡先》

郵　　送：〒100－8967　東京都千代田区霞が関３－１－１

証券取引等監視委員会事務局　総務検査課

代表電話：03－3506－6000

本書に対するご意見　総括係　内線3024

直　通：03－3581－9915

ＦＡＸ：03－5251－2151

情報受付　情報処理係　内線3091、3093

直　通：03－3581－9909

ＦＡＸ：03－5251－2136

ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ：https://www.fsa.go.jp/sesc/watch

証券取引等監視委員会の活動状況

平成16年８月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成10年法律第130号）第22条の規定に基づき、平成15年７月１日から平成16年６月30日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成16年８月

証券取引等監視委員会

委　員　長　高　橋　武　生

目　　次

はじめに……1

Ⅰ　監視委員会の活動状況

第１章　組　　織……5

第１　監視委員会……5

第２　地方の事務処理組織……6

第２章　犯則事件の調査・告発……7

第１　概説……7

第２　犯則事件の調査・告発実績……8

第３章　検　　査……19

第１　概説……19

第２　検査基本方針及び検査基本計画……21

第３　金融庁長官の行う証券会社等検査との連携……28

第４　検査実績……28

第５　アナリスト・レポートに係る利益相反行為等の点検……32

第６　証券会社に対する検査結果の概要……35

第７　登録金融機関に対する検査結果の概要……41

第８　金融先物取引業者等に対する検査結果の概要……42

第９　自主規制機関に対する検査結果の概要……42

第10　平成16検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画……43

第４章　勧　　告……50
第１　概説……50
第２　勧告の実施状況及び勧告に基づいて執られた措置……51

第５章　建　　議……71
第１　概説……71
第２　建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置……71

第６章　取引審査……75
第１　概説……75
第２　取引審査実績……76

第７章　一般からの情報の受付……80
第１　概説……80
第２　情報の受付状況……81

第８章　監視活動・機能強化への取組み等……85
第１　市場監視体制の充実・強化……85
第２　新たな監視機能について……87
第３　投資家への情報提供等の取組み……89
第４　関係当局との連携……92

Ⅱ　関係機関の活動状況
第９章　自主規制機関の行う公正確保業務……99
第１　自主規制機関の役割……99
第２　日本証券業協会の活動状況……99
第３　証券取引所の活動状況……103

第４　金融先物取引業協会の活動状況……106
第５　東京金融先物取引所の活動状況……107

【附属資料編】
○　基本的考え方　－新体制の発足にあたって－……114
１　監視委員会の組織・事務概要……116
１－１　組織及び事務概要
１－２　証券取引等の監視体制の概念図
１－３　内閣総理大臣、金融庁長官、監視委員会、財務局長等の関係の概念図
１－４　機構図
１－５　組織・事務に係る法令の概要
１－６　監視委員会と自主規制機関との関係の概念図

２　監視委員会の活動実績……145
２－１　告発実施状況
２－２　検査実施状況
２－３　勧告実施状況
２－４　建議実施状況
２－５　取引審査実施状況

３　自主規制機関の組織・事務概要及び活動実績……214
３－１　日本証券業協会の組織及び業務
３－２　日本証券業協会の活動状況
３－３　日本証券業協会機構図
３－４　証券取引所の組織及び業務
３－５　証券取引所の活動状況

３－６　東京証券取引所機構図
３－７　大阪証券取引所機構図
３－８　金融先物取引業協会の組織及び業務
３－９　金融先物取引業協会の活動状況
３－10　金融先物取引業協会機構図
３－11　東京金融先物取引所の組織及び業務
３－12　東京金融先物取引所の活動状況
３－13　東京金融先物取引所機構図

凡　　例

証　取　法	証券取引法（昭和23年法律第25号）
外　証　法	外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第５号）
金　先　法	金融先物取引法（昭和63年法律第77号）
本人確認法	金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成14年法律第32号）
設　置　法	金融庁設置法（平成10年法律第130号。平成11年法律第102号により「金融再生委員会設置法」を改題）
証取法施行令	証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）
外証法施行令	外国証券業者に関する法律施行令（昭和46年政令第267号）
金先法施行令	金融先物取引法施行令（平成元年政令第53号）
行為規制府令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和40年大蔵省令第60号。平成10年総理府令・大蔵省令第33号により「証券会社の健全性の準則等に関する省令」を改題）
外証法府令	外国証券業者に関する府令（平成10年総理府令・大蔵省令第37号）

はじめに（公正な市場を求めて）

証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という。）は、証券取引及び金融先物取引の公正を図り、証券市場及び金融先物市場に対する投資者の信頼を保持する目的で、平成４年７月に発足した合議制の機関である。

我が国においては、証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした金融システムの中心を担うものとしていくことが求められている。このためには証券市場における包括的な改革を促進することが必要であり、そうした中で、市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立するために、監視委員会による監視の充実・強化は従来にも増して重要なものとなっている。

これまで証券分野において、金融システム改革をはじめとする様々な制度改革が実施されてきており、最近では、有価証券の販売経路の拡充・多様化に資する証券仲介業制度の導入などが行われている。また、クロスボーダー取引の増加やインターネットを利用した取引の増大、インターネット上で発せられる様々な情報の急速な増大など市場を取り巻く環境には大きな変化が見られる。さらに、オプション取引、ＥＢ（他社株券償還特約付社債券）といった一般の個人投資家にとって必ずしも理解が容易ではない商品が、個人投資家を対象に数多く販売されるようになってきている。

このような制度、市場の様々な変化に的確に対応すべく、監視委員会は、その組織の充実、調査・検査能力等の向上に努めつつ、取引の公正確保、個人投資家の保護に全力を挙げて取り組んできているところである。

本公表の対象期間（平成15年７月１日から平成16年６月30日まで。以

下「平成15事務年度」という。）における活動の内容は各章で述べるが、監視委員会は、以上のような考え方の下、内部者取引、相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載といった犯則事件を調査し、検察官に対して告発を行っている。また、証券会社等に対して検査を実施し、いわゆる「適合性原則」に違反する業務の状況、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為、有価証券の売買その他の取引に関し重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為等、重大な法令違反が認められた場合には、行政処分を行うよう内閣総理大臣及び金融庁長官に対して勧告を行っている。さらに、アナリスト・レポートに関する利益相反行為等の防止に係る建議を行っている。取引審査についても引き続きその効果的な実施に努めており、また、増員等の監視体制の強化にも取り組んでいるところである。

なお、平成16年６月２日、第159回通常国会において証券取引法等の一部を改正する法律案が可決・成立し、内部者取引や相場操縦等の不公正取引及び重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に基づく募集・売出しに対する課徴金制度が導入され、その調査権限が監視委員会に付与されることとなった。また、金融庁から監視委員会への検査権限委任の範囲も拡大され、これらにより監視委員会の機能は抜本的に強化されることとなった。これらの新たな制度は、平成17年４月ないし同年７月に施行される予定であるが、監視委員会はこうした新たな調査・検査権限を的確に執行し、監視委員会に与えられた責務を着実に果たすことを通じて、引き続き、公正で信頼される証券市場の保持に全力を尽くす所存である。

Ⅰ　監視委員会の活動状況

第１章　組　　織

第１　監視委員会

監視委員会は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第６条等に基づき設置された、委員長及び２人の委員で構成される合議制の機関であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

１　委員会

監視委員会の議事は、２人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は３年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

監視委員会は、平成13年７月20日に任命された委員長の高橋武生、委員の川岸近衛及び野田晃子が職務を行ってきたが、任期満了に伴い平成16年７月20日に、新体制の委員長に高橋武生、委員には野田晃子及び水城武彦がそれぞれ任命されたところである。

２　事務局

監視委員会の事務局は、事務局長及び次長の下に、総務検査課及び特別調査課の２課で構成されている。事務局の定員は、市場監視体制の抜本的強化を図るため、平成16年度（注１）予算において、平成15年度末の定員217人に対し23人の増員が認められ、16年度末で合計237人の体制（注２）となっている。

（注１）年度とは、４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。以下同じ。

（注２）増員の他に、３人の定員削減（計画による削減及び事務の効率化による削減）がある。

⑴　総務検査課は、証券取引検査官室、市場分析審査室及び総括部門に分かれている。

①　証券取引検査官室は、証券取引等の公正確保の観点から証券会社等の検査を行う。

②　市場分析審査室は、一般からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びにこれらの取引の内容の審査を行う。

③　総括部門は、監視委員会全体の調整部門であり、監視委員会の会議の運営や内閣総理大臣、金融庁長官等に対する勧告・建議に係る事務などを行う。

⑵　特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

第２　地方の事務処理組織

地方においては、財務省財務局長、財務支局長及び内閣府沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、監視委員会が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が設置されている。定員は、平成16年度予算において証券取引検査官など７人の増員が認められ、合計で204人となっている。

証券取引等監視官（部門）は、検査及び取引審査については監視委員会の委任を受けて（注）、犯則事件の調査については監視委員会の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

（注）監視委員会は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、監視委員会自らその権限を行使することができる）。

第２章　犯則事件の調査・告発

第１　概　説

１　犯則事件の調査の目的及び権限

投資者が安心して参加できる証券市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対して厳正な処罰を課すことにより、証券市場が公正・公平に運営されているという投資者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査の目的は、これら証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めることである。この犯則事件の調査権限は、市場の公正性を確保し、投資者保護を図る目的から、監視委員会の設置に伴い設けられたものである。

また、証券会社等に対する検査が、内閣総理大臣及び金融庁長官からの権限の委任に基づいて行われるのに対して、犯則事件の調査は、監視委員会職員の固有の権限として、証取法、外証法及び金先法に規定されている。権限行使の対象も証券会社等に限定されず、投資者を含め広く証券取引等に関与するすべての者に及ぶものである。さらに、本人確認法においても、証取法を準用する形で犯則事件の調査権限が監視委員会に付与されている。

具体的な権限としては、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（証取法第210条、外証法第53条、金先法第106条、本人確認法第18条）と、裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限（証取法第211条、外証法第53

条、金先法第107条、本人確認法第18条）とがある。

2　犯則事件の範囲等

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第11条）で定められている。主なものとしては、証券会社を対象とする損失補てんのほか、発行会社を対象とする虚偽の有価証券届出書及び同報告書提出、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、相場操縦などがある（附属資料139頁以下参照）。

また、本人確認法では、証券会社等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている。

監視委員会職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を監視委員会に報告し（証取法第223条、外証法第53条、金先法第119条、本人確認法第18条）、監視委員会は、その調査によって犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐこととなっている（証取法第226条、外証法第53条、金先法第122条、本人確認法第18条）。

第２　犯則事件の調査・告発実績

1　犯則事件の調査の実施状況

平成15事務年度においては、㈱キャッツの株券に係る相場操縦、大日本土木㈱及び㈱デジタルの株券に係る内部者取引並びに㈱森本組に係る虚偽の有価証券報告書提出の嫌疑により、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対し強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行った。

2　告発の状況

監視委員会は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引につき６件・８名（ソーテック事件、ニチメンインフィニティ事件、アイチコーポレーション事件、大日本土木事件、デジタル事件、イセキ開発工機事件）、相場操縦につき２件・10名（大阪証券取引所事件、キャッツ事件）、虚偽の有価証券報告書等の提出につき２件・10名（キャッツ事件、森本組事件）の合計10件・28名について、証取法違反の罪に該当するとして検察官に告発した。その概要は、以下のとおりである。

なお、監視委員会が発足以来行った告発は、上記の告発も含め、内部者取引27件・79名、損失補てん７件・44名、風説の流布４件・７名、相場操縦７件・21名、偽計３件・７名、虚偽の有価証券報告書等提出14件・63名及び大量保有報告書の不提出１件・１名の合計63件・222名となっている。

⑴　ソーテック事件（内部者取引）

監視委員会は、㈱ソーテックの株券に係る内部者取引が証取法（第166条第１項、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成15年７月16日、犯則嫌疑者１人を横浜地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

㈱ソーテックの従業員であったＡは、同社が商法第210条の規定による自己の株式の取得を行うことについて決定した事実及び投資運用会社であるアクティブ・インベストメント・パートナーズ・リミテッドと業務上の提携を行うことについて決定した事実を知り、その公表前に㈱ソーテックの株券を買い付けて利益を得

ようと企て、平成14年４月から同年５月にかけて、同社の株券合計50株を約494万円で買い付けた。

〔告発後の経緯〕

平成15年10月21日、被告発人Ａについて公訴の提起が行われた。平成16年１月30日、横浜地方裁判所において懲役１年２月（執行猶予３年）、罰金80万円、追徴金約845万円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

⑵　大阪証券取引所事件（相場操縦）

監視委員会は、大阪証券取引所に係る相場操縦が証取法（第159条第１項、相場操縦的行為の禁止）に違反するとして、平成15年７月25日、犯則嫌疑法人２社（㈱大阪証券取引所及び日本電子証券㈱）及び犯則嫌疑者２人を、大阪地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

大阪証券取引所副理事長であったＡと日本電子証券㈱代表取締役社長は、同取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させようと企て、共謀の上、

①　Ａは、同取引所の業務等に関し、オプションの付与又は取得を目的としない仮装の株券オプション取引、及び株券オプション取引の申込みと同時期に、同取引の対価の額と同一の対価の額で、互いに同取引の相手方となることを通謀の上、株券オプション取引の申込みを行う、いわゆる馴合い取引を行い、

②　日本電子証券㈱代表取締役社長は、日本電子証券㈱の業務等

に関し、仮装の株券オプション取引及びいわゆる馴合い取引を行った。

〔告発後の経緯〕

平成15年７月25日、被告発人Ａについて公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において公判係属中である。

⑶　ニチメンインフィニティ事件（その３　内部者取引）

監視委員会は、㈱ニチメンインフィニティの株券に係る内部者取引が証取法（第167条第１項、公開買付者等関係者の禁止行為）に違反するとして、平成15年７月30日、犯則嫌疑者１人を東京地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

野村證券㈱の企業金融部課長であったＡは、同社とニチメン㈱との間の公開買付代理人契約に関し、ニチメン㈱が㈱ニチメンインフィニティの株券の公開買付けを行うことについて決定した事実を知り、その公表前に㈱ニチメンインフィニティの株券を買い付けて利益を得ようと企て、平成14年２月、同社の株券合計5,000株を約682万円で買い付けた。

〔告発後の経緯〕

平成15年８月14日、被告発人Ａについて公訴の提起が行われた。同年10月30日、東京地方裁判所において懲役１年２月（執行猶予３年）、罰金80万円、追徴金約936万円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

（注）ニチメンインフィニティ事件その１及びその２については、附属資料

２－１「２．告発事件の概要一覧」中、事件番号48及び53を参照。

⑷　アイチコーポレーション事件（内部者取引）

監視委員会は、㈱アイチコーポレーションの株券に係る内部者取引が証取法（第166条第３項、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成15年11月14日、犯則嫌疑者１人を名古屋地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

Ａは、当時、㈱豊田自動織機に勤務していた同人の養子から、㈱アイチコーポレーションが㈱豊田自動織機と業務資本提携を行うことについて決定した事実の伝達を受け、その公表前に㈱アイチコーポレーションの株券を買い付けて利益を得ようと企て、平成14年４月、同社の株券合計４万1,700株を約817万円で買い付けた。

〔告発後の経緯〕

平成16年３月30日、被告発人Ａについて公訴の提起が行われ、名古屋地方裁判所において公判係属中である。

⑸　キャッツ事件（その１　相場操縦）

監視委員会は、㈱キャッツの株券に係る相場操縦が証取法（第159条第１項等、相場操縦的行為の禁止）に違反するとして、平成16年２月24日、犯則嫌疑者６人を東京地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

㈱キャッツの前代表取締役社長Ａ、代表取締役社長Ｂら外１人及びＣ、Ｄら外１人の合計６人は、共謀の上、東証一部上場銘柄である㈱キャッツの株券につき、

① その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成13年６月４日から同年７月18日までの間、Ｃが経営する会社等の名義で、証券会社を介し、

イ 連続した成行注文又は高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計約245万株を買い付ける一方、同株券合計約147万株を売り付ける一連の売買を行い、

ロ 大量の下値買注文を入れて下値を支えるなどの方法により、同株券合計約21万株の買付けの委託を行い、

その株価を3,290円から3,970円まで高騰させるなど、いわゆる株価の変動操作等を行うとともに、

② 他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させる等、同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、

イ Ｃは、同期間中、同株券合計約58万株について、同人のする売付けと同時に別途同人において買付けをし、もって、権利の移転を目的としない仮装の売買を行い、

ロ Ｃら外１人は、同期間中、同株券合計約35万株について、Ｃのする売付け又は買付けと同時期にこれと同価格において、買い付け又は売り付けることをあらかじめ通謀の上、当該売付け又は買付けをし、もって、馴れ合いの売買を行った。

〔告発後の経緯〕

平成16年２月24日、被告発人Ａ、同Ｂ、同Ｃ及び同Ｄについて公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

⑹　大日本土木事件（内部者取引）

監視委員会は、大日本土木㈱の株券に係る内部者取引が証取法（第166条第３項、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成16年２月27日、犯則嫌疑者１人を名古屋地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

Ａは、㈱岐阜銀行と業務委託契約を締結した㈲パストーラからの派遣職員として同行の業務に従事していたが、その職務に関し、大日本土木㈱が民事再生手続開始の申立てを行うことについて決定した事実を知り、その公表前に大日本土木㈱の株券を売買して利益を得ようと企て、平成14年７月、知人名義で、信用取引を利用して同株券合計５万株を合計約360万円で売り付けた。

〔告発後の経緯〕

平成16年２月27日、被告発人Ａについて公訴の提起が行われた。同年５月27日、名古屋地方裁判所において懲役10月（執行猶予３年）、罰金80万円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

⑺　キャッツ事件（その２　虚偽の有価証券報告書等の提出）

監視委員会は、㈱キャッツに係る虚偽の記載のある半期報告書及び有価証券報告書の提出が証取法（第197条第１項第１号等、

重要な事項につき虚偽の記載のある半期報告書及び有価証券報告書の提出）に違反するとして、平成16年３月29日、犯則嫌疑法人１社（㈱キャッツ）及び犯則嫌疑者４人を、東京地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

㈱キャッツの前代表取締役社長Ａら同社役員２人及び同社の監査証明の業務に従事していた公認会計士であるＥ並びにＦは、共謀の上、同社の業務に関し、

① 平成14年９月、第29期（平成14年１月から同年12月まで）における同年１月から同年６月までの半期の決算に当たり、実際には、同社からＡへの60億円の貸付金であるにもかかわらず、消費寄託契約に基づく企業買収ファンド事業会社への資金の寄託に係る60億円の預け金として計上した内容虚偽の貸借対照表等を掲載した半期報告書を提出し、

② 平成15年３月、第29期における決算に当たり、同社が保有する㈱ファースト・マイルの株券の取得価額が多くとも６億5,000万円であるにもかかわらず、同株券の取得価額を60億円として計上した内容虚偽の貸借対照表等を掲載した有価証券報告書を提出した。

〔告発後の経緯〕

平成16年３月29日、被告発人Ａ、同Ｅ及び同Ｆについて公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

⑻　デジタル事件（内部者取引）

監視委員会は、㈱デジタルの株券に係る内部者取引が証取法（第166条第１項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成16年５月31日、犯則嫌疑者１人を大阪地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

Ａは、㈱デジタルと取引基本契約を締結している因幡電機産業㈱の代表取締役社長であったが、㈱デジタルの役員から㈱デジタルとシュネデール・エレクトリック社が資本業務提携を行うことについて決定した事実の伝達を受け、さらに、㈱デジタルとの取引基本契約の履行に関し、上記決定事項を知った。そこで、その公表前に㈱デジタルの株券を買い付けて利益を得ようと企て、平成14年９月、同社株券合計2,500株を合計460万円で買い付けた。

〔告発後の経緯〕

平成16年５月31日、被告発人Ａについて公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において公判係属中である。

⑼　森本組事件（虚偽の有価証券報告書提出）

監視委員会は、㈱森本組に係る虚偽の記載のある有価証券報告書の提出が証取法（第197条第１項第１号等、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に違反するとして、平成16年６月22日、犯則嫌疑法人１社（㈱森本組）及び犯則嫌疑者４人を、大阪地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

㈱森本組の前代表取締役社長Ａ、元代表取締役副社長Ｂ、前代表取締役副社長Ｃ及び元取締役管理本部長Ｄは、共謀の上、同社の業務に関し、平成13年３月期から平成15年３月期の３期にわたり、完成工事原価の一部除外（翌期への繰延べ）などの方法により完成工事総利益を合計約192億円、当期未処理損失を合計約597億円、それぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある損益計算書、貸借対照表等を掲載した有価証券報告書を提出した。

〔告発後の経緯〕

平成16年６月22日、被告発人Ａ、同Ｂ、同Ｃ及び同Ｄについて公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において公判係属中である。

⑽　イセキ開発工機事件（内部者取引）

監視委員会は、㈱イセキ開発工機の株券に係る内部者取引が証取法（第166条第１項、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成16年６月24日、犯則嫌疑者３人を東京地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

㈱イセキ開発工機の取締役Ａは、同社が民事再生手続開始の申立てを行うことについて決定した事実を知った。そこで、当該犯則嫌疑者Ａ、犯則嫌疑者Ｂ及び犯則嫌疑者Ｃは、共謀の上、公表前に同社の株券を売り付けて損失を回避しようと企て、平成14年３月、犯則嫌疑者Ｂが代表取締役を務める会社の名義で、同株券

合計155万8,000株を合計約2,750万円で売り付けた。

第3章　検　査

第1　概　説

1　取引の公正の確保に係る検査

⑴　検査の意義及び対象

監視委員会は、証取法、外証法及び金先法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、証券取引等の公正の確保に係る規定の遵守状況を監視するため、証券会社等に対して臨店等により検査を行う。

これらの検査は、公益及び投資者の保護を図ることを目的とし、勧告を行う等により、内閣総理大臣及び金融庁長官の証券会社等に対する行政上必要な措置及び施策に資するものである。

なお、監視委員会は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、監視委員会は、自らその権限を行使することができる。）。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

①　証券会社及び当該証券会社を子会社とする持株会社
（証取法　第59条第１項、第194条の６）

②　証券会社の親銀行等若しくは子銀行等
（証取法　第59条第３項、第194条の６）

③　登録金融機関及び当該登録金融機関を子会社とする持株会社
（証取法　第65条の２第10項、第194条の６）

④　証券仲介業者　（証取法　第66条の20、第194条の６）

⑤　証券業協会　（証取法　第79条の14、第194条の６）

⑥　証券取引所及び当該証券取引所の子会社
（証取法　第151条、第194条の６）

⑦　外国証券取引所　　（証取法　第155条の９、第194条の６）
⑧　外国証券会社　　（外証法　第31条第１項、第42条）
⑨　特定金融機関　　（外証法　第31条第２項、第42条）
⑩　許可外国証券業者　　（外証法　第31条第３項、第42条）
⑪　金融先物取引所、その子会社、その会員及びその取引参加者
（金先法　第52条第１項、第92条）
⑫　外国金融先物取引所及びその外国金融先物取引所参加者
（金先法　第55条の10第１項、第92条）
⑬　金融先物取引業者　　（金先法　第77条第１項、第92条）
⑭　金融先物取引業協会　　（金先法　第90条第１項、第92条）

⑵　検査の範囲

検査の範囲は、政令（証取法施行令第38条、外証法施行令第20条、金先法施行令第９条）で定められている。例えば、証券会社については、証券会社又はその役員若しくは使用人の禁止行為（実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為、有価証券の売買に関する虚偽表示又は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、特別の利益提供を約して勧誘する行為等）、損失保証・損失補てんの禁止、相場操縦の禁止、内部者取引の禁止等についての規定に関するものを検査することとされている（附属資料123頁以下参照）。

2　本人確認法に係る検査

⑴　検査の意義及び対象

監視委員会は、本人確認法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、証券会社等が顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存等に関する措置を執っているかを点検する

ため、証券会社等に対して臨店等により検査を行う。

これは、検査を実施することにより証券会社等の顧客管理体制の整備を促進させること等を目的とするものである。

なお、監視委員会は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば監視委員会は、自らその権限を行使することができる。）。

具体的な検査及び報告・資料の徴取の対象は、以下のとおりである。

① 証券会社　（本人確認法　第7条、第8条、第13条4項1号）
② 外国証券会社　（本人確認法　第7条、第8条、第13条4項1号）
③ 金融先物取引業者（本人確認法　第7条、第8条、第13条4項1号）
④ 登録金融機関　（本人確認法　第7条、第8条、第13条4項2号）

⑵ 検査の範囲

本人確認法に規定されている検査及び報告・資料徴取権限に基づいて、証券会社等が顧客等との間で有価証券の売買の取次ぎ等を行うに際して、例えば、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合や顧客が本人の氏名、住居及び生年月日（法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地）を偽っている疑いがある場合において、本人確認（本人確認法第３条）を行っているか、本人確認を行った場合の本人確認記録の作成・保存（本人確認法第４条）がされているか等について検査することとされている。

第２　検査基本方針及び検査基本計画

検査に係る事務の運営は、毎年７月１日に始まり翌年６月30日に終わ

る１年間を検査事務年度として行われる。

監視委員会は、検査事務年度ごとに、自らが行う検査及び財務局長等が行う検査を計画的に管理・実施するため、検査基本方針及び検査基本計画を策定する。

検査基本方針においては、その検査事務年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、検査基本計画においては、国内証券会社、外国証券会社、登録金融機関等のうち、その検査事務年度の検査の対象とするものの種類、数等を定めている。

平成15事務年度については、平成15年６月27日、検査基本方針及び検査基本計画を以下のとおり定めた。

平成15検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

１．検査基本方針

⑴　基本的考え方

我が国証券市場は、昨年８月、証券市場の構造改革第２弾として金融庁がとりまとめた「証券市場の改革促進プログラム」に沿って、公正性・透明性を確保し多様な投資家の幅広い参加を促進するための環境整備が進められてきている。しかしながら、引き続き、一部証券会社による作為的な相場形成等の法令違反行為に見られるように、一部の市場仲介者や市場参加者について、なお個人投資家の信頼を損なうような事例が認められた。

こうした中で、監視委員会としては、引き続き証券会社の検査を徹底することにより、市場ルール等の遵守状況や営業姿勢、

内部管理等について厳格なチェックを行うとともに、検査結果に基づき金融庁に対して個別証券会社の行政処分等を求める勧告に加え、個人投資家保護の観点等から新たな市場ルールの整備を建議してきているほか、インターネット証券会社等に対して一斉に行ったテーマ別検査や機動検査を適宜実施するとともに、自主規制機関に対する検査も進めるなど、市場の公正性の確保に全力を挙げている。

以上を踏まえ、平成15検査事務年度（平成15年７月～平成16年６月）の検査においても、監視委員会の使命に則り、作為的相場形成行為等を重点的に検査することにより、証券市場等における取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。

⑵　平成14検査事務年度検査結果

平成14検査事務年度（平成14年７月～15年６月）の検査結果をみると、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為等、依然として一部の証券会社においては重大な法令違反行為が認められている。

また、営業姿勢面では、投資判断に影響を与える重要な市場要因が短期的に大幅に変化している状況において、これらの状況を説明すること等をせずに、情報の収集力に乏しい個人投資家向けに社債の募集の取扱いや売出しを行っていた事例、投資信託の運用会社から提供された組入債券の発行会社に係る情報について受益者に適切に情報が提供されていなかった事例が認められたほか、内部管理面でも、インターネット取引を取り扱

う証券会社等において不適切な売買審査や顧客管理の状況が認められている。

⑶　平成15検査事務年度の検査実施方針

以上の基本的考え方及び最近の証券市場をめぐる状況を踏まえ、平成15検査事務年度における証券会社等検査は、下記により実施することとする。

①　運営要領

証券取引に係る各種情報等を有効に活用し、証券市場の新たな動き等に即応したテーマ別検査や個別の取引等に係る情報を端緒とした機動検査を一層推進するなど、厳正かつ的確な検査を実施する。

また、金融庁検査局との同時検査を引き続き推進するとともに、自主規制機関の行う考査等との連携を一層強化するほか、海外監視当局との情報交換や海外実地調査等を積極的に推進する。

さらに、検査や調査の結果を踏まえて、金融庁に対して法規制や自主規制ルールのあり方について積極的に建議を行うほか、法令違反の認定に当たってポイントとなった点等についての広報を強化し、法令違反行為等の未然防止等を図る。

検査対象会社については、市場の動き等に的確に対応するという観点から弾力的に選定することとし、その際、情報収集体制の拡充による各種情報の活用に加え、証券市場を取り巻く情勢、前回検査の結果等を総合的に勘案する。その上で、個別会社の状況に応じた的確かつ効率的な検査の実施に努めるとともに、適宜、機動検査を実施するなど、より実効性のある検査運営に努める。

②　検査重点事項

証券会社等検査では、投資者の保護に資するため、次の諸点を重点事項とする。

(a) 証券取引等の公正確保の観点から、法令を中心とした市場ルール等の遵守状況を最重点事項として多角的に点検し、その際、ルール違反についての会社の責任について重点的に点検を行う。

(b) 営業姿勢面では、証券会社等の誠実かつ公正な営業姿勢の確保及び個人投資家保護の観点から、いわゆる適合性の原則等の趣旨に照らし適切な投資勧誘が行われているか、特にデリバティブを組み込んだ複雑な金融商品や個人向け社債等を販売する際に適切な説明等が行われているか等を的確に点検する。

(c) 法令違反行為の未然防止や再発防止等の観点から、各証券会社等における内部管理体制の整備・運用状況及びその実効性について点検する。

金融先物取引業者等検査では、先物取引の公正確保の観点から、市場ルール等の遵守状況を重点的に点検する。

③ 平成15検査事務年度に取り組むべき課題

イ 検査体制の強化

(a) 検査周期の差別化

検査周期の短縮化を推進する一方、過去の検査結果、内部管理体制の整備・運用状況等を勘案して、個別証券会社等ごとに検査周期の差別化を図る。

(b) 企画・審査機能等の強化

昨年度導入した業態別部門制を横断的に支援する企画・審査部門等を強化し、弁護士、デリバティブ専門家等を積極的に活用するとともに、各検査チームに専門家

等を機動的に派遣する。

(c) 財務局監視官部門との検査ノウハウの共有

財務局監視官部門との検査ノウハウの共有化等の観点から、財務局長等が行う国内証券会社の支店のみを対象とする支店単独検査の検査チームに委員会検査官を派遣するほか、現在委員会が担当している証券会社の検査を財務局監視官部門と合同で行う際には必要に応じて財務局検査官を委員会の検査チームに受け入れる。

(d) 市場分析審査室との連携

近年作為的相場形成の法令違反行為が多く認められていることにかんがみ、市場の動きを日常的に監視する市場分析審査室からの情報を一層活用するほか、当該情報の分析を担当した審査官が必要に応じて検査チームに参加する。

ロ 深度ある検査の実施

(a) 実勢を反映しない作為的相場形成行為等の点検

実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為が多く認められていることにかんがみ、取引の公正性を確保する観点から、証券会社の自己売買業務を重点的に検査するとともに、証券会社の売買審査体制等の踏み込んだ点検を行う。

(b) 誤解を生ぜしめるべき表示行為等の点検

重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為が多く認められていることにかんがみ、個人投資家等に対して、デリバティブ等を組み込んだ金融商品等に関して、投資効果や市場要因の変化の状況等の説明において法令違反行為が行われていないかどうかについて重点

的に検査する。

(c) インターネット取引に係る売買審査体制等の点検

インターネット取引の非対面性という営業方法の特質に配慮した内容の売買審査体制及び顧客管理体制が適切に構築・運営されているか等について重点的に検査する。

(d) アナリスト・レポートに係る利益相反行為等の点検

証券会社の調査部門等が投資家向けに発行するアナリスト・レポートに係る利益相反行為等について点検を行う。

(e) 過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることにかんがみ、過去の検査で指摘された事項についての改善状況等について重点的に検査し、繰り返し同一の法令違反行為が行われている場合には、厳しく対処する。

2．検査基本計画

(1) 証券会社等検査

国内証券会社　96社（うち財務局等が行うもの84社）

外国証券会社　19社

登録金融機関　13社（うち財務局等が行うもの11社）

（注１）上記検査以外に、別途、機動検査、テーマ別検査を実施する。

（注２）国内証券会社については、上記のほかに、財務局長等が行う支店のみを対象とした検査を27支店実施する。

(2) 金融先物取引業者等検査

金融先物取引業者等　原則として、証券会社等検査の際併せて実施する。

第３　金融庁長官の行う証券会社等検査との連携

監視委員会が行う検査と証券会社等の財務の健全性等を点検する金融庁長官が行う検査は、発足以来これまでも必要に応じて連携を図りつつ実施してきたところであり、これらの検査を、同時期に、同一の証券会社等に対して着手する検査（以下「同時検査」という。）を行うなど、より効果的かつ効率的な検査の実施に努めているところである。

平成15事務年度においては、証券会社７社及び自主規制機関１社について、同時検査に着手した（附属資料163頁参照）。このほか、財務局等においては、監視官部門と証券会社等の財務の健全性等を点検する理財部検査官部門が証券会社44社について同時検査に着手した。

第４　検査実績

１　検査計画及びその実施状況

平成15事務年度における監視委員会及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである。

⑴　証券会社等検査

監視委員会及び財務局長等は、平成15事務年度において、証券会社115社及び登録金融機関13社に対する検査計画を策定していたが、検査着手件数は、証券会社124社及び登録金融機関13社であった（特別検査は検査計画件数には含まず、着手件数には含む。）。

これらの内訳は、監視委員会が検査に着手したものが国内証券会社15社、外国証券会社17社及び登録金融機関３社であり、財務局長等が検査に着手したものは、国内証券会社92社及び登録金融

機関10社であった。

なお、平成15検査事務年度中に、証券会社３社から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があった。

（注）意見申出制度とは、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的として、平成13年10月以降に着手した検査から適用されているもので、検査中に十分議論を尽くした上で意見相違となった事項につき、被検査法人が監視委員会事務局長あてに意見申出書を提出するものである。意見申出事項の審理結果は、検査結果通知書に包含して回答することとなっている。

平成14事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった証券会社15社及び登録金融機関２社については、平成15事務年度中にすべての検査が終了している（また、平成14事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった支店単独検査１社についても、平成15事務年度中に検査が終了している。）。

また、平成15事務年度において着手したもののうち、国内証券会社88社、外国証券会社13社及び登録金融機関９社については、同事務年度中に被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了している（別表参照）。

⑵　金融先物取引業者等検査

平成15事務年度においては、証券検査の際、併せて検査を実施した（14社）。

また、主として金融先物取引業を営む者１社に対して検査を実施し、同事務年度中に被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了している（別表参照）。

⑶　自主規制機関

平成13事務年度に大阪証券取引所の検査に着手していたが、平成15事務年度中に同取引所に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了している。

また、平成15事務年度においては、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所に対し検査に着手し、同事務年度中に大阪証券取引所に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了している（別表参照）。

なお、名古屋証券取引所については、平成16年７月１日に検査結果通知書を交付し、検査が終了している。

平成15事務年度中に検査が終了したもの（平成14事務年度以前に検査着手分を含む。）のうち、重大な法令違反等が認められた25件（証券会社13社、金融先物取引業者１社、自主規制機関１社及び外務員28人）については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して勧告を行い、これを受けて行政処分等が実施されている（第４章「勧告」参照）。

なお、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、行政担当部局へ連絡している。これを受けて、行政担当部局は、被検査会社に対して改善策等の報告を求めている。

平成15事務年度における特色としては、特別検査の着手件数が昨年（５件）と比較して25件と大幅に増加していることが挙げられる。

これは、監視委員会の中で日常的な市場監視を行っている市場分析審査室の分析結果を活用した機動的な検査や、検査項目のテーマを絞った事象対応型の検査を実施するなど、検査計画を基本としつつも柔軟な対応を図った結果であると考えている。

別表　平成15事務年度の検査実施状況

区　　分	検査計画	検査着手	検査終了
証券会社	115社	124社	101社
国内証券会社	96社	107社	88社
監視委員会	12社	15社	15社
財務局長等	84社	92社	73社
外国証券会社	19社	17社	13社
登録金融機関	13社	13社	9社
監視委員会	2社	3社	1社
財務局長等	11社	10社	8社
金融先物取引業者		1社	1社
自主規制機関		2社	1社

（注１）検査終了欄は、平成15事務年度に着手し、同年度末までに被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了した件数を表す。
（注２）特別検査は検査計画には計上していないが、検査着手及び検査終了には計上している。
（注３）このほか、財務局長等が単独で支店のみの検査を実施したものが23支店（うち、検査を終了したものは23支店）ある。
（注４）外国証券会社及び自主規制機関は、監視委員会が検査を実施しており、金融先物取引業者は、財務局長等が検査を実施している。

2　１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

平成15事務年度に検査着手した監視委員会検査及び財務局等検査（支店単独検査を除く。）の１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、国内証券会社87人・日、外国証券会社102人・日、登録金融機関53人・日となっている。

なお、金融先物取引業者１社の延べ検査投入人員（臨店期間分）は、459人・日となっている。

第５　アナリスト・レポートに係る利益相反行為等の点検状況

一般に、証券会社の調査部門が発行するアナリスト・レポートは、投資者が投資分析や投資判断を行うに当たり、特定の企業、業種の業績及び財務内容等に関して様々な情報を提供するためのものである。一方、証券会社、発行体やアナリストは、アナリスト・レポートの記載内容等を利用することにより投資者の利益よりも自らの利益を優先した有価証券の売買や有利な条件での発行等を行い得る立場にあるといえる。

このような状況にかんがみ、監視委員会は、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、平成15検査事務年度検査基本方針において「取り組むべき課題」として、「アナリスト・レポートに係る利益相反行為等の点検」を掲げ、証券会社の調査部門等が投資者向けに発行するアナリスト・レポートに係る利益相反行為等について点検を行ってきたところ、平成15検査事務年度においては次のような問題点が認められた。

⑴　**重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為**（証取法第42条第１項第９号に基づく行為規制府令第４条第１号）

証券会社が、情報提供会社にアナリスト・レポート作成を指示する際、この証券会社自身が銘柄を指定し、その対価を契約に基づき支払うこととしていたが、このアナリスト・レポートにはその旨の表示がなされておらず、この情報提供会社自身が新規公開株式等の中から、独自に銘柄選定を行って作成したものであるかのように掲載されていた。

⑵　**証券会社の使用人による、職務上知りえた特別の情報に基づく有価証券の売買**（証取法第42条第１項第９号に基づく行為規制府令第４条第５号）

日本株式営業部ヴァイスプレジデントは、業務の一環として入手した特定の上場会社に係る公表前のアナリスト・レポートにより、この会社の株式が買い推奨とされるといった特別の情報を入手し、その公表により多数の者が買付けを行う可能性がある状況の下で、そのレポートの情報に基づき、レポートの公表前にこの会社の株券の買付けを自己の計算で行っていた。

⑶　**法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況**（証取法第43条第２号に基づく行為規制府令第10条第４号）

証券会社が、法人関係情報の管理に係る適切な措置を講じていないことから、上場会社の自己株式の取得及び決算の下方修正に係る法人関係情報をこの上場会社から入手した株式調査部アナリストが、この情報が法人関係情報に当たるとの認識のないまま、アナリスト・レポートに記載していた。

また、アナリスト・レポートを審査する同部の審査部門においてもこれを看過し、その結果、法人関係情報が記載されたままのアナリスト・レポートを当社のウェブサイト上に掲載し、このレポートについて社内の打合せで説明するとともに、多数の顧客にメールで送付している事例が認められており、法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でないと認められる状況により業務を営んでいた。

⑷　**証券会社のアナリスト・レポート及び証券アナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況**

証券会社が、自社に所属しない証券アナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、このアナリストは、その契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、この発行体に係る株券について新規に買い推奨を示すレーティングを付した際、同レポートの投資者への公表前にその株券の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及び証券アナリストに係る管理が十分なものとは認められなかった。

⑸　アナリスト・レポートの審査・管理体制の不備

審査担当者が、アナリスト・レポートに誤記載がないかという観点から十分な審査を行うための体制・方策を講じておらず、また、アナリスト・レポートの発表後に訂正を行った場合にすべての顧客が正確な訂正情報を容易に認識できる体制となっていなかった。

⑹　発表前のアナリスト・レポートの対象会社への事前通知

アナリスト・レポートの発表前に、アナリスト・レポートの対象会社に対して、格付け、目標株価及び投資ハイライトの３項目を削除した抜粋レポートを送付し、事実関係に誤りがないかの確認を行っていたが、この３項目以外の部分について社内審査を行わず、事実関係の他、アナリストの個人的見解が記載された抜粋レポートを対象会社に送付していた。

（参考）日本証券業協会の「アナリスト・レポートの取扱い等について」（理事会決議）「13　対象会社に対する事前通知の禁止」では、「会員は、アナリスト・レポートの対象会社に対し、発表前のアナリスト・レポートを通知してはならない。」としてこの行為が禁止されている。

なお、検査の結果認められた上記問題点⑴、⑷を踏まえ、監視委員会は、平成15年12月16日、証券取引等の公正を確保するため、金融庁長官に対して必要な施策を講ずるよう建議を行った。（詳細については、第５章第２「建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置」参照）

第６　証券会社に対する検査結果の概要

１　検査において認められた問題点

平成15事務年度に検査が終了した証券会社等は130社（特別検査を含み、支店単独検査は含まない。）であるが、このうち67社において問題点が認められた。問題点が認められた67社中、43社において市場ルール等の違反行為が認められたほか、証券会社の営業姿勢や内部管理体制に関する問題点も多数認められた。特に証取法第43条第１号に規定するいわゆる「適合性原則」の違反を、平成４年の法規制以降、初めて指摘した（附属資料162頁参照）。また、前回検査で指摘した問題点については、各社ともおおむね改善はされているが、一部の証券会社においては前回検査と同一の問題が再度発生しているものが認められた。特に過去の検査において、取引一任勘定取引の契約を締結する行為について指摘を行っているにもかかわらず、平成15事務年度においても同様の法令違反行為を行っていた証券会社が複数認められた。このうち前回までの検査において指摘されながら改善を怠った１社については、会社に法令違反行為に係る管理・監督上の過失があることから、会社勧告を行った。

２　問題点が認められた事例

⑴　市場ルール等の遵守状況については、一部の証券会社において、

次のような問題点が認められた。

○　法令違反（①～⑪については勧告を行っており、第４章第２「１　証券会社の処分を求める勧告」及び「２　役職員の処分を求める勧告」で記述する。⑫～⑰については勧告を行っていないが、①～⑪と同様に証券会社に対し通知を行っている。）

①　取引一任勘定取引の契約を締結する行為

②　有価証券の売買その他の取引及び有価証券オプション取引等に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

③　特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

④　実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為及び実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託をする行為

⑤　投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

⑥　職務上知りえた特別の情報に基づく有価証券の売買

⑦　法人関係情報を提供して勧誘する行為

⑧「有価証券オプション取引の委託について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることとなっており、又は欠けることとなるおそれがある状況」に該当する業務を営む行為

⑨「証券会社が取得した法人関係情報の管理の状況が法人関係情報に係る不公正取引の防止上十分でないと認められる状況」に該当する業務を営む行為

⑩　外務員の職務に関する著しく不適当な行為

⑪　なりすましの疑いのある取引について本人確認を行わない行為

⑫　**取引報告書の未交付**〔証取法第41条第１項違反〕

有価証券オプション取引に係る取引報告書の交付を事務管理部門に行わせず営業員任せとしていたが、営業員は複数の顧客に対してこの取引に係る取引報告書を交付していなかった。

⑬　**委託注文に優先する自己の計算による有価証券の売買をする行為**〔証取法第42条第１項第８号〕

トレーダーは、顧客から受託した株券の委託売付注文の全部の約定を成立させる前に、自己の計算において、同一の銘柄の約定を成立させることを目的として、この委託注文に係る価格よりも有利な価格で自己の売付注文を発注した。

⑭　**外国証券内容説明書の虚偽表示**〔証取法第42条第１項第９号に基づく行為規制府令第４条第１号〕

エクイティ部次長等が作成した外国株式の投資勧誘に際し顧客に交付している外国証券内容説明書の記載内容について、多数の銘柄において事実と異なる内容が認められた。

⑮　**投信乗換えの際の重要事項について説明を行っていない状況**〔証取法第43条第２号に基づく行為規制府令第10条第８号〕

複数の営業員は、外国投資信託の乗換勧誘に際し、顧客に重要な事項について説明を行っていなかった。また、内部管理統括責任者等は、重要事項の説明に係る社内記録の作成等の社内管理体制の構築を図っておらず、かつ、重要事項の説明に関する法令等の内容について研修や会議等による社内周知を行っていなかった。

⑯　**非公開情報を親法人等から受領し、又は親法人等へ提供する行為**〔証取法第45条第３号に基づく行為規制府令第12条第１項第７号〕

イ　投資銀行本部課長は、親銀行から証券会社に出向する際、情報の共有に関する顧客の同意書を受け入れていない事情を承知しながら、銀行しか知り得ない顧客の信用情報等の非公開情報を証券会社に持ち込んだ。

ロ　法務考査部次長等は、顧客の同意書を受け入れることなく、顧客の出資に関する情報等の非公開情報を、子会社から受領し、また、当社と共通の親会社を持つ証券会社へ提供していた。

⑰　**政令で定めるところに違反した空売り**〔証取法第162条第１項第１号違反、証取法施行令第26条の４第１項〕

営業部次長は、顧客の委託による50単元を超える信用の売建注文を受け、この注文が価格規制のかかる空売りであると認識しながら、相場が下落局面であるにもかかわらず、証券取引所が直近に公表した価格と同じ価格であるこの注文を50単元以下の複数の注文に分割して、証券取引所へ発注した。

○　自主ルール違反

⑱　**広告審査体制の不備**〔日証協公慣規第７号「広告及び景品類の提供に関する規則」第５条第３項違反〕

複数の支店において、支店等の営業単位の審査、承認を得ることなく、投資顧問業者が発行した投資レポートの写しを広く営業員に配布し、長期間にわたり、多数の顧客に多数回配布するなどして投資勧誘を行っていた。

⑲　**営業員による無断売買**〔日証協公慣規第８号「証券従業員に関する規則」第９条第３項第４号違反〕

営業員は、顧客の同意を得ることなく、顧客の計算により株券の買付けを行っていた。

⑳　**営業員による仮名取引の受託**〔日証協公慣規第８号「証券

従業員に関する規則」第９条第３項第12号違反〕

営業員は、顧客が親族・知人名義を使用して株券の売買を行っていることを知りながら、この注文を受託、執行していた。

㉑**営業員による名義借り**〔日証協公慣規第８号「証券従業員に関する規則」第９条第３項第13号違反〕

営業員は、社内ルールにより役職員の株券の応募や短期売買が規制されていることから、これを免れるため、顧客の名義を使用して自己の計算に基づく株券の売買等を行っていた。

㉒**業務に関する書類の不交付**〔日証協公慣規第８号「証券従業員に関する規則」第９条第３項第16号違反〕

営業員は、顧客に交付すべき書類である「中期国債ファンド取引明細書」を長期にわたり机中に保管し、交付していなかった。

㉓**営業員による顧客との金銭貸借**〔日証協公慣規第８号「証券従業員に関する規則」第９条第３項第17号違反〕

営業員は、日本証券業協会公正慣習規則により、金銭を立て替える行為が禁止されていることを認識しながら、顧客に便宜を図ることを優先して、信用取引の保証金等に充当するため、立替入金を行っていた。

⑵　営業姿勢については、一部の証券会社において、次のような問題点が認められた。

①　個人向け社債に係る不適切な営業姿勢

個人向け社債の募集販売において、顧客が信用リスク等を判断する上で重要な情報である募集開始直前の格付けの引下げに

伴う既発債の流通利回りの大幅な上昇等の情報を販売部門に周知していなかったことから、多くの営業員が、顧客に対してこの情報を提供することなく勧誘を行っていた。

② カバードワラントに係る不適切な説明

カバードワラントの価格算出の構成要素の一つである予想配当利回りが、カバードワラントの価格に与える影響について、証券会社側の理解が十分でないまま、投資者に対する説明が十分行われていなかった。このため、カバードワラントに係る価格変動の仕方が投資者にとって想定できないものとなっていた。

③ 同一外貨建商品間の乗換売買に係る不適正な取扱い

平成12年３月の監視委員会の建議により、日本証券業協会が、同一外貨建商品間の乗換え時に、顧客に対して無用な為替手数料を負担させるような不適正な投資勧誘が行われることのないよう会員通知を発出した後も、社内で何ら有効な対応策を講ずることなく不適切な投資勧誘を継続し、また、その後苦情を契機に行われた社内調査も不十分なものであったことなどから、多くの営業員の認識不足が改善されず、多数の顧客に無用な為替手数料を負担させていた。

⑶ 内部管理体制については、一部の証券会社において、次のような問題点が認められた。

① 売買管理及び顧客管理の不備

イ 営業員は、利益追求目的の取引であるとの顧客の説明に疑問を持つことなく、オプションの付与又は取得を目的としない有価証券オプション取引に係る仮装売買の注文を長期にわたって受託し続けていた。また、売買管理部門においては、

この営業員らに対し、不公正取引の可能性がある注文の類型を示し、これらの注文の受託禁止を指示したが、その後の深度ある売買管理を怠ったため、結果として仮装売買の注文の受託を看過していた。

ロ　インターネット取引を提供する証券会社において、「メールアドレス」又は「携帯電話番号」が同一である顧客の取引に関して、仮名・借名取引の疑いがあることを認識しているにもかかわらず、何ら対応することなく放置されていた。

②　役職員の法令遵守意識の欠如等

役職員の本人確認法等に対する認識が不足し、また管理部門による十分なチェックが行われていないことなどから、顧客が口座を開設する際に、法令に定める方法による本人確認が行われていなかった。

第７　登録金融機関に対する検査結果の概要

登録金融機関に対する検査については、証券会社に対する検査と同様、市場ルール等の遵守状況、投資勧誘の実情等の営業姿勢、内部管理体制の点検を行ったところ、一部の登録金融機関において、次のような問題点が認められた。

⑴　投資信託の注文執行における事務処理ミスについて、顧客に訂正処理が可能であるなどの説明を行わず、顧客への謝罪によって結果の了解を求め解決を図っていた。

⑵　個別銘柄の投資信託の内容を記載した広告を内部管理責任者の審査を受けずに投資信託の勧誘資料として多数の顧客に提示していた。

第８　金融先物取引業者等に対する検査結果の概要

平成15事務年度においては、関東財務局長が主として金融先物取引業を営む者１社に対して検査を実施したところ、次のような問題点が認められ、平成16年６月に検査結果通知書を交付し、勧告を行っている。

⑴　利益保証等を約した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、及び損失の補てん又は利益に追加するため財産上の利益を提供する行為

⑵　金融先物取引業に関し、著しく不当と認められる行為

なお、平成15事務年度に、証券会社等検査の際に併せて実施した金融先物取引業者に対する検査においては、市場ルール等の遵守状況の点検、投資勧誘の実情等営業姿勢の実態把握を行ったが、特に問題は認められなかった。

第９　自主規制機関に対する検査

１　検査の実施状況

自主規制機関に対する検査は、証券取引所の株式会社化や自主規制業務の重要性の高まり等を踏まえ、原則として金融庁検査局との同時検査により、証券取引所の業務及び財務の状況について総合的に検証することを目的として実施しているものである。

平成14年５月から実施した㈱大阪証券取引所に対する検査は、平成15年８月に検査結果通知書を交付し検査を終了した。また、平成16年２月に㈱大阪証券取引所に対する特別検査を実施し、検査結果通知書を交付し検査を終了した。

なお、同年５月に㈱名古屋証券取引所に対する検査を実施し、同年７月に検査結果通知書を交付し検査を終了した。

2　㈱大阪証券取引所に対する検査において認められた問題点等

平成15年８月に終了した㈱大阪証券取引所に対する検査においては、組織体制の重大な不備を始めとする自主規制業務の不備が認められたため、犯則事件の調査の結果と併せて、金融庁長官及び内閣総理大臣に対して行政処分を行うよう勧告を行った。（詳細については、第４章第２「４　自主規制機関の処分を求める勧告」参照）

なお、この検査で指摘を行った自主規制業務の運営に関する問題点についての改善策の実施状況を点検するため、平成16年２月に、同取引所に対する特別検査を実施した。この検査においては特に問題は認められず、同月20日に検査結果通知書を交付して検査を終了した。

第10　平成16検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

平成16事務年度（平成16年７月１日から平成17年６月30日まで）については、平成16年７月１日、検査基本方針及び検査基本計画を以下のとおり定めた。

平成16検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

第１　検査基本方針

１．基本的考え方

監視委員会の検査は、証券市場をめぐる環境の変化に即応しつつ、取引の公正確保や個人投資家の保護を図ることを基本的考え方として実施してきている。具体的には、市場ルール等の遵守状況を最重点項目とし、併せて、営業姿勢や内部管理体制についても検証するとともに、金融庁等に対して個別証券会社の行政処分等を求める勧告を行い、また、個人投資家保護の観点等から新たな市場ルールの整備についての建議を行ってきているほか、様々な情報等に基づく機動検査を積極的に実施するとともに、自主規制機関や金融先物取引業者に対する検査も行っている。

平成16検査事務年度（平成16年７月～17年６月）の検査においても、基本的にはこれらの路線を維持し、監視委員会の使命に則り、証券市場等における取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。

２．平成１５検査事務年度検査結果

平成15検査事務年度（平成15年７月～16年６月）の検査結果をみると、いわゆる適合性原則違反、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為、法人関係情報の不十分な管理状況など一部の証券会社においては重大な法令違反行為が認められている。

また、営業姿勢面では、海外で他社が組成した複雑な商品を証券会社が国内で販売する際に、証券会社側の商品内容に対する理解が十分でないまま、顧客に対する商品内容の説明等が十分行われていない不適切な投資勧誘に係る事例が認められている。

さらに、内部管理面では、特に法令違反行為の指摘を行った証券会社において、当該行為発生の要因となる内部管理体制の不備が認められている。

金融先物取引業者に対する検査結果をみると、多数の顧客に対する損失補てん等の重大な法令違反行為や過当勧誘といった著しく不当な行為が認められている。

３．平成１６検査事務年度の検査実施方針

以上の基本的考え方及び最近の検査結果等を踏まえ、平成16検査事務年度における証券会社等検査は、特に以下の点に重点を置いて実施することとする。

⑴　事務運営重点事項

①　検査対象会社の弾力的選定

検査対象会社については、市場の動向等に的確に対応するという観点から弾力的に選定することとし、その際、情報の収集・分析体制の強化による各種情報の活用に加え、証券市場を取り巻く情勢、他社の検査において把握された情報、前回検査の結果、検査周期等を総合的に勘案する。その上で、個別会社の状況に応じた的確かつ効率的な検査の実施に努めるなど、より実効性のある検査運営に努める。

② 機動検査の一層の推進

証券取引に係る各種情報等を有効に活用し、証券市場の新たな動向や個別の取引に係る情報等を端緒とした機動検査を一層推進する。

③ 証券仲介業者を含めた一体的・機動的な検査の実施

証券仲介業者制度は、平成16年４月から導入されたところであるが、その業務内容は、直接、顧客と接触し有価証券の売買等について投資勧誘を行うなど、投資家保護の観点からは極めて重要な役割を担っている。したがって、証券仲介業者に対しても厳正かつ的確な検査を実施する。なお、その方法としては、効率性の観点から、委託契約関係にある証券会社等に対する検査と一体的・機動的な形での検査を原則とする。

④ 検査結果の有効活用

検査の結果を踏まえて、金融庁に対して法規制や自主規制ルールのあり方について積極的に建議を行うほか、勧告に至らないような事案についても、法令違反行為や営業姿勢その他の問題点が認められた場合であって他の証券会社等への警鐘となり得るものについては情報を開示し、法令違反行為等の未然防止等を図るなど、実効性のある柔軟な対応をとる。

⑤ 財務局監視官部門との合同検査の積極化

委員会と財務局監視官部門との検査ノウハウや検査認識の共有等の観点から、委員会と財務局との間で相互に検査

官を派遣することなどにより、これまで以上に合同検査の積極化を図る。

⑥　検査の効率化の推進等

金融庁検査局との同時検査を引き続き推進するほか、平成17検査事務年度（平成17年７月～18年６月）からの検査体制の一元化を踏まえ、検査事務の一層の効率化を図るため金融庁検査局や自主規制機関との情報交換を積極的に推進するとともに、一元化に向けた準備を進める。

また、海外監視当局との情報交換や海外実地調査等を積極的に推進する。

⑵　検査重点事項

①　会社責任の重点的検証と行為者の特定

検査においては、法令を中心とした市場ルール等の遵守状況、営業姿勢及び内部管理体制を検査基本項目とし、特に、会社の責任について重点的に検証を行うとともに、責任の所在の明確化や再発防止等のために可能な限り行為者を特定する。

②　投資家保護の観点からの投資勧誘状況の検証

個人投資家保護及び誠実かつ公正な営業姿勢の確保の観点から、適切な投資勧誘が行われているか、特に個人投資家等に対して、デリバティブを組み込んだ複雑な金融商品や新しいタイプの金融商品を販売する際に、投資効果や市場要因の変化の状況等の説明において誤解を生ぜしめるべき表示等の法令違反行為が行われていないか、いわゆる適

合性原則の観点から問題はないか、また、販売証券会社が商品の特性、リスク及び手数料等を十分理解した上で適正な説明等が行われているかなどを的確に検証する。

③　公正な価格形成を阻害する行為の検証

公正かつ透明性の高い健全な市場構築のための根幹である公正な価格形成を阻害するような行為を行っている証券会社やそのような行為を受託している証券会社に対しては、厳正に検査を実施するとともに、その売買審査体制等に対する踏み込んだ検証を行う。また、インターネット取引を取り扱う証券会社については、その非対面性といった特質を考慮した売買審査体制等についても検証する。

④　法人関係情報に係る管理体制の検証

多数の顧客に法人関係情報を提供して勧誘する行為や法人関係情報の管理の状況が不公正取引の防止上十分でないと認められる状況により業務を営んでいる証券会社が認められたことにかんがみ、今後のエクイティ・ファイナンスによる資金調達の増加が見込まれることなども踏まえ、取引の公正性を確保する観点から、法人関係情報の適正な管理についての法令の理解の状況やその管理体制を重点的に検証する。

⑤　登録金融機関に対する弊害防止措置等の遵守状況の検査

登録金融機関において、投資信託の販売量が平成16年12月からの証券仲介業の解禁に伴い株式等の取扱いが可能となること等にかんがみ、弊害防止措置等に関する法令遵守

状況について重点的に検証することによって実効性の確保を図るとともに、登録金融機関に対する検査周期を大幅に短縮する。

⑥　過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることにかんがみ、引き続き、過去の検査で指摘された事項についての改善状況等について重点的に検査し、繰り返し同一の法令違反行為が行われている場合には、厳しく対処する。

第２　検査基本計画

１．証券会社等検査

国内証券会社	94社（うち財務局等が行うもの82社）
外国証券会社	16社
登録金融機関	25社（うち財務局等が行うもの20社）

（注１）上記検査に代えて、機動検査及び自主規制機関に対する検査を実施することがある。

（注２）国内証券会社については、上記のほかに、支店のみを対象とした検査を23支店実施する。

（注３）上記以外に証券会社等の検査に併せ、必要に応じて証券仲介業者に対する検査を実施する。

２．金融先物取引業者等検査

金融先物取引業者等　原則として、証券会社等検査の際併せて実施する。

第4章　勧　告

第1　概　説

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置（以下「行政処分等」という。）について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる（設置法第20条第１項）。

具体的には、証券会社等の法令違反行為が把握された場合に行政処分等を行うことを求める勧告や、証券会社等の役職員の法令違反行為に対して自主規制機関に処分等を行わせることを求める勧告などが挙げられる。

また、監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる（同条第２項）。

監視委員会から行政処分等を求める勧告を受けた内閣総理大臣又は金融庁長官は、監視委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には、証券会社の登録取消し、業務停止などの行政処分等を行うことになる。

なお、証券会社の外務員に対する行政処分等については、その事務が内閣総理大臣から日本証券業協会に委任されていることから（証取法第64条の７第１項）、日本証券業協会は、監視委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には、外務員登録の取消処分又は外務員の職務停止処分を行うことになる。

第２　勧告の実施状況及び勧告に基づいて執られた措置

監視委員会は、平成15事務年度において、証券会社や自主規制機関に対する検査及び犯則事件の調査の結果に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、法令違反等の事実が認められた証券会社及び自主規制機関並びに証券会社の役職員（外務員登録をしている者）に対して行政処分等を行うことを求める勧告を26件実施している（財務局長等の検査結果に基づくもの16件を含む。）。

これらの勧告のうち、証券会社について行政処分を求めるものは14件・14社、金融先物取引業者について行政処分を求めるものは１件・１社、自主規制機関について行政処分を求めるものは１件・１社であり、証券会社の役職員について行政処分を求めるものは18件・28人である。

（注）証券会社及び証券会社の役職員についてともに行政処分等を求めるものが８件あるため、合計件数は勧告件数26件とは一致しない。

勧告の対象となった主な法令違反の行為者別・内容別の事実関係及びこれに対して金融庁長官等が行った行政処分の内容は、以下のとおりである（詳細は附属資料168頁以下参照）。

１　証券会社の処分を求める勧告

①　取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第42条第１項第５号違反〕

○　**岡地証券㈱**本店投資サービス部歩合外務員は、その業務に関し、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、取引を受託、執行した。

なお、同社は、過去の検査においても、取引一任勘定の契約の締結行為を指摘されている。

・勧告年月日　　平成16年６月８日

・行政処分の内容　　イ　本店投資サービス部における株券の売買に係る受託業務の停止１日間

ロ　業務改善命令（①内部管理体制の見直しを図るとともに、責任の所在の明確化を図ること、②法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定すること、③全役職員に対する「法令遵守の徹底」のための研修等を実施すること、④社内検査の充実・強化のための具体策を策定すること）

※　この勧告では、外務員１名についても処分を求めている。

②　有価証券の売買その他の取引及び有価証券オプション取引等に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為［証取法第42条第１項第９号に基づく行為規制府令第４条第１号違反］

○　**みずほインベスターズ証券㈱**本店営業部長は、平成13年７月から平成15年１月にかけて、その業務に関し、ＥＴＦの売買及び株価指数オプション取引を組み合わせた投資手法について、何らの前提条件が明示されないまま、実現可能性のほとんどない年利回り27％のシミュレーションが記載されている勧誘資料を作成し、さらに、顧客毎のＥＴＦの含み損益が明示されないなど、この投資を行っている顧客の投資実績が適正に記載され

ていない顧客の投資実績の一覧表を作成し、これらをオプション取引の経験のない多数の個人投資家に対して交付又は提示することにより、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行った。

・勧告年月日　　平成15年８月19日

・行政処分の内容　　業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化、②販売管理体制の抜本的見直し及び構築（適正な勧誘資料の作成を含む。）、③本件に係る再発防止策の策定及び実施、④法令遵守体制の充実・強化及び責任の所在の明確化）

※　この勧告では、外務員１名についても処分を求めている。

③　特別の利益を提供することを約して勧誘する行為〔証取法第42条第１項第９号に基づく行為規制府令第４条第２号違反、外証法第14条第１項で準用〕

○　エイチ・エス・ビー・シー・セキュリティーズ・（ジャパン）・リミテッドは、平成９年１月及び平成10年１月、顧客と投資一任契約を締結している注文の発注者である投資顧問会社に対し、注文の発注の見返りに投資助言報酬の名目で金銭の支払いを行うことを約束して、有価証券の取引の勧誘を行った。

・勧告年月日　　平成15年７月17日

・行政処分の内容　　イ　東京支店の株券の売買の受託業務の停止３日間

ロ　業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明

確化を図ること、②上記①の対応状況を書面で報告すること）

④　実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為又は実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託等をする行為［証取法第42条第１項第９号に基づく行為規制府令第４条第３号違反、外証法第14条第１項で準用］

○　**ソシエテ　ジェネラル　セキュリティーズ　ノース　パシフィック　リミテッド**日本株式派生商品部トレーダー（当時）は、その業務に関し、特定の上場銘柄の株券を対象とする他社株券償還特約付社債券（以下「ＥＢ」という。）について、この銘柄の株価の水準により現金償還となるか株式償還となるかの償還条件が判定される日である平成13年11月14日の14時58分から大引けにかけて、当社の親法人がこのＥＢが株式償還となる場合に備えて保有していたこの銘柄の株券について、現金償還となった場合に発生する保有リスクを回避するために、この銘柄の株券について、その終値をこのＥＢが株式償還となる価格（783円未満の価格）とすることを意図して、指値782円の大量の売付注文を連続して発注し、株価を直近約定価格の783円から782円まで下落させ、さらに、この大量の一連の売付注文がすべて約定しない限り、この銘柄の株価の終値が783円以上とはならない状況を作り出した。

なお、この結果、この銘柄の株価の終値は781円となり、このＥＢの株式償還が決定した。

・勧告年月日　　平成15年11月28日

・行政処分の内容　　イ　東京支店の自己の計算による株券の

売買業務の停止10日間

ロ　業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化を図ること、②上記①の対応状況を書面で報告すること）

○　**みずほインベスターズ証券㈱**エクイティ部ディーリンググループエグゼクティブスタッフは、その業務に関し、平成15年２月４日、特定の上場銘柄の株券について、直近約定価格（275円）より大幅に低い価格（259円）での顧客の売付注文と当社自己勘定の買付注文とを対当させ即時に約定させるために、売特別気配が表示され取引所の売買取引が一時的に停止することを回避しつつこの銘柄の株価を引き下げる目的で、一連の買付注文を発注し、株価を引き下げた。

・勧告年月日　　平成16年１月８日

・行政処分の内容　　イ　自己の計算による株券の売買業務の停止10日間

ロ　業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定・実施及び責任の所在の明確化）

※　この勧告では、外務員１名についても処分を求めている。

○　**ゲット證券㈱**代表取締役社長、取締役営業第一部長（当時）、営業第一部次長（当時）及び営業部長は、その業務に関し、平成13年６月５日から平成14年10月28日の間、㈱キャッツ株式に係

る相場操縦事件に係る犯則嫌疑者（告発と同時に起訴）が、高指値注文の連続発注による買付け等の方法により、この株券の株価の引上げを意図していることを知りながら、この株券の売買注文を受託、執行した。

（注）平成16年２月24日、監視委員会が告発した㈱キャッツ株式に係る相場操縦事件関連（第２章第２「２告発の状況」の「⑤キャッツ事件（その１　相場操縦）」参照）

・勧告年月日　　平成16年６月30日

・行政処分の内容　　イ　全店舗における全ての証券業に関する業務の停止（３日間）

ロ　本店営業部及びＰＢ営業部の業務のうち株券の売買に係る受託業務の停止（５日間）

ハ　業務改善命令（①内部管理体制の抜的な見直しを図るとともに責任の所在の明確化を図り、責任ある経営態勢を確立すること、②売買管理体制の充実・強化等「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底すること、③研修等により全職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること）

※　この勧告では、外務員４名についても処分を求めている。

○　**丸三証券㈱は**、平成13年６月８日から同年７月10日の間、㈱キャッツ株式に係る相場操縦事件に係る犯則嫌疑者（告発と同時に起訴）が、高指値注文による買付け等の方法により、この株券の株価の引上げを意図していることを知りながら、この株

券の売買注文を受託、執行した。

（注）平成16年２月24日、監視委員会が告発した㈱キャッツ株式に係る相場操縦事件関連（第２章第２「２告発の状況」の「⑸キャッツ事件（その１　相場操縦）」参照）

・勧告年月日　　平成16年６月30日

・行政処分の内容　　イ　本店投資営業部の業務のうち株券の売買に係る受託業務の停止（３日間）

ロ　業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化等を図るとともに責任の所在の明確化を図ること、②売買管理体制の充実・強化等「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底すること、③研修等により全職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること）

⑤　法人関係情報を提供して勧誘する行為［証取法第42条第１項第９号に基づく行為規制府令第４条第９号違反］

○　**飯田証券㈱**は下記役員３名のほか使用人４名が、その業務に関し、この法人関係情報を提供してこの店頭売買有価証券の買付けの勧誘を行った。

⑴　取締役営業部長は、その業務に関し、東海東京証券㈱名古屋企業金融部マネージャーから、平成16年１月27日、複数の店頭売買有価証券の発行者の株式分割に関する法人関係情報の伝達を受け、平成16年１月28日から同年２月16日にかけて、多数の顧客に対し、この法人関係情報を提供してこの店頭売買有価証券の買付けの勧誘を行った。

⑵　代表取締役社長は、その業務に関し、取締役営業部長から

この法人関係情報の伝達を受け、平成16年２月２日から同月13日にかけて、複数の顧客に対し、この法人関係情報を提供してこの店頭売買有価証券の買付けの勧誘を行った。

⑶　取締役本店統括部長は、その業務に関し、取締役営業部長からこの法人関係情報の伝達を受け、平成16年２月２日から同月９日にかけて、顧客に対し、この法人関係情報を提供してこの店頭売買有価証券の買付けの勧誘を行った。

・勧告年月日　　平成16年６月30日

・行政処分の内容　　イ　全店舗におけるすべての証券業に関する業務停止（２日間）

ロ　業務改善命令（①内部管理体制の抜本的な見直しを図るとともに責任の所在の明確化を図ること、②法人関係情報にかかる不公正取引防止に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること、③研修等により全職員に対して法令遵守意識の徹底をはかること）

※　この勧告では、外務員３名についても処分を求めている。

⑥　「有価証券オプション取引の委託について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることとなっており、又は欠けることとなるおそれがある状況」に該当する業務を営む行為［証取法第43条第１号］

○　**泉証券㈱**は、日経平均株価（日経225）を対象とする日経225オプション取引（以下この事例において「オプション取引」という。）の顧客への勧誘を全店で推進する旨の計画を策定し、取

締役社長以下経営陣主導の下に、平成15年４月以降、顧客にオプション取引の勧誘を積極的に行っていた。一方、内部管理面では、オプション取引の知識が不十分なまま顧客にオプション取引を勧誘している営業員が多数いたにもかかわらず、これらの営業員に対してオプション取引の仕組みについての十分な知識の付与を行わずにいるなど、営業員により顧客に適合しない不適当な勧誘が行われることを未然に防止するための管理体制の整備をしていなかった。

そのような状況の中で、複数の営業員が、

① 生計を主に年金収入に頼っており、このオプション取引を開始するまでは投資信託や債券の取引を主体とし、株券の信用取引の取引経験すらなく、オプション取引の基本的な仕組みを理解していない複数の顧客に対して、オプション取引の仕組みやリスクを十分に説明して理解させないまま、

② オプション取引の対象銘柄、数量、売買の別をすべて営業員が提案し、顧客が無条件にこれを受け入れるという営業員主導の態様で、顧客の財産に比して大きな数量の建玉のオプションの売り取引を短期間に繰り返して行うなどの取引を勧誘し、

その結果、これらの顧客に多額の損失を発生させた。

・勧告年月日　　平成16年３月５日

・行政処分の内容　　イ　全店舗におけるすべての証券業に関する業務停止（１日間）、全店舗における株価指数オプション取引に係る受託業務の停止（２日間）

ロ　業務改善命令（①事実関係の経緯及びこれまでにとった対応の具体的

な内容、②内部管理体制の抜本的見直し及び責任の所在の明確化）

⑦ **「証券会社が取得した法人関係情報の管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でないと認められる状況」に該当する業務を営む行為**［証取法第43条第２号に基づく行為規制府令第10条第４号違反、外証法第14条第１項で準用］

○ **ＵＢＳセキュリティーズ・ジャパン・リミテッド**は、法人関係情報の管理に係る適切な措置を講じていないことから、上場会社の自己株式の取得及び決算の下方修正に係る法人関係情報をこの上場会社から入手した株式調査部アナリストが、この情報が法人関係情報に該当するとの認識のないまま、アナリスト・レポートに記載していた。

また、アナリスト・レポートを審査する同部の審査部門においてもこれを看過し、その結果、平成15年４月以降、法人関係情報が記載されたままのアナリスト・レポートを当社のウェブサイト上に掲載し、このレポートについて社内の打合せで説明するとともに、多数の顧客にメールで送付している事例が認められており、法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でないと認められる状況により業務を営んでいた。

・勧告年月日　　平成16年５月21日

・行政処分の内容　　業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化を図ること、②上記①の対応状況を書面で報告すること）

○　**東海東京証券㈱**は、名古屋企業金融部マネージャー等が店頭売買有価証券の発行者の株式分割に関する法人関係情報を売買審査室に報告等していないことから、売買審査室においてこの情報の管理に係る適切な措置を講じておらず、また、名古屋企業金融部マネージャーは、この情報及びこの証券会社において保有されていた他の店頭売買有価証券の発行者の株式分割に関する法人関係情報を飯田証券㈱の取締役営業部長に漏洩しており、法人関係情報の管理に係る適切な措置を講じておらず、法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でないと認められる状況により業務を営んでいた。

・勧告年月日　　平成16年６月30日

・行政処分の内容　　業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化及び役職員の法令理解の向上・法令遵守の徹底、②再発防止策の策定・実施及び責任の所在明確化を図ること）

※　なお、この勧告では、この使用人が他社に法人関係情報を漏洩した行為が、日証協公慣規第８号「証券従業員に関する規則」第９条第３項第18号に規定する「職務上知り得た秘密を漏洩すること」に該当するとともに、その内容等から判断すると、外務員の職務に関して著しく不適当な行為〔証取法第64条の５第１項第２号〕に該当するため、この外務員１名についても処分を求めている。

○　**飯田証券㈱**代表取締役社長は、その業務に関し、取締役営業部長から複数の店頭売買有価証券の発行者の株式分割に関する法人関係情報の伝達を受け、平成16年２月２日から同月13日にかけて、複数の顧客に対し、この法人関係情報を提供してこの

店頭売買有価証券の買付けの勧誘を行ったばかりか、営業会議の場でこの法人関係情報を提供した勧誘を役職員に推奨する状況を自ら作り出す等、法人関係情報の管理が法人関係情報に係る不公正取引の防止上十分でないと認められる状況により業務を営んでいた。

・勧告年月日　　平成16年６月30日

・行政処分の内容　　イ　全店舗におけるすべての証券業に関する業務停止（２日間）

ロ　業務改善命令（①内部管理体制の抜本的な見直しを図るとともに責任の所在の明確化を図ること、②法人関係情報にかかる不公正取引防止に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること、③研修等により全職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること）

※　この勧告では、外務員１名についても処分を求めている。

⑧　なりすましの疑いのある取引について本人確認を行わない行為

［本人確認法第３条第１項］

○　**マネックス証券㈱**は、少なくとも平成15年４月１日から同16年３月31日までの間、複数の顧客からの有価証券の委託注文の受託に際し、この注文の発注者が取引の名義人になりすましている疑いがあるにもかかわらず、本人確認を行わないまま、この注文を受託、執行した。

・勧告年月日　　平成16年６月17日

・行政処分の内容　　是正命令（①今回の違反行為の是正、責任の所在の明確化、役職員の法令遵守

意識の徹底、本人確認の徹底を含む顧客管理体制の構築とその実効性の確保、②上記①の対応状況を報告するとともに、今後一年間、疑念口座の抽出とそれに対する措置の履行状況について３か月ごとに報告すること）

○　**エンゼル証券㈱**取締役東京支店長（当時）は、その業務に関し、複数の法人顧客等の口座開設に際し、口座開設申込人からの要請を受け、部下の営業員に対して取引の任に当たる自然人等の氏名を隠して取引を行うことを指示するなどして、この顧客又はこの取引の任に当たる自然人に係る必要な本人確認を行わないまま口座を開設し、平成15年４月10日以降、この顧客の株券の売買又は委託の取次ぎ注文を受託、執行した。

・勧告年月日　　平成16年６月22日
・行政処分の内容　　未定

※　なお、この勧告では、この役員が行った上記行為が、外務員の職務に関する著しく不適当な行為〔証取法第64条の５第１項第２号〕に該当するため、この外務員１名についても処分を求めている。

○　**ゲット證券㈱**営業部長は、平成15年１月６日以降、㈱キャッツ株式に係る相場操縦事件に係る犯則嫌疑者（告発と同時に起訴）が複数の法人口座において、これらの法人になりすまして取引を行っていることを知りながら、本人確認を行わないまま、取引を受託、執行した。

（注）平成16年２月24日、監視委員会が告発した㈱キャッツ株式に係る

相場操縦事件関連（第２章第２「２告発の状況」の「⑸キャッツ事件（その１　相場操縦）」参照）

・勧告年月日　　平成16年６月30日

・行政処分の内容　　全店舗における全ての証券業に関する業務の停止（３日間）ほか（同社に係る行政処分の全体については、55頁を参照）

⑨　相場操縦的行為の禁止［証取法159条第１項第３号、同項８号違反］

○　**日本電子証券㈱**代表取締役社長は、㈱大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させるための仮装売買等を行った。

（注）平成15年７月25日に監視委員会が告発、第２章第２「２告発の状況」の「⑵大阪証券取引所事件」参照。

・勧告年月日　　平成15年８月５日

・行政処分の内容　　イ　全店全業務に係る業務の５日間停止

ロ　オプション取引に係る業務の２ヶ月停止

ハ　業務改善命令（内部管理体制の抜本的な見直し、責任の所在の明確化及び人事の刷新、再発防止策の策定及び役職員の法令遵守意識の徹底、全役職員に対する研修の実施、社内検査体制の充実・強化、上記の対応状況を書面で報告し、実施状況及び結果を当分の間、四半期ごとに書面で報告すること）

2　役職員の処分を求める勧告

証券会社の役職員（外務員登録をしている者）の処分を求める勧告については、以下の類型の法令違反行為が認められた（役職員の処分勧告のみを行ったものについて記載しており、会社勧告を併せて行ったものは含んでいない。）。

①　取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第42条第１項第５号違反〕

外務員は、その業務に関し、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、取引を受託、執行した。（勧告対象８社11人）

②　特別の利益を提供することを約して勧誘する行為〔証取法第42条第１項第９号に基づく行為規制府令第４条第２号違反〕

外務員は、顧客に対し、株式注文の発注の見返りに、この外務員が受け取る歩合手数料の一部から金銭の支払いを行うことを約束して株式取引の勧誘を行い、現金で支払う方法又は口座へ振り込む方法により利益の提供を行った。（勧告対象１社１名）

③　投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買〔証取法第42条第１項第９号に基づく行為規制府令第４条第５号違反〕

⑴　外務員は、他社に開設した知人・家族名義等の複数の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買取引を多数回にわたり行った。（勧告対象１社１名）

⑵　外務員は、自己の取引口座を使用して、日計り取引など、自己の計算に基づく株券の売買その他の取引を多数回にわたり

行った。（勧告対象１社１名）

④　**職務上知りえた特別の情報に基づく有価証券の売買**〔証取法第42条第１項第９号に基づく行為規制府令第４条第５号違反〕

外務員は、業務の一環として入手した特定の発行体に係る公表前のアナリスト・レポートの情報に基づき、自己の計算によりこの発行体の株券の買付けを行った。（勧告対象１社１名）

なお、個別の勧告事案の概要については、附属資料171頁以下に掲載した。

３　金融先物取引業者の処分を求める勧告

①　**利益保証等を約した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、及び損失の補てん又は利益に追加するため財産上の利益を提供する行為**（金先法第74条第２号違反（⑴－イの行為）、第３号違反（⑴ロの行為）及び第７号に基づく金先法施行規則第25条第３号違反（⑵の行為））

○　**エー・シー・イー・インターナショナル㈱**取締役会長は、その業務に関し、

⑴　平成13年３月から平成15年９月にかけて、多数の顧客に対し、海外市場における通貨先物オプション取引につき、イ．損失の全部若しくは一部を当社が負担することを約し、又は利益を保証して勧誘し、ロ．取引などの種類、対象通貨、売買の別、対価の額等、金融先物取引法施行規則第24条各号に定める事項の全部について、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする契約をそれぞれ締結した上で、平成13年４月２日から平成15年９月18日までの間、取引を受

託、執行した。

⑵　平成13年６月から平成15年12月までの間、多数の顧客に対し、海外市場における通貨先物オプション取引について生じた顧客の損失の全部又は一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、顧客に損失が生じた取引を自己に付け替え、あるいは、自己に利益が生じた取引を顧客に付け替える方法により、これらの顧客に財産上の利益を提供した。

・勧告年月日　　平成16年６月30日

・行政処分の内容　　未定

②　金融先物取引業に関し、著しく不当と認められる行為（金融先物取引業協会規則「金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則」第４条第６号に規定する「顧客カード等により知り得た投資資金の額その他の事項に照らし、過当な数量の金融先物取引等の勧誘を行う行為」に該当し、組織的関与の下、内部管理体制が欠如している中で行ったこの行為は、金融先物取引業に関し、著しく不当な行為に該当する行為であって、取引の公正を害し、委託者の保護に欠けるもの）

○　**エー・シー・イー・インターナショナル㈱**は、海外市場における通貨先物オプション取引（以下この事例において「オプション取引」という。）の顧客への勧誘を積極的に行っていたが、一方で、営業部門から独立した顧客の日々の取引状況のチェックなどの顧客管理体制の整備を行っておらず、また、実施していた顧客面談制度等が形骸化しており、さらに、取締役社長等が、営業員に対し、営業に係る社内ルール等の条件を緩和するなどの指示や短期間での買増勧誘等の指示を行っていた。

そのような状況の中で、オプション取引について、多数の営

業員が、多数の顧客に対し、口座開設直後から、顧客に十分な投資判断能力が培われないうちに、短期間に一度も損益の結果を出すことがないまま数十枚もの建玉を勧めるなど、顧客の資産、能力等に照らして過大な投機的取引を勧誘し、その結果、これらの顧客に多額の損失を発生させており、当社は、海外金融先物取引の受託にあたり、「金融監督等にあたっての留意事項について（事務ガイドライン）」９－２－４⑵に規定する「過大な投機的取引の防止」に努めていなかった。

・勧告年月日　　平成16年６月30日

・行政処分の内容　　未定

4　自主規制機関の処分を求める勧告

⑴　犯則事件の調査の結果認められた法令違反［証取法第159条第１項第３号、同項８号違反］

㈱大阪証券取引所副理事長は、㈱大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させるための仮装売買等を行った。

（注）平成15年７月25日に監視委員会が告発、第２章第２「２告発の状況」の「⑵大阪証券取引所事件」参照。

⑵　㈱大阪証券取引所の自主規制業務の運営に関する問題点

検査基準日（平成14年５月８日）現在、大阪証券取引所の自主規制業務の運営に関して、以下のような問題点が認められた。

①　検査業務

長期的視野に立った検査担当者の人材育成が十分図られていないほか、検査計画の策定等に関し、組織的かつ十分な検討が行われていなかった。

また、検査を実施する取引参加者の選定に際し、同取引所市場における取引状況や同取引所内の関係部署で把握された情報など、検査周期以外の要素が加味されていなかった。

② 検査に基づく措置業務

措置基準が整備されていないほか、組織的な検討がなされないまま、取引参加者に対する措置が行われていた。

③ 市場監理業務

長期的視野に立った審査担当者の人材育成が十分図られていないほか、調査のための抽出基準が市場の実態に見合ったものとなっていなかったため、抽出件数が膨大であったり、皆無であるなど調査対象取引の効果的な抽出が行われていない状況であったにもかかわらず、この基準の見直しが行われていなかった。

また、仮装・馴合取引の調査の観点から抽出された取引であるにもかかわらず、対当取引を行った証券会社の自己取引の内容や抽出された取引の委託者の属性把握といった調査が行われていなかった。

④ 関連部署間の連携

自主規制本部内の連携や関係部署との情報交換が十分図られておらず、各種の情報が検査業務及び市場監理業務に活かされていなかった。

特に③の市場監理業務の問題点は、犯則調査の結果把握された違法行為が長期間放置された原因の一つと考えられ、深刻な自主規制業務の不備となっている。

・勧告年月日　　平成15年８月５日

・行政処分の内容　　イ　大阪証券取引所の発行する株券の大

阪証券取引所有価証券市場への上場に係る業務の停止（３ヶ月）、大阪証券取引所有価証券市場における「株式オプション取引」の新規上場に係る業務の停止（３ヶ月）

ロ　業務改善命令（①再発防止策を策定し、役職員に周知徹底する方策を講じること、②自主規制業務の運営に関する問題点に関し、組織体制や業務の方法等の抜本的な見直しを行うこと、③金融庁検査局から指摘されている問題について、その発生原因を究明した上で、具体的な改善策を講じること）

ハ　報告及び検証（①上記命令の実施状況について書面で報告すること、また、当分の間、四半期ごとに書面で報告すること、②命令の実施状況について大阪証券取引所監理官を中心とするプロジェクトチームにおいて検証すること）

（注）今回の処分は、監視委員会の検査・犯則事件の調査の結果行った勧告及び金融庁検査局の検査結果に基づいて行われたものである。

第5章　建　議

第1　概　説

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる（設置法第21条）。

建議は、監視委員会が、検査、調査の結果把握した事項等を総合分析して、法規制や自主規制ルールのあり方等について監視委員会としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものである。監視委員会の行う建議は、行政部局の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

監視委員会は、建議の具体的な内容として、取引実態等からみて現行の法規制、自主規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正を確保するとの観点から、法規制、自主規制ルールのあり方等について検討すべき課題及びその見直しの提起を行っている。

第2　建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

1　建議の実施状況

監視委員会は、証券会社の検査を行った結果、①証券会社のアナリスト・レポート及び証券アナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポー

トに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、金融庁長官に対して建議を行った。

2　建議の内容

建議において指摘した内容は、以下のとおりである。

証券会社の検査において、

①　証券会社が、自社に所属しない証券アナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、このアナリストは、その契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、この発行体に係る株券について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前にその株券の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及び証券アナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、

②　証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況、

が認められた。

上記①におけるアナリストの行為及び証券会社の管理状況は、このアナリストの証券取引上の利害関係の存在を明らかにしていないなど、アナリスト・レポートの信頼性を損ねることとなる不適切なものと認められること、また、②における証券会社の行為は、アナリスト・レポートに係るこの証券会社からの意見の独立性に関し、投資者に誤解を生ぜしめるべき表示をする行為と認められることから、それぞれ、証券市場に対する投資者の信頼を損なうものと認め

られる。

このように、投資者への勧誘等に際し使用するためにアナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼する証券会社は、アナリスト・レポートを利用して自らの営業を行っている以上、アナリスト・レポート及びアナリストに対する適切な管理や措置を講じるべき立場にあるものと考えられる。

そこで、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、証券会社が投資者の勧誘等に際し使用するアナリスト・レポートに関する利益相反行為等を防止するため、証券会社に対し、アナリスト・レポートの対象銘柄についてアナリスト自身の保有状況をアナリスト・レポートに開示させ、その内容を検証させることや、②における証券会社の行為が法令違反となることを周知することなど、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるための措置を講じる必要がある。

3　建議に基づいて執られた措置

平成15年12月16日付で監視委員会から金融庁に対して行った建議を踏まえ、日本証券業協会は、平成16年３月17日、「アナリスト・レポートの取扱い等について」（理事会決議）の一部を改正し、「会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリストと当該アナリスト・レポートの対象会社との重大な利益相反の関係について、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示するための措置を講じなければならない」（第７号⑴）、「会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部

アナリスト個人の有価証券の売買等又は保有に関し、当該外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認しなければならない」（第15号⑵）などの条項を追加した。

第６章　取引審査

第１　概　説

１　取引審査の概要

監視委員会は、犯則事件の調査、証券会社等の検査のほか、取引審査として、株価操作や内部者取引などの不公正な取引の疑いのある事例について、日常的に幅広く審査を行っている。

具体的には、まず、日常の市場動向の監視や各種の情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め又は資料を徴取している。

⑴　株価が急騰・急落した銘柄

⑵　投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な事実が発生した銘柄

⑶　新聞・雑誌・インターネットの掲示板等で話題になっている銘柄

⑷　一般から寄せられた情報に取り上げられている銘柄

次に、これら報告・資料に基づいて、株価操作、内部者取引等、法令違反の疑いのある取引について詳細な分析を行い、事実関係について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた証券会社に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された事案については、担当部門に情報提供された上で、一層の究明がなされることになる。

２　法令上の根拠

取引審査においては、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護

を図るため必要かつ適当であると認める場合は、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限及び範囲は、検査における権限と同様に証取法、外証法、金先法及び各政令において規定されている。（附属資料123頁以下参照）

3　自主規制機関との緊密な情報交換

こうした日常的な市場監視活動は、自主規制機関である証券取引所や日本証券業協会等でも行われており、その取引参加者等が適正に業務を遂行しているかをチェックする重要な機能を有している。このため、監視委員会では、これら自主規制機関の市場監視部門との間で、定期的又は随時に必要な連絡を取るとともに、事実関係に関する照会を行う等、緊密な情報交換を行っている。

第２　取引審査実績

1　審査の実施状況

平成15事務年度においては、取引審査担当者を32名（平成14年度末）から35名（平成15年度末）へと増加し、審査事務内容別に分けた以下の４班体制において、早期着手・早期処理の方針の下、効率的かつ機動的な審査を行った。

① 株価班
株価操作や作為的相場形成に係る審査を行う。

② 内部者班
インサイダー取引に係る審査を行う。

③ 機動班

社会的関心が高く即時対応が必要とされる案件に係る審査を行う。

④　情報班

インターネット上の風説の流布等の審査及び市場情報の収集・管理に係る業務を行う。

監視委員会及び財務局等の取引審査の実施件数は、以下のとおりである。

審査実施件数		平成15事務年度	（参考）平成14事務年度
合　　計		687	684
	監視委員会	382	429
	財務局等	305	255
（以下審査項目別内訳）			
価　格　形　成		154	147
	株価が急騰したもの	105	140
	その他株価が維持・固定化されたもの等	49	7
内部者取引		500	495
	業績予想の下方修正	86	163
	業績予想の上方修正	56	64
	新株等の発行等	63	56
	その他	295	212
そ　の　他		33	42
	風説の流布	6	13
	その他	27	29

2　審査結果の事例

本事務年度に行った主な審査事案は、以下のとおりである。

⑴　株価形成に関して審査を行った事案

①　Ａ社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰したことから、審査を行った。

②　Ｂ社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰し、ダイヤルＱ２や業界紙において仕手筋の介入が噂されていたほか、一般投資家からも「当社の株価が操作されているのではないか。」との情報提供があったことから、審査を行った。

③　Ｃ社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰し、特定委託者グループが以前から継続して関与していることや、一般投資家から「株価操作が行われているのではないか。」との情報提供があったことから、審査を行った。

④　Ｄ社株式の板状況について、一般投資家から、「ザラバ中の通常の約定株数に比べ大量の買注文の発注と取消しが数日にわたって繰り返し見受けられる。」との情報提供があったことから、審査を行った。

⑤　Ｅ社の海外におけるＣＢ（転換社債型新株予約権付社債）発行の公表後、株価が急落したことから、株価形成及び空売り規制違反の観点から審査を行い、事実関係を確認するため海外当局へ情報提供を要請した。

⑵　内部者取引に関して審査を行った事案

①　Ｆ社が、株式分割を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

②　Ｇ社が、Ｈ社の株券について公開買付けを行う旨の公表を

行ったが、公表直前にH社の株価及び出来高に変動があったことから、公表前の取引について審査を行った。

③　Ｉ社が、新株予約権の発行について取締役会で決議した旨を公表したが、一般投資家から「公表前に会社関係者が内部者取引を行っているのではないか。」との情報提供があったことから、公表前の取引について審査を行った。

④　Ｊ社が、民事再生手続開始の申立てを行った旨を公表したことから、公表前の取引について審査を行った。

⑤　K社が、自社株式の取得を公表したが、公表直前に、株価及び出来高に変動があったことから、公表前の取引について審査を行った。

⑥　Ｌ社の海外におけるＣＢ発行において、プレ・マーケティング（事前需要調査）に基づく情報伝達が行われていたことから、公表前の取引に関し審査を行い、事実関係を確認するため海外当局へ情報提供を要請した。

⑶　風説の流布その他の観点から審査を行った事案

①　一般投資家から、「M社に関するアナリストレポート及び週刊誌記事は誤りである。」との情報提供があったことから、風説の流布の観点から審査を行った。

②　一般投資家から、N社について、「管理銘柄に指定」「会社更生法を申請」との書き込みがあった旨の情報提供があったことから、風説の流布の観点から審査を行った。

第７章　一般からの情報の受付

第１　概　説

監視委員会に提供される情報は、年々増加傾向にあり、平成15事務年度は、前事務年度に引き続き年間3,000件を超える情報が寄せられている。

一般からの情報提供は、市場における投資者の声であり、監視委員会の検査、取引審査、及び犯則事件の調査を行う場合の端緒として有用性が高い。受け付けた情報が証券会社の検査における指摘事項の端緒になったものや、取引審査における重要な情報となったもの、更には犯則事件の調査における真相解明の端緒になったものもある。

このため、監視委員会では、政府広報や講演会等における情報提供の呼びかけや、監視委員会のホームページのリンク先の拡大を行うなど、積極的に情報提供の増加に取り組んでいる。

また、できるだけ多くの方から情報提供してもらうため、電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報の受付を行っている。

なお、証券会社と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報は、監視委員会の検査等において有効に活用することはもちろんであるが、情報提供者において個別的な紛争解決を求めている場合は、日本証券業協会において苦情処理体制が敷かれていることから、同協会の「証券あっせん・相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。

その他、商品先物取引など証券取引に関するものではない苦情等については、適宜関係する相談窓口を紹介している。

第２　情報の受付状況

監視委員会が平成15事務年度において投資者など一般から受け付けた情報は3,217件であり、前事務年度を上回り、平成４年の発足以来最高の受付件数となっている。これは、監視委員会の活動内容がより一層認知されてきたものと推測される。

特に、インターネットによる情報提供は、初めて2,000件を超え、引き続き多数の情報が寄せられている。情報提供手段別の具体的件数をみても、インターネット2,061件、電話616件、文書287件、来訪75件、金融庁や財務局から回付を受けたものが178件となっており、インターネットと電話で全受付件数の８割強を占めている。

情報の内容としては、個別銘柄に関するものが2,015件、証券会社の営業姿勢に関するものが655件、その他の意見等が547件となっている。

個別銘柄に関するものでは、風説の流布の疑いに関するものが最も多く全受付件数の約４分の１（787件）を占めており、インターネット掲示板への書き込みについての情報が中心である。これは、インターネットが普及してきたことに伴い、インターネット上に根拠のない噂や投資判断などが流される一方、これに関する情報提供が増加していることによるものと考えられる。

次いで、相場操縦の疑いに関するものが多く、全受付件数の２割強を占めており、投資者の間では市場における価格形成に対しての関心が高いことを示している。

また、証券会社の営業姿勢に関するものでは、無断売買や顧客の知識に照らして不当な勧誘、断定的判断の提供による勧誘に関するものが比較的多い。その他の証券会社の営業姿勢についての情報も多数寄せられており、証券会社と投資者との間において依然として十分な意思疎通が図られていない面があると推測される。

（詳細は別図参照）

《情報の連絡先》

郵　　送：〒100－8967　東京都千代田区霞が関３－１－１
証券取引等監視委員会事務局
総務検査課　情報処理係
代表電話：03－3506－6000（内線3091、3093）
直通電話：03－3581－9909
ＦＡＸ：03－5251－2136
インターネット：https://www.fsa.go.jp/sesc/watch

情報の受付状況

（別　図）

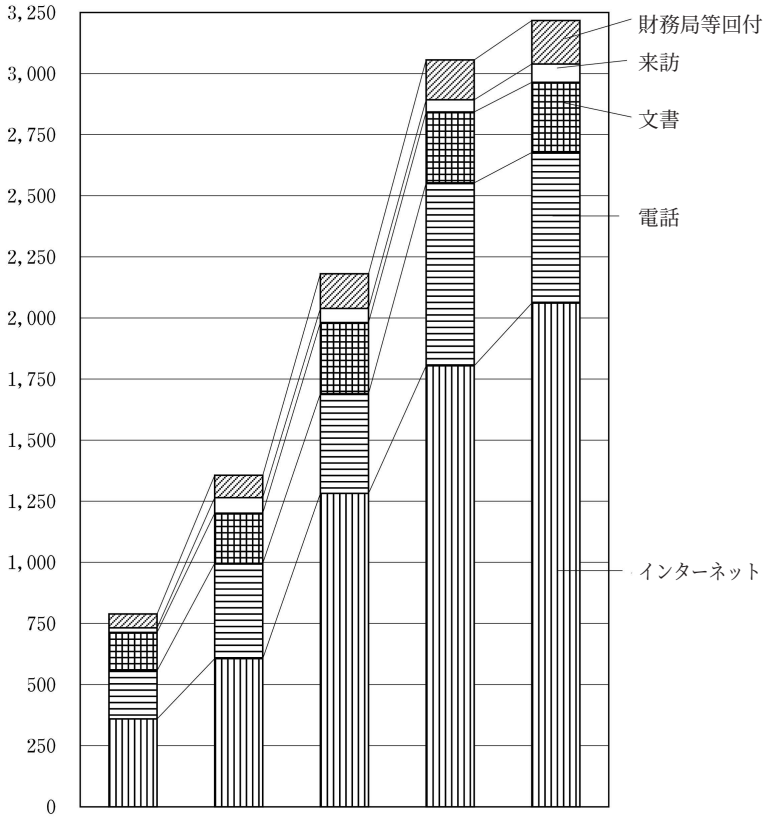

	11／7 ～12／6	12／7 ～13／6	13／7 ～14／6	14／7 ～15／6	15／7 ～16／6
インターネット	359	606	1,282	1,804	2,061
電　　話	198	390	408	749	616
文　　書	156	205	291	290	287
来　　訪	19	64	58	50	75
財務局等から回付	57	91	142	163	178
合　　計	789	1,356	2,181	3,056	3,217

（注）インターネットによる情報の受付は平成11年４月から開始した。

情報の内訳

		11／7 ～12／6	12／7 ～13／6	13／7 ～14／6	14／7 ～15／6	15／7 ～16／6
個別銘柄に関する情報		385	671	1,208	1,848	2,015
	相場操縦の疑い	162	317	601	759	680
	風説の流布の疑い	68	124	294	576	787
	内部者取引の疑い	90	122	195	271	282
	有価証券報告書等の虚偽記載の疑い	21	28	48	73	67
	損失保証・損失補てんの疑い	15	8	9	13	18
	無届け募集	18	57	42	29	34
	その他	11	15	19	127	147
証券会社の営業姿勢に関する情報		200	356	498	573	655
	無断売買	16	35	65	88	66
	断定的判断を提供した勧誘	7	35	49	30	27
	顧客の知識に照らして不当な勧誘	21	17	13	29	31
	取引一任勘定取引契約の締結	6	49	27	15	22
	大量推奨販売	3	5	1	6	3
	その他	147	215	343	405	506
その他意見等		204	329	475	635	547
合　　計		789	1,356	2,181	3,056	3,217

第８章　監視活動・機能強化への取組み等

第１　市場監視体制の充実・強化

１　組織の充実

⑴　組織の充実

平成16年度の機構・定員については、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、ディスクロージャー違反等の摘発に向けた犯則事件の調査体制の強化、証券会社の法令違反行為を見逃さない検査体制及び日常的な市場監視体制の強化を大きな柱として増員要求を行った結果、平成15年度の37人の増員に引き続き23人の増員が認められ、監視委員会の平成16年度（平成17年３月末時点）の定員は237人となる。増員の内訳としては、犯則事件の調査を行う特別調査課において18人、証券会社等に対する検査を行う証券取引検査官室において３人、日常的な市場監視を行う市場分析審査室において２人となっている。

（注）増員の一方で、３人の定員削減（計画による削減及び事務の効率化による削減）がある。

また、財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、証券仲介業制度の導入に伴う検査のための人員など全体で７人の増員が認められ、平成16年度末の定員は204人となり、監視委員会の定員と合計すると全体で441人となる。

⑵　民間専門家の採用

監視委員会は、平成15事務年度において、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図るため、デリバティブや有価証券のディーリング・トレーディング業務などに精通した者12人及び虚偽の記載のある有価証券届出書・報告書の提出等に係る犯則調査体制や

証券会社に対する検査体制を強化するため、弁護士や公認会計士６人を採用するなど、合計18人の民間専門家を採用している。このような民間専門家の採用は、平成12年から実施しており、平成16年６月末現在59人が在籍している。

2　情報収集・分析能力の向上

⑴　証券総合システム（SCAN−System）の活用等

監視委員会においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成５年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、証券会社の検査や日常的な市場監視、犯則事件の調査など監視委員会の業務に幅広く活用される総合的な電算システムであり、平成13年度までに基本的な開発を終了したが、なお業務の効率化の観点から引き続き各システムの機能充実を進めているところである。平成15事務年度においては、取引の審査を行う上で、これまで時間をかけて手作業で行っていた部分を自動化し、審査の効率化を図った。

（参考）証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム（SCAN−IPS）」、「電子開示財務内容分析システム（SCAN−ＳＴＡＦ）」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

⑵　職員研修の充実

監視委員会は、これまで実際の検査やその結果の分析などを通じて様々な監視手法に係るノウハウの蓄積を行ってきており、それらをオン・ザ・ジョブ・トレーニングや研修などを通じて職員に身に付けさせ、その資質向上に努めてきている。

また、近年、取引内容の仕組みが複雑化、多様化し新たな金融商品が続々と開発されるとともに、インターネット取引の急速な拡大など証券市場を取り巻く環境が日々刻々と変化してきている。こうした状況に迅速かつ的確に対応するため、個々の職員が高度な専門知識や技能を習得できるよう、業務に関する基礎的な研修はもとより、デリバティブ等に関する専門的な研修を実施している。さらに、海外規制当局における監視や検査の手法を習得し、監視委員会の市場監視業務に活かすため、米国証券取引委員会（ＳＥＣ）及び米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）が主催する研修等に委員会事務局職員を参加させたほか、英国金融サービス機構（ＦＳＡ）等に職員を派遣している。

第２　新たな監視機能について

１　概説

⑴　金融審議会金融分科会第一部会においては、日本版ビッグバンの成果を検証しつつ、「金融システムと行政の将来ビジョン（平成14年７月12日）」や「証券市場の改革促進プログラム（平成14年８月６日）」が示した方向性を念頭に、具体的な制度問題の審議が行われてきている。平成15年９月25日から行われた審議においては、市場への信頼を確立するための新たなツールの導入による市場監視機能の強化等について検討が行われ、同年12月24日に「市場機能を中核とする金融システムに向けて」と題する報告書がとりまとめられた。

その中では、監視委員会に関係するものとして「市場監視機能・体制の強化」が取り上げられ、その具体的方策として、課徴金制度の導入、金融庁から監視委員会への検査委任範囲の拡大等が報

告された。

⑵　この報告書を踏まえ、金融庁において証券取引法の改正に向けた検討が行われた結果、内外の経済・金融情勢の変化に対応し、市場機能を中核とする金融システムを改善・強化する必要性に鑑み、証券取引における課徴金制度の導入及び証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大による市場監視機能・体制の強化等を内容とする「証券取引法の一部を改正する法律案」が第159回通常国会に提出された。同法案は平成16年６月２日成立した。

この法律案により改正された証券取引法（以下「改正証取法」という。）は、課徴金制度の導入については平成17年４月１日から、監視委員会への検査範囲の拡大については平成17年７月１日から施行される。

以下、課徴金制度、監視委員会の検査権限の範囲の拡大について詳説する。

2　課徴金制度

課徴金とは、インサイダー取引等の違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的達成のため、証券取引法の一定の規範の違反者に対して、金銭的負担を課する行政上の措置である。金銭的負担の水準については、違反行為によって違反行為者が得られる経済的利得相当額を基準に法定している。

課徴金の対象となる違反行為は、インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計及び重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に基づく募集・売出しである。

監視委員会では、証券取引法第26条及び改正証取法177条に基づいた調査を行い、これらの違反行為が認められた場合には内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告を行うことができる。その後、金融庁にお

ける審判手続を経た上で、内閣総理大臣（金融庁長官に委任）から違反行為者に対し課徴金納付命令が発出されることとなる。

3　検査権限の範囲の拡大

現在、監視委員会が行っている検査は、証券会社等に対する検査のうち、取引の公正の確保に係る検査であり、その対象も証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所、金融先物取引業者、金融先物取引所等に限定されている。

改正証取法においては、検査の実効性・効率性の更なる向上を図る観点から、現在金融庁検査局が行っている証券会社の財務の健全性等に係る検査も監視委員会に委任されることとなる（注）。また、これまで監視委員会の検査対象ではなかった投資信託委託業者、投資顧問業者、特定目的会社等に対する検査も監視委員会に委任されることとなる。

更には、現在関東財務局長に委任されているディスクロージャー関係の検査について、金融庁が監視委員会に委任できることとなった。

なお、これらの検査に基づき必要があると認めるときは、取引の公正の確保に係る検査と同様に、勧告・建議を行うことができる。

（注）検査等の権限については、金融庁長官（検査局）が自ら行うことを妨げない。

第３　投資家への情報提供等の取組み

1　概説

監視委員会は、「講演会」の開催やインターネットを通じて監視委員会の活動状況等の情報を提供することにより、個人投資家等の監

視委員会に対する理解と証券市場等に対する信頼を深めてもらう工夫に取り組んでいる。また、監視委員会の活動に有用な端緒となる情報がより多く寄せられるよう、ポスターや新聞突き出し広告、ＣＳ放送を通じてその提供を求めている。

2　投資家への講演会・講義の開催状況

監視委員会は、国内各地に委員長や委員、事務局幹部が出向いて、監視委員会の活動状況を理解してもらうための「講演会」を開催している。このような講演会を通じて、監視委員会の活動をより多くの方々に知ってもらうことにより、監視委員会のプレゼンスの向上を図るとともに、個人投資家の監視委員会に対する信頼、ひいては証券市場に対する信頼の一層の向上に努めている。

平成15事務年度においては、平成15年９月に名古屋市、同年10月に熊本市（熊本大学）、平成16年３月に札幌市、同年５月に高松市（香川大学）、東京都内、同年６月に富山市（富山大学）の６カ所で開催した。

平成15年９月名古屋市で行われた講演会の模様
講師：高橋委員長

それぞれの講演会の概要は、監視委員会のホームページに掲載している。また、平成16年５月に開催した東京都内の講演会については、急速に拡大してきたインターネット取引の監視を中心とした委員会の取組みについて、主としてインターネット取引を行う一般投資家を対象に講演会を開催し、その模様を監視委員会及び関東財務局のホームページ上で約１ヶ月間

動画配信することにより、参加できなかった多くの方にインターネットで閲覧できるようにした。

3　ポスター・政府広報等による情報提供の呼びかけ

一般から寄せられる情報は、監視委員会の活動における検査、取引審査、犯則事件の調査を行うに際しての端緒として非常に有用である。平成15事務年度においては、情報提供数の増加のための新たな取組みとして、情報提供を呼びかけるポスターの掲示や政府広報の一環として新聞突き出し広告の掲載、ＣＳ放送番組での情報提供の呼びかけを行った。

情報提供を呼びかけるポスターの掲示については、「インサイダー取引、相場操縦などの不公正な行為を見かけたら、情報提供をお願いします。」との内容のポスターを11,500枚作成し、平成15年７月１日以降、証券会社・銀行の各店頭、一部私鉄の駅構内、日本百貨店協会加盟の百貨店、日本証券業協会、証券取引所、各財務局に掲示した。

また、政府広報による活動としては、「証券市場の不公正取引等に関する情報提供にご協力を」と題した新聞突き出し広告を作成し、平成16年１月下旬から２月上旬にかけて、新聞全国紙４紙（朝日新聞、産経新聞、毎日新聞、読売新聞）及び新聞ブロック紙３紙（北海道新聞、東京（中日）新聞、西日本新聞）に掲載した。

さらに、平成16年１月放送のＣＳ放送番組「政策対談　明日への

架け橋」のお知らせコーナーにおいて、証券市場の不公正取引等に関する情報提供の呼びかけを行った。

なお、投資家への講演会・講義においても、不公正取引や証券会社の営業姿勢等に関する情報の提供を呼びかけた。

以上のような活動の結果、実際にポスターや政府広報を見たという方などから多くの情報が寄せられた。

一般からの情報提供は年々増加してきているが、監視委員会としては、情報提供の重要性に鑑み、より一層の情報提供を呼びかけるなど今後も引き続き情報提供増加のための取組みを行っていくこととしている。

4　ホームページの充実

インターネットが普及している昨今、監視委員会は、ホームページを通じて様々な情報を提供してきた。これまでも、記者会見の概要や勧告などの公表資料等をタイムリーに掲載してきている。平成16年４月からは、証券会社等の検査における、勧告以外の指摘事項についても、４半期ごと（１月、４月、７月、10月）にその内容について公表することとし、ホームページに掲載を行った。今後とも、ホームページの内容についてはその充実を図っていくこととしている。

第４　関係当局との連携

1　概説

監視委員会は、我が国証券市場の規制当局である金融庁との間で緊密な情報交換を行うなど連携の強化に努めるとともに、各証券取引所や日本証券業協会などの自主規制機関との間でも緊密な情報交

換に努めている。

また、近年、証券市場における国際的な取引の増加などに伴い、国内市場の公正性の確保の上で、法務執行における国際的な協力と連携の強化がますます重要な課題となっている。監視委員会としても、海外の証券規制当局と意見・情報交換を行ったほか、証券規制分野での主要な国際会議に参加するなど、金融庁とともに海外の証券規制当局との連携の強化に努めており、今後とも国際間の相互協力促進に向けた活動の強化を図ることとしている。

2　金融庁関係部局との連携

監視委員会は、その業務を遂行する上で、我が国証券市場の規制当局である金融庁との間で、日常的に情報交換を行うなどの緊密な連携に努めている。例えば、平成14年８月に金融庁における証券市場行政を担当する部署間の相互の連絡を強化する目的で設置された「金融庁証券市場行政連絡会議」に、オブザーバーとして出席し、市場ルールの監視役としての立場から証券市場行政についての情報交換等を行なっている。また、検査局との間では、日常的な情報交換のほか、効果的な検査を実施するために、同一の被検査法人に対して同時検査を実施するなど、緊密な連携に努めているところである（第３章「検査」参照）。

3　自主規制機関との緊密な情報交換

日本証券業協会や各証券取引所などの自主規制機関は、証券市場の公正性・透明性を確保するため、自主規制ルールを制定するとともに、それぞれの機関に所属する会員等が法令や自主規制ルールに基づいて適正に業務を遂行しているかどうかをチェックする重要な機能を有している（附属資料144頁参照）。

監視委員会は、市場の公正性を確保し、投資者の信頼を保持するという目的を達成するため、証券市場の監視活動を効果的に行うべく、自主規制機関と日常的に緊密な情報交換を行っているところである。

また、日本証券業協会は、会員等のコンプライアンスの充実強化に資するために内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、監視委員会はこれらの研修の講師として、その職員を派遣している。

4　海外証券規制当局との連携

⑴　IOSCO（証券監督者国際機構）への参画

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的組織であり、世界の105の国・地域から174機関が加盟している。監視委員会は平成５年10月に加盟（注：準会員資格。なお、我が国からは金融庁が普通会員として加盟。）している。一年に一度、各国当局の委員長レベルが参加する年次総会が開催されており、監視委員会からも開催の都度委員長等が出席している。平成15事務年度には、第28回総会が韓国のソウル（平成15年10月）で、第29回総会がヨルダンのアンマン（平成16年５月）で、それぞれ開催された。

また、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し実務的な解決策を提案することを目的として、先進国・地域の関係当局から構成される専門委員会と、その下に５つの常設委員会（Standing Committee：SC）が設置されており、監視委員会は、そのうち法務執行及び情報交換に関する第４常設委員会（SC４）に参加している。SC４では、本年度、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各国当局間の情報提供や協力のあり方に

ついて、各国当局の経験を踏まえた議論が行われた。また、監視委員会は、専門委員会の下にテーマ別に設置される作業部会に参加し、金融庁と協力しつつ、証券分野における顧客本人確認に関する原則の策定作業に参画した。さらに、平成14年５月のIOSCO年次総会で採択された多国間MOU（海外証券当局間の多国間情報交換協定）について、加盟申請当局の承認の可否についての審査等、関係当局との議論に参加した。

上記の他、IOSCO内の地域ごとの枠組みであるアジア太平洋地域委員会の本会合及び法務執行担当者会合（平成16年２月、ニュージーランド。なお、委員会本会合はIOSCO総会時にも開催。）に参加し、監視委員会の概要及び活動状況について報告するとともに、地理的、経済的につながりの強いアジア地域の規制当局との連携の強化に努めた。

⑵　海外当局との二国間協力

①情報交換・交流

監視委員会は、海外証券規制当局との連携関係構築の見地から、国際会議などの場以外の二国間ベースでも、公式・非公式を問わず、積極的な情報交換や交流に努めてきている。

具体的には、これまで米国SEC、英国FSA、シンガポール通貨監督庁（MAS）、香港証券先物委員会（SFC）、フランス金融市場庁（AMF）及びドイツ連邦金融監督機構（BAFin）等の海外証券規制当局との間で、国際的に活動を行っている証券会社の行為規制遵守状況等について情報交換を行ってきている。また、不公正な取引の疑いのある事例については、情報交換に関する二国間協定の枠組みも活用しつつ、情報収集に努めている。

また、海外証券規制当局幹部との意見交換も随時行ってきて

おり、平成15事務年度においては、平成15年10月にはロシア連邦証券市場委員会（FCSM）のコスティコフ委員長訪日の際、監視委員会事務局長らと意見交換を行ったほか、平成16年３月の英国FSAのマッカーシー長官訪日の際には高橋委員長との間で意見交換が行われた。

② 情報交換協定の締結

証券市場における国際的な取引の増加などに伴い、国境を越えて各国市場の公正性を害する行為が発生することが予想されるため、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠である。海外証券規制当局との情報交換を円滑に行うため、金融庁を情報交換の主体として、これまで中国証券監督管理委員会（CSRC）、シンガポールMAS、米国SEC及びCFTCとの間で情報交換協定が締結されており、その他の海外証券規制当局との間でも情報交換に係る協定締結に向けた交渉が当局間で進められている。

⑶ 海外当局者を対象とした研修の実施

監視委員会は、平成15年12月に、アジア諸国をはじめとする新興市場国の証券当局法務執行担当者等29名の研修生を対象として、「第３回証券法務執行セミナー」を開催した。このセミナーは、監視委員会や金融庁の職員、さらに、我が国の自主規制機関やアジア太平洋地域の規制当局から招聘した実務担当者などを講師として、監視委員会の担う調査、検査及び取引審査実務を研修生に紹介し、アジア新興市場国の人材育成ひいては証券行政・市場の発展に貢献することを目的としている。

II　関係機関の活動状況

第９章　自主規制機関の行う公正確保業務

第１　自主規制機関の役割

自主規制機関（日本証券業協会、証券取引所、金融先物取引業協会、東京金融先物取引所）は、仲介者を会員等としつつ、適切な行為規範を確立し、会員等にその遵守を求めること等を通じて、市場と仲介者に対する利用者の信頼を高める立場にある。そうした努力が、長期的には仲介者自身の利益を増進することになるものである。今後、金融システム改革が進展する中で、法律に裏付けられた自主規制機関がその役割を適切に発揮していくことがますます重要となってきており、その活動の一層の充実が期待されている。監視委員会としては、このような関係にある自主規制機関と常に緊密な情報交換を行っている。

各自主規制機関の平成15年度における活動状況は、それぞれ以下のとおりである。

第２　日本証券業協会の活動状況

１　会員に対する監査の実施状況

⑴　監査の重点事項

会員（注１）に対する監査は、毎年策定する監査計画において重点事項を定めて実施している。

「平成15年度における会員に対する監査計画」によると、①顧客資産に係る分別保管の実施状況について点検を行うこと、②外務員登録の状況について点検を行うこと、③公正な取引の確保の観点から法令・諸規則の遵守状況について一層的確な点検を行うこと、④投資勧誘の適正化を一層推進する観点から、リテール営業

のいわゆる「適合性の原則」（注２）の遵守状況について点検を行うこと、⑤法令遵守体制、内部管理体制の充実・強化を一層推進する観点から、その整備・強化の状況について点検を行うことを重点事項としている。

（注１）日本証券業協会の協会員は、権利義務の違いにより次の２種類に区分される。

① 会　　員　　証券会社及び外国証券会社

② 特別会員　　登録金融機関

（注２）「適合性の原則」とは、証券会社の投資勧誘は、投資者の投資判断に対して大きな影響を与えることから、投資者の意向と実情に適合したものでなければならないという考え方であり、証券会社は、顧客の投資経験や投資目的、財産状況等について、十分把握するよう努めることが求められている（証取法第43条、協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第２条以下参照）。

⑵　監査の実施状況

平成15年度は104社（国内証券会社90社、外国証券会社14社）の監査を実施している。

なお、監査の実施状況については、附属資料216頁を参照。

⑶　監査結果の概要

平成15年度における監査の結果をみると、①法令関係（主として法令で定められているもの）に関して、顧客分別金の信託不足、未登録者の外務行為、事故確認等一定の手続を経ないことなどにより生じた損失補てん、法定帳簿等の記載不備等が引き続き把握されているほか、②協会規則関係（主として協会規則で定められているもの）に関して、顧客との金銭・有価証券の貸借、地場出し等といった違反及び内部管理の不備が認められている。

これら法令・規則違反のうち、特に改善を図る必要があると認められた会員２社（平成14年度11社）については、改善状況報告書の提出を求めている。

2　特別会員に対する監査の実施状況

⑴　監査の重点事項

特別会員に対する監査は、会員に対する監査と同様に、毎年策定する監査計画において重点事項を定めて実施している。

「平成15年度における特別会員に対する監査計画」によると、①顧客資産に係る分別保管の実施状況について点検を行うこと、②外務員登録の状況について点検を行うこと、③公正な取引の確保の観点から法令・諸規則の遵守状況について一層的確な点検を行うこと、④投資勧誘の適正化を一層推進する観点から、リテール営業のいわゆる「適合性の原則」の遵守状況について点検を行うこと、⑤法令遵守体制、内部管理体制の充実・強化を一層推進する観点から、その整備・強化の状況について点検を行うことを重点事項としている。

⑵　監査の実施状況

特別会員に対する監査は、主に日本証券業協会から業務委託を受けた全国銀行協会などの特別会員の組織する団体（６団体）が、日本証券業協会から監査員に任命された職員をもって実施しており、平成15年度は72機関（銀行48、信用金庫13、保険会社10、短資会社１）の監査を実施している。

なお、監査の実施状況については、附属資料216頁を参照。

⑶　監査結果の概要

監査の結果、顧客資産の分別保管の不備、未登録者の外務行為、取引残高報告書の未交付等、事故報告書の未提出、広告の事前審査漏れ等の法令・諸規則違反が認められている。

3　売買審査の実施状況

⑴　店頭売買有価証券の売買管理

売買審査の業務を行う店頭市場部は、店頭登録株式について、市場情報を自ら収集し、株価・出来高や会員の売買取引に係る関与状況の把握を行って、その内容に異常性を認めた銘柄のほか、法令違反の疑いのある事実や、店頭登録会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が発生した銘柄の売買内容を調査し、必要がある場合には、更に詳細な審査を行うこととしている。

売買審査の結果、必要があれば監査部による監査を要請するなど、関係各部門が相互に緊密な連携を図りつつ市場監視を行うこととしている。

また、不適正な売買取引が認められた場合には、その売買取引に関与した会員に対して、再発防止の観点から定款に基づく措置を講じることとし、不適正な売買取引とは認められないものの、その疑いが持たれる売買取引が認められた場合には、不公正取引の未然防止の観点から、会員に対し注意を行うこととしている。

なお、審査の実施状況については、附属資料217頁を参照。

⑵　取引所有価証券市場外における上場有価証券の売買管理

売買審査の業務を行う店頭市場部は、上場有価証券の取引所有価証券市場外売買に関し、会員から売買価格等の報告を提出させ、売買価格が日本証券業協会の規則で定めている価格制限に違反していないか等についての管理を行うこととしている。

4　協会員に対する処分等の概要

日本証券業協会は、協会員が法令又は協会の規則等に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなど定款第25条に定める

事項に該当すると認めるときは、その協会員に弁明の機会を与えた上、理事会の決議により、譴責、１億円以下の過怠金の賦課（重大な法令違反であって、証券界の信用を著しく失墜させた場合は上限５億円）、６か月以内の会員権の停止・制限又は除名の処分を行うことができる。

平成15年度に行った定款第25条に基づく処分は、過怠金の賦課が12件・総額１億6,900万円となっている。

第３　証券取引所の活動状況

１　会員等に対する検査の実施状況

⑴　主な検査項目

東京証券取引所及び大阪証券取引所を例にとると、取引参加者に対する検査（東京証券取引所においては考査。以下同じ。）は、毎年策定する検査計画において検査項目を定めて実施している。

「平成15年度検査計画」（東京証券取引所においては「平成15年度考査計画」）によると、①取引参加者の受託から決済に係る業務等に関する法令及び取引所規則の遵守状況について、より効率的で深度のある調査を実施し、適正な手続きを踏まえて認定した違反行為に対しては厳格な措置を講ずること、②違反行為の指摘に止まらず、違反の未然防止を図ることも重要な役割と考え、取引参加者の社内管理体制の把握に努め、取引参加者のコンプライアンス体制の充実に資するべく、的確なサポートを行うこと、③当該サポートをより効果あるものとするため、「証券検査マニュアル」の内容を踏まえながら、法令等遵守態勢の整備状況を中心に調査を行うこと、④他の自主規制機関等との連携強化を図り、効率的で実効性のある検査を実施することを基本姿勢とし、主に空

売り規制に関する事項、信用保証金・先物証拠金に関する事項等について点検を行うことを検査事項としている。

（注）監視委員会の証券取引所に対する検査については、第３章第９「自主規制機関に対する検査」参照。

⑵　検査の実施状況

平成15年度は、東京証券取引所においては46社（国内証券会社39社、外国証券会社７社）について、また、大阪証券取引所においては16社（国内証券会社11社、外国証券会社５社）について検査を実施している。

⑶　検査結果の概要

東京証券取引所及び大阪証券取引所の平成15年度における検査結果をみると、①法定帳簿の記載不備等、②空売りに関する不備、③信用取引委託保証金に関する不備、④自己資本規制比率に関する不備、⑤新規上場銘柄の売買等に関する規制措置違反、⑥差金決済取引に係る不備、⑦自己・委託区分訂正申告書の未提出、⑧上場前の公募又は売出し等に関する不備、⑨不適正な約定訂正処理、⑩信用取引の弁済期限の超過、⑪取引所市場外取引の日本証券業協会への未報告、⑫事故報告書（事後報告）の未提出などが認められている。

なお、検査の結果、特に改善を図る必要があると認められた東京証券取引所の取引参加者８社（平成14年度11社）及び大阪証券取引所の取引参加者４社（平成14年度３社）については、改善報告書の提出を求めている。

なお、検査の実施状況については、附属資料223頁を参照。

2　売買審査の実施状況

東京証券取引所を例にとると、売買審査の業務を行う売買審査部

は、集積した市場データ等から抽出した銘柄、株式部等から売買取引の状況に異常性があると連絡を受けた銘柄や、上場部から有価証券の投資判断に重要な影響を与える情報が生じたと連絡を受けた銘柄について調査・審査を行い、関係各部門と相互に緊密な連携を図りつつ市場監視を行うこととしている。

売買審査の結果、不適正な売買取引が認められた場合には、その売買取引に関与した取引参加者に対して、再発防止の観点から、処分を含め内容に応じた措置を講じることとし、また、不適正な売買取引とは認められないまでも、その疑いが持たれる売買取引が認められた場合には、不公正取引の未然防止の観点から、今後の取引に関して慎重を期するよう注意を喚起することとしている。

なお、大阪証券取引所をはじめ他の証券取引所においても同様に売買審査を行っており、売買審査の結果、不適正な売買取引が認められた場合には、関与した取引参加者について処分等を実施することとしている。

なお、売買審査の実施状況については、附属資料224頁を参照。

3　取引参加者等に対する処分等の概要

証券取引所は、取引参加者又は会員（以下「取引参加者等」という。）が法令又は定款等の諸規則に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなどの場合は、その取引参加者等を審問の上、１億円以下の過怠金の賦課（法令等に違反し、証券取引所の信用を著しく失墜させた場合は上限５億円）、戒告、６か月以内の市場における有価証券の売買等の停止・制限、取引資格の取消し（会員の場合は６か月以内の会員権の停止又は除名）の処分を行うことができる。

また、取引参加者等が法令により業務の停止又は登録の取消しの

行政処分を受けた場合には、その処分の内容に応じ、市場における有価証券の売買等の停止・制限又は取引資格の取消しを行う。

平成15年度に東京証券取引所が行った処分は、過怠金の賦課が10件・総額１億円となっており、売買等の制限を課したものが10件となっている。また、大阪証券取引所においては、過怠金の賦課が３件・総額8,100万円、戒告が１件となっており、売買等の制限を課したものが７件となっている。

第４　金融先物取引業協会の活動状況

１　会員に対する監査の実施状況

金融先物取引業協会の会員に対する監査は、毎年策定する監査計画において監査事項を定め実施している。

「平成15年度監査計画」によると、金融先物取引の受託管理の状況、証拠金の管理状況、金融先物取引に係る行為規制の遵守状況、法定帳簿の整備状況を主な監査項目としている。

監査の結果をみると、法定帳簿及び事業報告書の記載不備、社内規程の不備のほか不適正な勧誘とみられる事例等が認められており、これらについて是正を指導している。

なお、監査の実施状況については、附属資料229頁を参照。

２　会員に対する処分の概要

金融先物取引業協会は、会員が法令又は協会の規則等に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなど定款第19条に定める事項に該当すると認めるときは、その会員に弁明の機会を与えた上、理事会の決議により、譴責、１億円以下の過怠金の賦課、６か月以内の会員の権利の停止・制限又は除名の処分を行うことができ

る。

平成15年度に行った定款第19条に基づく処分は、譴責及び過怠金200万円の賦課が各１件となっている。

第５　東京金融先物取引所の活動状況

東京金融先物取引所の会員に対する考査は、毎年策定する考査計画において考査事項を定め実施している。

「平成15年度考査計画」によると、金融先物取引の受託管理の状況、社内管理体制の整備状況、金融先物取引に係る禁止行為等に関する諸規則の遵守状況を主な考査事項としている。

考査の結果をみると、注文伝票の作成・保存が適正に行われていない事例、証拠金を適正に分別管理していない事例及び金融先物取引口座設定約諾書を適正に更新していない事例等が認められており、これらについて是正を指導している。

なお、考査の実施状況については、附属資料232頁を参照。

附 属 資 料

附 属 資 料

○　基本的な考え方　－新体制の発足にあたって－……114
1　監視委員会の組織・事務概要
1－1　組織及び事務概要……116
1－2　証券取引等の監視体制の概念図……118
1－3　内閣総理大臣、金融庁長官、監視委員会、財務局長等の関係の概念図……119
1－4　機構図……120
1－5　組織・事務に係る法令の概要……122
1－6　監視委員会と自主規制機関との関係の概念図……144

2　監視委員会の活動実績
2－1　告発実施状況……145
2－2　検査実施状況……160
2－3　勧告実施状況……168
2－4　建議実施状況……206
2－5　取引審査実施状況……213

3　自主規制機関の組織・事務概要及び活動実績
3－1　日本証券業協会の組織及び業務……214
3－2　日本証券業協会の活動状況……216
3－3　日本証券業協会機構図……218
3－4　証券取引所の組織及び業務……221
3－5　証券取引所の活動状況……223

３－６　東京証券取引所機構図……225
３－７　大阪証券取引所機構図……226
３－８　金融先物取引業協会の組織及び業務……228
３－９　金融先物取引業協会の活動状況……229
３－10　金融先物取引業協会機構図……230
３－11　東京金融先物取引所の組織及び業務……231
３－12　東京金融先物取引所の活動状況……232
３－13　東京金融先物取引所機構図……233

基　本　的　考　え 方

－新体制の発足にあたって－

<監視委員会の使命>

監視委員会の使命は、

・取引の公正の確保を図り

・市場に対する投資者の信頼を保持する

ことである。

<目標>

新体制においても、引き続き

個人投資家の保護に全力を尽くす

ことを最大の目標とする。

<基本方針>

この目標を達成するための監視委員会の基本方針は、以下のとおり。

・市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃

相場操縦やインサイダー取引など、投資者を欺き、証券市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃を図る。例えば、いわゆる仕手筋等による大規模な相場操縦等の徹底摘発を図る。

・市場仲介者の法令違反行為の摘発

投資者の利益を犠牲にして自らの利益をあげるような証券会社やその役員・職員など、市場仲介者の法令違反行為の徹底摘発を図る。

・有価証券発行体の虚偽の開示等の摘発

有価証券届出書等の開示書類の虚偽記載等、投資者を欺き、自らの資金調達を不正に有利に行おうとする発行体の徹底摘発を図る。

<重点事項>

この基本方針を着実に実施していく上で、監視委員会として当面重点をおく活動を示すと、以下のとおり。

・課徴金調査の的確な実施

17年4月以降インサイダー取引等の不公正取引及び有価証券届出書等の開示書類の虚偽記載に対する課徴金制度が導入され、その調査権限が監視委員会に付与される。監視委員会としては、課徴金調査のための体制整備に努め、当該調査を的確に実施する。

・検査一元化への的確な対応

17年7月以降金融庁から監視委員会への検査権限委任の範囲が拡大される。監視委員会としては、そのための体制整備に努め、新たに付与される検査権限を的確に行使し、効率的で深度ある検査を実施する。

・新商品等市場の新たな動きへの対応

近年様々な仕組みのオプション取引等、個人投資家にとって容易には理解しにくい商品が個人投資家にも大量に売られている。こうした新商品や新たな取引形態の出現、さらにはIT化の進展など市場における新たな動向の中で、不正な取引が発生していないか、市場仲介者に不正な勧誘等がないか等、機動的に調査・検査を行う。

また、外国為替証拠金取引の検査権限が監視委員会に付与された際には、的確に対応する。

・クロスボーダー取引への対応

金融取引のグローバル化やIT化が進展する中、我が国の市場において、海外の投資ファンド等の非居住者が関与する形で法令違反の疑いのある取引が行われる例があるが、監視委員会として、こうした取引の実態解明に積極的に取り組むとともに、外国当局とこれまで以上に緊密に連携をとることにより、適切に対処していく。

・人員の増強

基本方針を着実に実施するためには、引き続き、人員の増強が必要であり、関係当局の理解を求めつつ、必要な人員の確保に努める。

・監視委員会のプレゼンスの向上

監視委員会の存在自体が、不公正取引の効果的な抑止力となるよう、監視委員会のプレゼンスの向上を図るとともに、投資者の監視委員会に対する信頼ひいては証券市場に対する信頼が一層向上するように努める。そのため、摘発実績をあげるとともに、監視委員会のホームページや講演会等を通じて、監視委員会の活動状況をより多くの方々に理解していただくよう努める。

1　監視委員会の組織・事務概要

1－1　組織及び事務概要

⑴　監視委員会設置の経緯

平成３年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年７月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年９月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第８条に基づく委員会を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成４年２月、証券取引等監視委員会の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆･参両議院での審議を経て同年５月29日に成立し、同年６月５日に法律第73号として公布、同年７月20日に施行され、同日、監視委員会が発足した。

⑵　金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年６月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、監視委員会の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、監視委員会は、従前の体制のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁及び監視委員会は金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年７月１日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画･立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、監視委員会は、従前の体制のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年１月６日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、監視委員会は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、現在に至っている。

１－２　証券取引等の監視体制の概念図

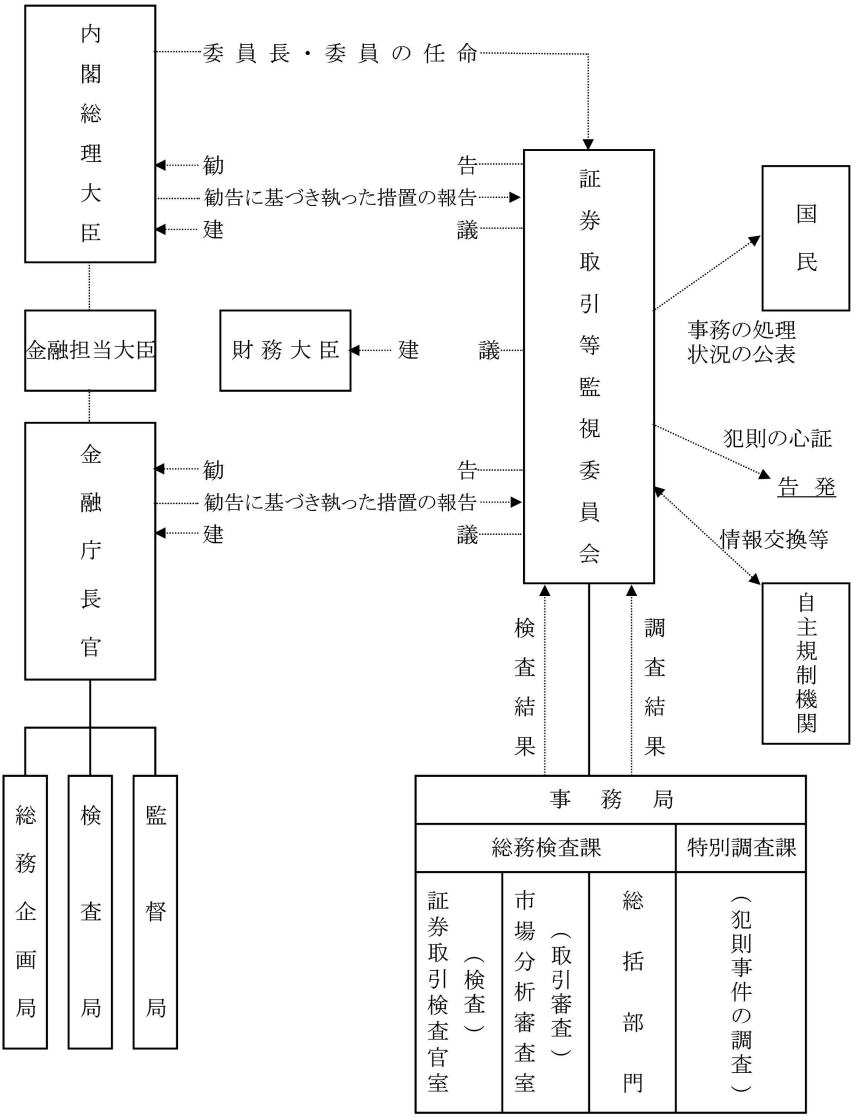

（注）勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第20条、第21条）。

１－３　内閣総理大臣、金融庁長官、監視委員会及び財務局長等の関係の概念図

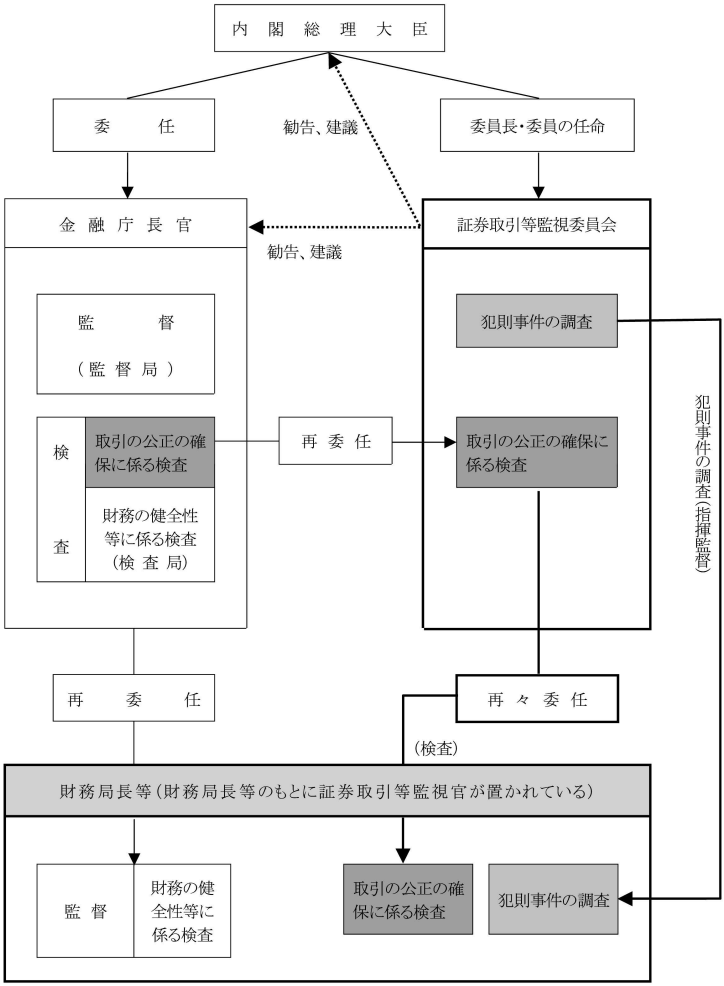

（注）犯則事件の調査については、監視委員会職員の固有の権限である。

・任意調査権限（証取法第210条、外証法第53条、金先法第106条、本人確認法第18条）

・強制調査権限（証取法第211条、外証法第53条、金先法第107条、本人確認法第18条）

１－４　機構図

１　監視委員会の機構図

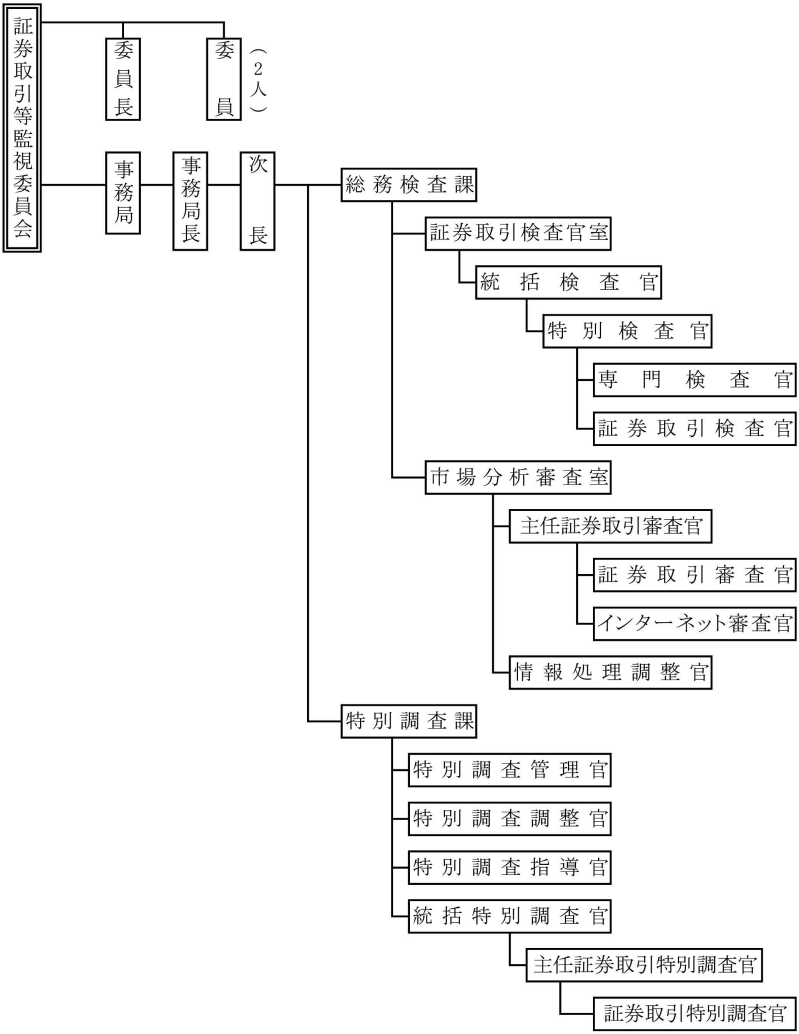

2　財務局の機構図（関東財務局）

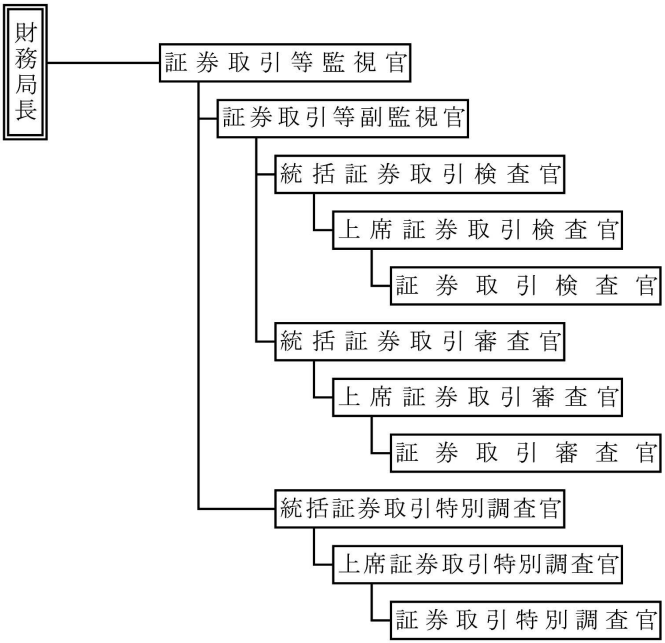

１－５　組織・事務に係る法令の概要

１　監視委員会の組織、権限等

監視委員会の組織、権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条　項	規　　定　　の　　概　　要
第４条	金融庁の所掌事務
第６条	監視委員会の設置
第８条	監視委員会の所掌事務
第９条	委員長及び委員の職権の行使
第10条	監視委員会の組織
第11条	委員長
第12条	委員長及び委員の任命
第13条	委員長及び委員の任期
第14条	委員長及び委員の身分保障
第15条	委員長及び委員の罷免
第16条	委員長及び委員の服務等
第17条	委員長及び委員の給与
第18条	会議
第19条	事務局
第20条	勧告
第21条	建議
第22条	事務の処理状況の公表

2　検査、報告・資料の徴取及び犯則事件の調査の権限、範囲

⑴　検査及び報告・資料の徴取の権限、範囲

①　検査及び報告・資料の徴取権限

監視委員会は、証券取引等の公正の確保に係るものに限り、証券会社等に対する検査の権限及び報告又は資料の提出を命じる権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔証取法〕

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第59条第１項、第３項	第194条の６第２項第１号	証券会社、証券会社と取引をする者、証券会社の子会社、証券会社を子会社とする持株会社、証券会社の親銀行等、証券会社の子銀行等
第65条の２第10項	第194条の６第２項第２号	登録金融機関、登録金融機関と取引をする者、 登録金融機関を子会社とする持株会社
第66条の20	第194条の６第２項第３号	証券仲介業者、証券仲介業者と取引する者
第79条の14	第194条の６第２項第４号	日本証券業協会、店頭売買有価証券の発行者
第151条	第194条の６第２項第５号	証券取引所、証券取引所の子会社、上場有価証券の発行者
第155条の９	第194条の６第２項第６号	外国証券取引所、外国証券取引所参加者
第189条第１項	第194条の６第２項第７号	（外国証券規制当局の求めにより、報告聴取等を行う場合）

〔外証法〕

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第31条	第42条第２項	外国証券会社、外国証券会社の支店と取引を行う者、特定法人等、特定金融機関、許可外国証券業者、許可外国証券業者と取引を行う者

〔金先法〕

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第52条	第92条第２項第１号	金融先物取引所、金融先物取引所の子会社、金融先物取引所の会員等
第55条の10第１項	第92条第２項第２号	外国金融先物取引所、外国金融先物取引所参加者
第77条	第92条第２項第３号	金融先物取引業者、金融先物取引業者と取引をする者
第90条	第92条第２項第４号	金融先物取引業協会

〔本人確認法〕

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第７条 第８条第１項	第13条第４項	証券会社、外国証券会社、金融先物取引業者、登録金融機関

（注）報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 検査及び報告・資料の徴取権限の範囲

イ 証取法及び外証法に基づく権限の範囲

(イ) 証券会社

証取法第194条の６第１項及び第２項第１号により内

閣総理大臣及び金融庁長官から委任された証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第１項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

条　　項	規　定　の　概　要
第29条の２第１項	認可の条件
第32条第１項・第２項	取締役又は監査役等の親銀行等・子銀行等における兼職の禁止
第37条	取引所有価証券市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条	向い呑みの禁止
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等）
第42条の２	損失保証・損失補てんの禁止等
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務
第44条	投資顧問業等証券会社の行うその他業務に係る禁止行為
第45条	証券会社の親法人等又は子法人等との間の禁止行為
第46条	引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限

条　　項	規　定　の　概　要
第61条第１項	日本証券業協会の非協会員又は取引所の非会員のルール遵守状況の監督義務
第129条	呑行為の禁止
第130条第１項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦的行為の禁止
第161条第１項	証券会社等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り等政令に違反する行為の禁止
第162条の２	上場等株券の取引の公正確保
第163条、第164条	上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第167条の２	無免許市場での取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

(ロ) 外国証券会社国内支店及び特定金融機関

外証法第42条第１項及び第２項により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された外国証券会社、その支店と取引を行う者、特定金融機関及び許可外国証券業者等に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、外証法施行令第20条において定められており、基本的に証券会社に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲と同様である。

(ハ) 登録金融機関

証取法第194条の６第１項及び第２項第２号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された登録金融機関に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第２項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

条　　項	規　定　の　概　要
第65条の２第４項で準用する第29条の２第１項 第65条の２第５項で準用する	認可の条件
第37条	取引所有価証券市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条	向い呑みの禁止
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務

条　　項	規　定　の　概　要
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等）
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務
第61条第1項	日本証券業協会の非協会員又は取引所の非会員のルール遵守状況監督義務
第65条の２第６項で準用する	
第42条の２	損失保証・損失補てんの禁止等
第129条	呑行為の禁止
第130条第１項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦的行為の禁止
第161条第１項	証券会社等の自己計算及び過当な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り等政令に違反する行為の禁止
第162条の２	上場等株券の取引の公正確保
第163条、第164条	上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等

条　　項	規　定　の　概　要
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

㈡　証券仲介業者

証取法第194条の６第１項及び第２項第３号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された証券仲介業者に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第３項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

条　　項	規　定　の　概　要
第66条の10	証券仲介業者の明示義務
第66条の11	証券仲介業者の禁止行為
第66条の13	証券仲介業者又はその役職員の禁止行為
第66条の14において準用する	
第42条の２	損失保証・損失補てんの禁止等
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務

㈱　証券業協会及び証券取引所

証取法第194条の６第１項及び第２項第４号、第５号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された証券業協会及び証券取引所に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証券業協会については証取法施行令第38条第４項に、証券取引所については同条第５項に規定されている。

具体的には、①証取法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールの遵守状況の調査に係る業務、②これらの規定やルールに違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔証取法〕

条　　項	規　定　の　概　要
第29条の2第1項	認可の条件
第32条第１項・第２項	取締役又は監査役等の親銀行等・子銀行等における兼職の禁止
第37条	取引所有価証券取引市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条	向い呑みの禁止
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等）

条　　項	規　定　の　概　要
第42条の２	損失保証・損失補てん等の禁止
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務
第44条	投資顧問業等証券会社の行うその他業務に係る禁止行為
第45条	証券会社の親法人等又は子法人等との間の禁止行為
第46条	引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限
第66条の10	証券仲介業者の明示義務
第66条の11	証券仲介業者の禁止行為
第66条の13	証券仲介業者又はその役職員の禁止行為
第129条	呑行為の禁止
第130条第１項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦的行為の禁止
第161条第１項	証券会社等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り等政令に違反する行為の禁止
第162条の２	上場等株券の取引の公正確保
第163条、第164条	上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等

条　　項	規　定　の　概　要
第165条	上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

㈩　外国証券取引所

証取法第194条の６第１項及び第２項第６号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された外国証券取引所に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第６項に規定されている。

具体的には、①証取法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールの遵守状況の調査に係る業務、②これらの規定やルールに違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔証取法〕

条　　項	規　定　の　概　要
第29条の2第1項	認可の条件
第32条第1項・第2項	取締役又は監査役等の親銀行等・子銀行等における兼職の禁止
第37条	取引所有価証券取引市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条	向い呑みの禁止
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等）
第42条の２	損失保証・損失補てん等の禁止
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務
第44条	投資顧問業等証券会社の行うその他業務に係る禁止行為
第45条	証券会社の親法人等又は子法人等との間の禁止行為
第46条	引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限
第129条	呑行為の禁止
第130条第１項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等

条　　項	規　定　の　概　要
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦的行為の禁止
第161条第１項	証券会社等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り等政令に違反する行為の禁止
第162条の２	上場等株券の取引の公正確保
第163条、第164条	上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

ロ　金先法に基づく範囲

(イ)　金融先物取引所会員

金先法第92条第１項及び第２項第１号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引所会員に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第９条第２項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金先法〕

条　　項	規　定　の　概　要
第44条	相場操縦的行為の禁止
第45条	過当な件数の取引等の制限
第47条第１項 第44条の3第2項 において準用する	金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の２	受託等のための不正行為の禁止
第91条の３	虚偽の相場の公示の禁止

(ハ)　外国金融先物取引所

金先法第92条第１項及び第２項第２号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された外国金融先物取引所に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第９条第３項において定められており、個別的

に掲げると以下のとおりである。

〔金先法〕

条　　項	規　定　の　概　要
第44条	相場操縦的行為の禁止
第47条第１項	外国金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第57条第１項	許可の条件
第68条	広告の規制
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第70条	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	呑行為の禁止
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の２	受託等のための不正行為の禁止
第91条の３	虚偽の相場の公示の禁止

㈡　金融先物取引業者

金先法第92条第１項及び第２項第３号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引業者に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第９条第４項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金先法〕

条　　項	規　定　の　概　要
第44条	相場操縦的行為の禁止
第57条第１項	許可の条件
第68条	広告の規制
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第70条	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	呑行為の禁止
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の２	受託等のための不正行為の禁止
第91条の３	虚偽の相場の公示の禁止

㈱　金融先物取引所及び金融先物取引業協会

金先法第92条第１項及び第２項第１号及び第４号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引所及び金融先物取引業協会に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金融先物取引所については金先法施行令第９条第１項に、金融先物取引業協会については同条第５項に規定されている。

具体的には、①金先法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールの

遵守状況の調査に係る業務、②これらの規定やルールに違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔金先法〕

条　　項	規　定　の　概　要
第44条	相場操縦的行為の禁止
第45条	過当な件数の取引等の制限
第47条第１項	金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第57条第１項	許可の条件
第68条	広告の規制
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第70条	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	呑行為の禁止
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の２	受託等のための不正行為の禁止
第91条の３	虚偽の相場の公示の禁止

ハ　本人確認法に基づく権限の範囲

証券会社、外国証券会社、金融先物取引業者、登録金融機関

本人確認法第13条第４項により金融庁長官から委任された金融機関等に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範

囲は、同項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔本人確認法〕

条　　項	規　定　の　概　要
第３条	本人確認義務
第４条	本人確認記録の作成義務等
第５条	取引記録の作成義務等
第６条	金融機関等の免責

⑵　犯則事件の調査の権限、範囲

①　犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取とは異なり、監視委員会職員の固有の権限として規定されており、また、権限行使の対象も証券会社等に限定されず、広く投資者を含め証券取引等に関与するすべての者に対し行使することができる。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
証取法第210条 外証法第53条 金先法第106条 本人確認法第18条	犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限

根拠規定	犯則事件の調査の権限
証取法第211条 外証法第53条 金先法第107条 本人確認法第18条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第11条）及び本人確認法第18条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

条項	行為者	規定の概要
第5条、第24条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第23条の３等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第27条の３等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第27条の23等	大量保有者	大量保有報告書等の提出義務等
第29条の２	証券会社等	証券会社に対する認可の条件
第40条	証券会社等	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	証券会社等	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条の２	証券会社等	損失保証・損失補てん等の禁止
第157条	何人も	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示による財産取得の禁止等

条　項	行為者	規　定　の　概　要
第158条	何　人　も	相場変動の目的等の風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	何　人　も	相場操縦的行為の禁止
第161条第1項	取引所会員等	証券会社等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第163条、第164条	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	何　人　も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	何　人　も	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	何　人　も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

〔外証法〕

条　項	行為者	規　定　の　概　要
第７条第３項	外国証券会社	証券会社に対する認可の条件
第14条	外国証券会社	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
	外国証券会社	取引報告書の交付義務
	外国証券会社等	損失保証・損失補てん等の禁止

〔金先法〕

条　項	行為者	規　定　の　概　要
第44条	何　人　も	相場操縦的行為の禁止
第45条	取引所会員	過当な件数の取引等の制限
第55条の３	外国金融先物取引所	認可の条件
第57条第１項	金先業者	許可の条件
第68条	金先業者	広告の規制
第69条	金先業者	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第71条	金先業者	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	金先業者	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	金先業者	呑行為の禁止
第91条の２	何　人　も	受託等のための不正行為の禁止
第91条の３	何　人　も	虚偽の相場の公示の禁止

〔本人確認法〕

条　項	行為者	規　定　の　概　要
第３条第４項	顧　客　等 代 表 者 等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

１－６　監視委員会と自主規制機関との関係の概念図

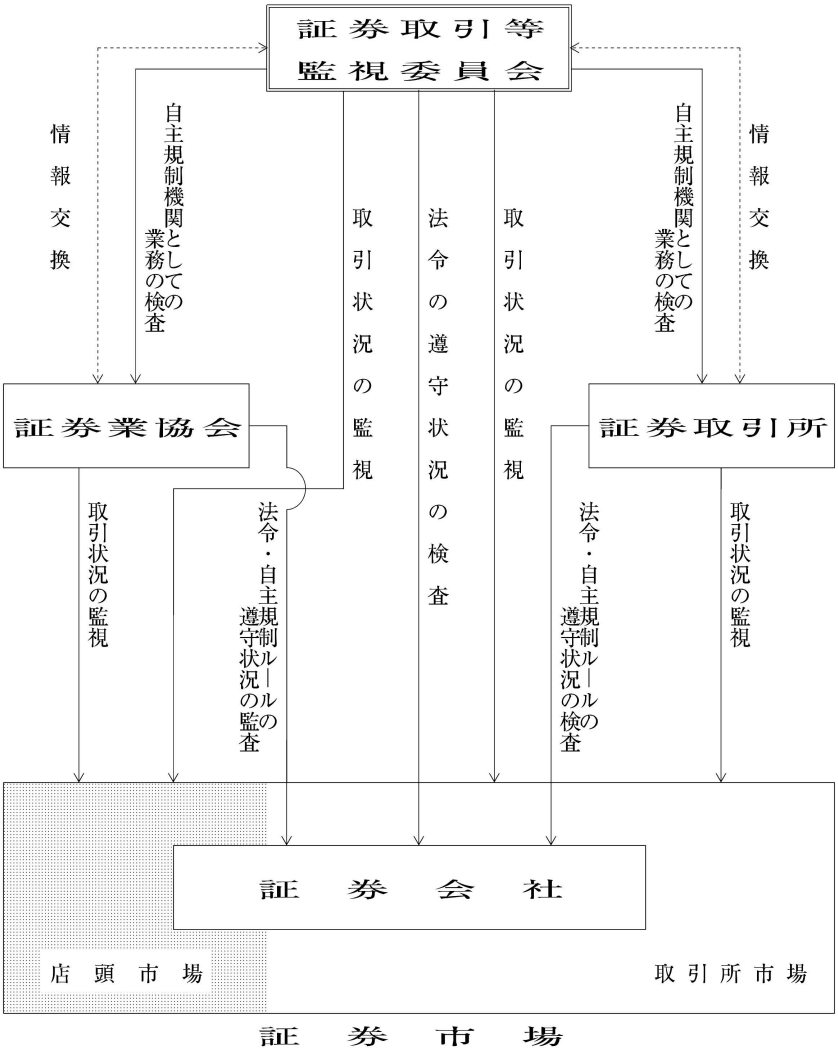

（注）金融先物取引についても同様である。

2　監視委員会の活動実績

2－1　告発実施状況

1．告発件数等一覧表

区　分	4～10事務年度	11事務年度	12事務年度	13事務年度	14事務年度	15事務年度	合　計
告発件数	24	7	5	7	10	10	63
告発人数	118	22	8	24	22	28	222

（注）事務年度：７月～翌年６月

2．告発事件の概要一覧表（平成16年６月末日現在。関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
1	5．5．21	証取法第125条第１項、第２項等（相場操縦）	日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 （嫌疑者）不動産会社社長 金融業者役員	6.10.3（東京地裁） 不動産会社社長 懲役２年６月（執行猶予４年） 金融業者役員 懲役２年（執行猶予３年） （いずれも確定）
2	6．5．17	証取法第197条第１号の２ 同法第207条第１項等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長、役員	13.9.28（東京地裁） 同社社長　懲役１年８月 同社役員　懲役１年２月 15.11.13（東京高裁） 役員 懲役１年２月（執行猶予３年） 15.11.18（東京高裁） 社長 懲役１年８月（執行猶予４年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
3	6.10.14	証取法第166条第1項、第3項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	日本商事㈱の新薬の投与による副作用死亡例の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役職員 取引先職員 医師（第一次情報受領者）	6.12.20（大阪簡裁） 会社役職員・取引先職員24名 罰金20～50万円（略式命令） 8.5.24（大阪地裁） 医師　罰金30万円 9.10.24（大阪高裁） 医師　原判決破棄・地裁へ差戻し 11.2.16（最高裁） 医師　原判決破棄・高裁へ差戻し 13.3.16（大阪高裁） 医師　控訴を棄却 16.1.13（最高裁） 医師　上告棄却 （いずれも確定）
4	7.2.10	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 （内部者取引）	新日本国土工業㈱の約束手形の不渡りの発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引銀行、同役職員 取引先、同職員	7.3.24（東京簡裁） 取引銀行　罰金50万円 同役職員2名　罰金20～50万円 取引先、同職員　罰金30万円 （略式命令） （いずれも確定）
5	7.6.23	証取法第158条 同法第197条第9号 （風説の流布）	テーエスデー㈱の社長は、同社株券の価格を騰貴させるため、虚偽の事実を発表。 （嫌疑者）当該会社社長	8.3.22（東京地裁） 懲役1年4月（執行猶予3年） （確定）
6	7.12.22	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	千代田証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 （嫌疑者）当該証券会社 当該会社社長、役職員、顧客	8.2.19（東京簡裁） 証券会社社長、役職員4名 罰金30～50万円（略式命令） 8.12.24（東京地裁） 証券会社　罰金1，500万円 同社役員　懲役6月 （執行猶予2年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
7	8．8．2	証取法第166条第１項、第２項 同法第200条第６号 （内部者取引）	日本織物加工㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）割当先監査役（弁護士）	9．7．28（東京地裁） 懲役６月（執行猶予３年） 追徴金約2,600万円 10．9．21（東京高裁） 原判決破棄・東京地裁へ差戻し 11．6．10（最高裁） 原判決破棄・東京高裁へ差戻し 12．3．24（東京高裁） 控訴を棄却 （確定）
8	9．1．17	証取法第158条 同法第197条第９号 （風説の流布）	特定の株券の価格を騰貴させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 （嫌疑者）雑誌監修人（投資顧問業）	9．1．30（東京簡裁） 罰金50万円（略式命令） （確定）
9	9．4．8	証取法第166条第１項 同法第207条第１項等 （内部者取引）	㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社会長、役員 関連会社	9．5．1（名古屋簡裁） 当該会社役員等（１社４名） 罰金50万円（略式命令） 9．9．30（名古屋地裁） 当該会社会長 懲役６月（執行猶予３年） （いずれも確定）
10	9．4．25	証取法第166条第３項 同法第200条第６号等 （内部者取引）	シントム㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）割当先社長 割当先会社等	9．5．27（東京簡裁） 割当先社長等（１名３社） 罰金30万円（略式命令） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
11	9．5．13	証取法第50条の３第１項 同法第207条第１項等（損失補てん）	野村證券㈱は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）当該証券会社 当該会社社長、役員 顧客	11．1．20（東京地裁） 証券会社罰金１億円 同社社長、役員 懲役１年（執行猶予３年） 同社役員 懲役８月（執行猶予３年） 11．4．21（東京地裁） 顧客　懲役９月 追徴金約6億9,300万円 （いずれも確定） （注）山一、日興、大和證券関連と共に一括審理
12	9．9．17	証取法第50条の３第１項、第２項 同法第207条第１項等（損失補てん）	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）当該証券会社 当該会社社長、副社長、 役職員 顧客	10．7．17（東京地裁） 証券会社罰金8,000万円 同社役員 懲役10月（執行猶予２年） 10．9．30（東京地裁） 同社副社長 懲役１年（執行猶予３年） 10．11．6（東京地裁） 同社職員 懲役10月（執行猶予２年） 同社役職員２名 懲役８月（執行猶予２年） 11．6．24（東京地裁） 同社役員 懲役10月（執行猶予３年） 12．3．28（東京地裁） 同社社長　懲役２年６月 同日控訴（東京高裁） 13．10．25（東京高裁） 懲役３年（執行猶予５年） （いずれも確定）
13	9．10．21	証取法第50条の３第１項 同法第207条第１項等（損失補てん）	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）当該証券会社 当該会社副社長、役職員 顧客	10．9．21（東京地裁） 証券会社　罰金1,000万円 同社副社長、職員 懲役10月（執行猶予３年） 同社役員２名 懲役１年（執行猶予３年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
14	9.10.23	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等（損失補てん）	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 （嫌疑者）当該証券会社 当該会社社長、副社長、 役職員	10. 7.17（東京地裁） 証券会社　罰金8,000万円 同社役員 懲役10月（執行猶予2年） 10. 9.30（東京地裁） 同社副社長 懲役1年（執行猶予3年） 10.11. 6（東京地裁） 同社役職員2名 懲役8月（執行猶予2年） 11. 1.29（東京地裁） 同社役員 懲役10月（執行猶予3年） 11. 6.24（東京地裁） 同社役員 懲役10月（執行猶予3年） 12. 3.28（東京地裁） 同社社長 懲役2年6月 社長、同日控訴（東京高裁） 13.10.25（東京高裁） 同社社長 懲役3年（執行猶予5年） （いずれも確定）
15	9.10.28	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等（損失補てん）	大和證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）当該証券会社 当該会社副社長、役職員 顧客	10.10.15（東京地裁） 証券会社　罰金4,000万円 同社副社長 懲役1年（執行猶予3年） 同社役職員3名 懲役10月（執行猶予3年） 同社役職員2名 懲役8月（執行猶予3年） （いずれも確定）
16	10. 3. 9	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等（損失補てん）	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 （嫌疑者）当該証券会社 当該会社副社長、役員	10. 9.21（東京地裁） 証券会社　罰金1,000万円 同社副社長、役員 懲役1年（執行猶予3年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
17	10. 3.20	証取法第197条第１号 同法第207条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	山一證券㈱は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該証券会社 当該会社会長、社長、副社長	12. 3.28（東京地裁） 証券会社会長 懲役２年６月（執行猶予５年） 同社社長 懲役２年６月 社長、同日控訴（東京高裁） 13.10.25（東京高裁） 同社社長 懲役３年（執行猶予５年） （いずれも確定）
18	10. 5.29	証取法第167条第１号、同法施行令第31条 同法第200条第６号 （内部者取引）	トーソク㈱の株券について、親会社が他社（買収先）へ一括株式譲渡を実施すること（重要事実）を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）親会社役員	10. 8.26（横浜簡裁） 罰金50万円（略式命令） （確定）
19	10. 7. 6	証取法第166条第３項 同法第200条第６号 （内部者取引）	大都工業㈱の会社更生手続開始の申立ての決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）関連会社役員 関連会社職員の親族	10. 7.17（東京簡裁） 関連会社職員の親族 罰金50万円（略式命令） 10.11.10（東京地裁） 関連会社役員 懲役６月（執行猶予３年） 罰金50万円 （いずれも確定）
20	10.10.30	証取法第166条第１項 同法第200条第６号等 （内部者取引）	日本エム・アイ・シー㈱のベンチャー企業の吸収合併の決定（重要事実）を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）合併相手先役員 証券会社職員	11. 3.19（東京地裁） 証券会社職員 懲役６月（執行猶予３年） 罰金50万円 12. 3.28（東京地裁） 合併相手先役員 懲役６月 罰金50万円 12.11.20（東京高裁） 合併相手先役員 控訴を棄却 15.12. 3（最高裁） 合併相手先役員 上告棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
21	10.12.17	証取法第166条第１項 同法第198条第15号等（内部者取引）	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員 同部下職員	11.２.10（東京簡裁） 部下職員 罰金50万円（略式命令） 11.４.13（東京地裁） 取引先役員 懲役１年、罰金200万円 11.10.29（東京高裁） 取引先役員 懲役１年６月（執行猶予３年） 罰金200万円 （いずれも確定）
22	11.２.10	証取法第166条第３項 同法第198条第15号等（内部者取引）	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り公表前に、信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）同業他社社長	11.４.13（東京地裁） 懲役10月、罰金200万円 11.10.29（東京高裁） 懲役１年２月（執行猶予３年） 罰金200万円 （確定）
23	11.３.４	証取法第159条第１項、第２項 同法第197条等（相場操縦）	昭和化学工業㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 （嫌疑者）金融業者 金融業者役員	11.６.24（大阪地裁） 金融業者役員 懲役１年６月（執行猶予３年） 金融業者 罰金400万円 （確定）
24	11.６.30	証取法第197条第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該銀行 当該銀行頭取、副頭取	14.９.10（東京地裁） 頭取 懲役３年（執行猶予４年） 副頭取２名 懲役２年（執行猶予３年） いずれも公判係属中（東京高裁）
25	11.８.13	証取法第197条第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該銀行 当該銀行会長、頭取、副頭取、役員	16.５.28（東京地裁） 会長 懲役１年４月（執行猶予３年） 頭取 懲役１年（執行猶予３年） 副頭取 懲役１年（執行猶予３年） いずれも公判係属中（東京高裁）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
26	11.12. 3	証取法第159条第１項第１号、第２項第１号、第４項同法第197条第８号等（相場操縦）	㈱ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 （嫌疑者）会社社長、役員	12. 5.19（横浜地裁） 会社社長 懲役１年６月（執行猶予３年） （確定）
27	11.12.27	証取法第198条第４号等 （虚偽の半期報告書の提出）	㈱ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社副社長、 証券会社会長	14. 9.12（東京地裁） 副社長　懲役７年 罰金6,000万円 当該会社　罰金1,000万円 15. 8.11（東京高裁） いずれも控訴を棄却 （確定）
28	12. 1.31	証取法第197条第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長、役員	13. 1.30（横浜地裁） 同社社長 懲役１年６月（執行猶予３年） （確定）
29	12. 3.21	証取法第158条 同法第197条第６号等 （偽計）	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役職員	12. 3.22（東京簡裁） 同社役職員２名 罰金30万円（略式命令） （いずれも確定）
30	12. 3.22	証取法第158条 同法第197条第６号等 （偽計）	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	14.10.10（東京地裁） 同社会長 懲役３年 罰金6,400万円 15.11.10（東京高裁） 控訴を棄却 公判係属中（最高裁）
31	12. 5.26	証取法第166条第３項等 同法第198条第15号 （内部者取引）	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員	12. 7.19（東京地裁） 懲役８月（執行猶予３年） 罰金100万円 追徴金約449万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
32	12.11.28	証取法第166条第3項等 同法第198条第15号 （内部者取引）	㈱プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員の姉	12.11.28（東京簡裁） 罰金50万円（略式命令） 追徴金約158万円 （確定）
33	12.12.4	証取法第158条等 同法第197条第1項第5号等 （風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出）	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 （嫌疑者）会社役員等	12.12.4（東京簡裁） 会社役員ら3名 罰金50万円（略式命令） 14.11.8（東京地裁） 会社役員1名 懲役2年（執行猶予4年） 罰金600万円 （いずれも確定）
34	12.12.4	証取法第27条の23第1項 同法第198条第5号 （大量保有報告書の不提出）	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったのにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 （嫌疑者）会社役員	14.11.8（東京地裁） 懲役2年（執行猶予4年） 罰金600万円 （確定）
35	13.3.12	証取法第166条第1項等 同法第198条第15号 （内部者取引）	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）提携先社員（公認会計士）	13.5.29（東京地裁） 提携先社員 懲役1年（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約1,414万円 （確定）
36	13.4.27	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号 同法第197条第1項第5号 （相場操縦）	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買上がり買付け、仮装売買等。 （嫌疑者）会社社長	14.9.12（名古屋地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 追徴金約2,818万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
37	13.12.20	証取法第197条第１項第１号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	フットワークエクスプレス㈱は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員、社員	14.10.８（大阪地裁） 社長 懲役２年（執行猶予３年） 副社長 懲役１年（執行猶予３年） 専務 懲役10月（執行猶予３年） （いずれも確定）
38	14.６.７	証取法第197条第１項第１号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	フットワークエクスプレス㈱の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士	14.６.10（大阪簡裁） 公認会計士２名 罰金50万円（略式命令） （いずれも確定） 公認会計士１名（大阪地裁） 死亡による公訴棄却
39	14.３.20	証取法第159条第1項第1号等、第2項第1号 同法第197条第１項第７号 （相場操縦）	志村化工㈱の株価を高騰させることを目的とした買上り買付け、仮装売買等。 （嫌疑者）会社役員等	15.７.30（東京地裁） 会社役員Ａ 懲役２年（執行猶予３年） 追徴金約１億1,395万円 15.11.11（東京地裁） 無職Ｃ 懲役２年（執行猶予３年） 追徴金約１億2,080万円 （いずれも確定） 15.11.11（東京地裁） 会社役員Ｂ 懲役２年（執行猶予３年） 追徴金約１億2,080万円 16.７.14（東京高裁） 控訴を棄却 公判係属中（最高裁）
40	14.３.26	証取法第166条第１項等 同法第198条第15号 （内部者取引）	㈱ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）記者発表会業務下請会社役員	14.10.16（東京地裁） 懲役８月（執行猶予３年） 罰金100万円 追徴金約922万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
41	14. 6 . 28	証取法第197条第１項第１号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ナナボシは、平成12年３月期及び平成13年３月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	15. 3 . 13（大阪地裁） 会長 懲役２年６月 15. 9 . 16（大阪高裁） 会長　控訴を棄却 16. 1 . 16（最高裁） 会長　上告棄却 15. 3 . 31（大阪地裁） 取締役 懲役３年６月 （いずれも確定）
42	14. 6 . 28	証取法第167条第１項等（内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員（契約締結先）等	15. 5 . 2（東京地裁） 銀行員 懲役１年２月（執行猶予３年） 罰金80万円、追徴金約400万円 （確定） 医師 懲役10月（執行猶予３年） 罰金50万円、追徴金約400万円 15. 11. 28（東京高裁） 医師　公訴を棄却 公判係属中（最高裁）
43	14. 6 . 28	証取法第167条第１項等（内部者取引）	三陽エンジニアリング㈱が三陽パックス㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員（第一次情報受領者）等	15. 5 . 2（東京地裁） 銀行員 懲役１年２月（執行猶予３年） 罰金80万円、追徴金約400万円 （確定） 医師 懲役10月（執行猶予３年） 罰金50万円、追徴金約400万円 15. 11. 28（東京高裁） 医師　公訴を棄却 公判係属中（最高裁） (注)42号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
44	14. 7.31	証取法第167条第１項等（内部者取引）	㈱光通信が㈱クレイフィッシュの株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社員	15. 2.28（東京地裁） 懲役１年（執行猶予３年） 罰金100万円 追徴金約1,048万円 （確定）
45	14. 9. 6	証取法第197条第１項第１号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ナナボシは、平成10年３月期及び平成11年３月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	15. 3.13（大阪地裁） 会長 懲役２年６月 15. 9.16（大阪高裁） 会長　控訴を棄却 16. 1.16（最高裁） 会長　上告棄却 15. 3.31（大阪地裁） 取締役 懲役３年６月 （いずれも確定） (注)41号事件と一括審理
46	14.11.29	証取法第158条 同法第197条第１項第７号（風説の流布及び偽計）	ドリームテクノロジーズ㈱の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 （嫌疑者）当該株券取引者	15. 3.28（広島簡裁） 罰金30万円 追徴金36万６千円（略式命令） （確定）
47	14.12.16	証取法第197条第１項第１号等（虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出）	㈱エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	15. 7.14（東京地裁） 会長　懲役２年 （確定）
48	14.12.19	証取法第167条第１項等（内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった 証券会社職員	15. 9.10（東京地裁） 懲役１年６月（執行猶予３年） 罰金100万円、追徴金約921万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
49	14.12.26	証取法第158条 同法第197条第１項等 （偽計）	㈱エムティーシーアイは、公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	15.７.14（東京地裁） 会長　懲役２年 （確定） (注)47号事件と一括審理
50	15.２.13	証取法第167条第１項等 （内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社職員等	15.７.３（大阪地裁） 会社職員 懲役１年６月（執行猶予３年） 罰金100万円、追徴金290万円 職員知人 懲役１年（執行猶予３年） 罰金80万円、追徴金約210万円 （いずれも確定）
51	15.２.20	証取法第167条第１項等 （内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社職員等	15.７.３（大阪地裁） 会社職員 懲役１年６月（執行猶予３年） 罰金100万円、追徴金290万円 職員実弟 懲役１年（執行猶予３年） 罰金100万円、追徴金約545万円 （いずれも確定）
52	15.３.24	証取法第197条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	15.９.17（東京地裁） 専務　懲役２年（執行猶予３年） （確定） 15.12.11（東京地裁） 常務　懲役４年 公判係属中（東京高裁） 会長 公判係属中（東京地裁）
53	15.５.28	証取法第167条第１項等 （内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった 証券会社職員	15.10.21（東京地裁） 懲役１年２月（執行猶予３年） 罰金70万円、追徴金約891万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
54	15. 7.16	証取法第166条第1項等（内部者取引）	㈱ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと（ともに重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社職員	16. 1.30（横浜地裁） 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円、追徴金約845万円 （確定）
55	15. 7.25	証取法第159条第1項第3号等（相場操縦）	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的とした仮装売買等を行った。 （嫌疑者）㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	公判係属中（大阪地裁）
56	15. 7.30	証取法第167条第1項等（内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった 証券会社職員（元課長）	15.10.30（東京地裁） 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円、追徴金約936万円 （確定）
57	15.11.14	証取法第166条第3項等（内部者取引）	㈱アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	公判係属中（名古屋地裁）
58	16. 2.24	証取法第159条第1項第1号等（相場操縦）	㈱キャッツの株価を高騰させることを目的とした買上り買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）当該会社役員等	公判係属中（東京地裁）
59	16. 2.27	証取法第166条第3項等（内部者取引）	大日本土木㈱が民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社員	16. 5.27（名古屋地裁） 懲役10月（執行猶予3年） 罰金80万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
60	16. 3 . 29	証取法第197条第１項第１号等（虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出）	㈱キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、また、同社が保有する株式の取得価額を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員 公認会計士	公判係属中（東京地裁）
61	16. 5 . 31	証取法第166条第１項等（内部者取引）	㈱デジタルが他社と業務提携を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	公判係属中（大阪地裁）
62	16. 6 . 22	証取法第197条第１項第１号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	公判係属中（大阪地裁）
63	16. 6 . 24	証取法第166条第１項等（内部者取引）	㈱イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社役員 会社役員等	

2－2　検査実施状況

1　検査実施状況

区　　分	11年７月 ～12年６月	12年７月 ～13年６月	13年７月 ～14年６月	14年７月 ～15年６月	15年７月 ～16年６月
証券会社検査	86社	96社	96社	118社	124社
国内証券会社	72社	82社	82社	98社	107社
（委員会） （財務局長等）	（６社） （66社）	（９社） （73社）	（10社） （72社）	（17社） （81社）	（15社） （92社）
外国証券会社	14社	14社	14社	20社	17社
（委員会） （財務局長等）	（14社） （０社）	（14社） （０社）	（14社） （０社）	（20社） （０社）	（17社） （０社）
支店単独検査	28支店	27支店	21支店	30支店	23支店
登録金融機関	０社	３社	７社	13社	13社
（委員会） （財務局長等）	（０社） （０社）	（２社） （１社）	（２社） （５社）	（２社） （11社）	（３社） （10社）
金融先物取引業者	０社	０社	０社	０社	１社
（委員会） （財務局長等）	（０社） （０社）	（０社） （０社）	（０社） （０社）	（０社） （０社）	（０社） （１社）
自主規制機関	０社	０社	２社	０社	２社
（委員会） （財務局長等）	（０社） （０社）	（０社） （０社）	（２社） （０社）	（０社） （０社）	（２社） （０社）

（注）1.　上記の計数は、着手件数である。
　　2.　「支店単独検査」とは、支店の検査のみを実施するものである。

2　１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

（単位：人・日）

区　　分	11年７月 ～12年６月	12年７月 ～13年６月	13年７月 ～14年６月	14年７月 ～15年６月	15年７月 ～16年６月
国内証券会社	115	100	102	100	87
外国証券会社	108	97	94	105	102
登録金融機関	－	54	28	21	53
金融先物取引業者	－	－	－	－	459
自主規制機関	－	－	106	－	60

（注１）臨店期間分について算出したものである。

（注２）15年７月～16年６月の金融先物取引業者の延べ検査投入人員は１社の実績である。

（注３）15年７月～16年６月の国内証券会社の最少検査投入人員は15（人・日）、最多検査投入人員は812（人・日）である。

3　検査結果の状況

（単位：社）

区　　分	11年７月 ～12年６月	12年７月 ～13年６月	13年７月 ～14年６月	14年７月 ～15年６月	15年７月 ～16年６月
検査終了会社数	94	97	90	135	130
証券会社	94	95	83	122	116
登録金融機関	－	2	7	12	11
金融先物取引業者	－	－	－	－	1
自主規制機関	－	－	－	1	2
問題点が認められた会社数	80	62	57	78	67
市場ルール等関係	72	53	39	50	43
営業姿勢関係	28	10	5	5	7
内部管理体制関係	57	42	43	57	51
その他	－	－	－	1	1

（注）1.「検査終了会社数」とは、平成15検査事務年度中に検査結果通知書を交付し、検査が終了した会社の数をいい、前検査事務年度着手分を含む。なお、支店単独検査は含まない。
2.「問題点が認められた会社数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社の数をいう。
3.「市場ルール等関係」、「営業姿勢関係」、「内部管理体制関係」及び「その他」は、各々の項目で問題点が認められた会社の数をいう。したがって、各項目で重複する会社があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社数」の数値とは一致しない。

4　監視委員会と金融庁検査局との同時検査の実施状況

	12事務年度	13事務年度	14事務年度	15事務年度
国内	明光ナショナル証券 （12.11.6） 日興証券 （13.1.17） 日興ビーンズ証券 （13.1.17） みずほ証券 （13.3.12） 新光証券 （13.4.12）	つばさ証券 （13.8.27） マネックス証券 （13.10.15） 東海東京証券 （13.10.24） さくらフレンド証券 （13.11.26） ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券 （13.12.12） コスモ証券 （14.2.13） 岡三証券 （14.4.22）	野村證券 （14.8.26） みずほインベスターズ証券 （14.12.2） 三菱証券 （15.2.13） メリルリンチ日本証券 （15.2.19） しんきん証券 （15.5.8） 松井証券 （15.1.15） カブドットコム証券 （15.1.15） イー・トレード証券 （15.1.15）	大和証券 （15.7.25） 大和証券エスエムビーシー （15.7.25） 新光証券 （15.11.13） 日興コーディアル証券 （16.2.3） ユーエフジェイつばさ証券 （16.4.19）
外証	シーアイビーシー証券 （12.11.13） ラボ・アジア証券 （12.11.13） 日興ソロモン・スミス・バーニー証券 （13.1.17） シティーコープ証券 （13.1.17）	ゴールドマン・サックス証券 （13.8.27） バークレイズ・キャピタル証券 （13.11.19） ドレスナー・クラインオート・ワッサースタイン証券 （14.2.12） バンクオブアメリカ証券 （14.2.12） クレディ・リヨネ証券 （14.4.22） モルガン・スタンレー証券 （14.4.22）	ビー・エヌ・ピー・パリバ証券 （14.8.26） Ｊ．Ｐ．モルガン証券 （14.11.18） エービーエヌ・アムロ証券 （15.2.19） ＨＳＢＣ証券 （15.4.22）	ドイツ証券 （15.8.28） 日興シティグループ証券 （15.11.10）
計	9社	13社	12社	7社

	12事務年度	13事務年度	14事務年度	15事務年度
登録金融機関	第一勧業銀行 （13.4.12） 富士銀行 （13.5.14）	三和銀行 （13.9.17） 東海銀行 （13.11.7）		
計	2機関	2機関	－機関	－機関
自主規制機関		東京証券取引所 （14.5.8） 大阪証券取引所 （14.5.9）		名古屋証券取引所 （16.5.11）
計	－機関	2機関	－機関	1機関

（注１）（　）書は、検査着手日

（注２）日興シティグループ証券は、検査着手時においては外証（日興シティグループ証券）であったため、外証として計上している。

5　平成15検査事務年度に検査が終了した法人一覧

担　当	区分		被　検　査　法　人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告	同時検査
委員会	国内	*1*	みずほインベスターズ証券	H14. 12. 2	H15. 2. 7	H15. 8. 19	○	○
		2	メリルリンチ日本証券	H15. 2. 19	H15. 4. 7	H15. 10. 15		
		3	イー・トレード証券	H15. 1. 15	H15. 2. 14	H15. 11. 19		
		4	三菱証券	H15. 2. 13	H15. 4. 9	H16. 2. 27		○
		1	大和証券	H15. 7. 25	H15. 10. 10	H16. 2. 25		○
		2	野村證券（特別検査）	H15. 7. 25	H15. 8. 8	H15. 9. 24		
		3	大和証券エスエムビーシー	H15. 7. 25	H15. 9. 26	H16. 3. 10		○
		4	Ｍｅネット証券	H15. 9. 1	H15. 9. 19	H15. 10. 14		
		5	みずほインベスターズ証券（特別検査）	H15. 10. 1	H15. 10. 7	H16. 1. 8	○	
		6	ＳＭＢＣフレンド証券	H15. 11. 10	H15. 12. 17	H16. 2. 25		
		7	新光証券	H15. 11. 13	H15. 12. 18	H16. 2. 23		○
		8	新生証券	H15. 11. 25	H15. 12. 12	H16. 2. 6		
		9	日興シティグループ証券	(H15. 11. 10)	H16. 1. 23	H16. 3. 31		○
		10	日興コーディアル証券	H16. 2. 3	H16. 4. 15	H16. 6. 8		○
		11	東海東京証券	H16. 2. 3	H16. 3. 25	H16. 6. 30	○	
		12	マネックス証券	H16. 3. 30	H16. 4. 21	H16. 6. 17	○	
		13	三菱証券（特別検査）	H16. 4. 19	H16. 4. 26	H16. 6. 8		
		14	新光証券（特別検査）	H16. 4. 19	H16. 5. 21	H16. 6. 8		
		15	大和証券（特別検査）	H16. 4. 19	H16. 5. 26	H16. 6. 9		
	外証	*1*	ＨＳＢＣ証券	H15. 4. 22	H15. 6. 4	H15. 7. 17	○	○
		2	ゴールドマン・サックス証券	H15. 4. 17	H15. 6. 13	H16. 3. 9		
		1	ドイツ証券	H15. 6. 25	H15. 10. 10	H15. 11. 20	○	○
		2	ソシエテ・ジェネラル証券	H15. 8. 28	H15. 9. 26	H15. 11. 28	○	
		3	ＵＢＳ証券	H15. 10. 6	H15. 11. 14	H16. 5. 21	○	
		4	ﾄｳｷｮｳﾏﾘﾝ･ﾌｨﾅﾝｼｬﾙｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ証券	H15. 10. 6	H15. 10. 14	H15. 10. 29		
		―	日興シティグループ証券	H15. 11. 10	(H16. 1. 23)	(H16. 3. 31)		○
		5	シティコープ証券	H15. 11. 10	H15. 12. 3	H16. 1. 23		
		6	ケービーシー証券	H15. 11. 20	H15. 12. 11	H16. 1. 28		
		7	エイアイジー日本証券	H15. 12. 1	H15. 12. 12	H16. 1. 28		
		8	バンク・エー・アイ・ジー証券	H15. 12. 1	H15. 12. 12	H16. 1. 28		
		9	クレディ･スイス･ファースト･ボストン証券	H16. 1. 29	H16. 3. 12	H16. 4. 7		
		10	コメルツ証券	H16. 2. 5	H16. 3. 5	H16. 4. 5		
		11	アイエヌジー証券	H16. 4. 20	H16. 5. 21	H16. 6. 4		
		12	バークレイズ・キャピタル証券	H16. 5. 12	H16. 6. 7	H16. 6. 24		
		13	エイチヴィビー・キャピタル証券	H16. 6. 2	H16. 6. 15	H16. 6. 24		
	登金	*1*	横浜銀行	H15. 6. 2	H15. 7. 4	H15. 8. 6		
		2	住友信託銀行	H15. 6. 2	H15. 6. 12	H15. 7. 8		
		1	三菱信託銀行	H16. 1. 20	H16. 2. 6	H16. 4. 9		
	自主	*1*	大阪証券取引所	H14. 5. 9	H15. 7. 8	H15. 8. 5	○	○
		1	大阪証券取引所（特別検査）	H16. 2. 2	H16. 2. 6	H16. 2. 20		

（注１）区分欄の「国内」は国内証券会社、「外証」は外国証券会社、「登金」は登録金融機関、「自主」は自主規制機関である。
（注２）斜字体数字は、平成14事務年度以前に検査に着手した法人である。
（注３）勧告欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
（注４）同時検査欄の○は、金融庁検査局との同時検査を行ったものである。
（注５）ドイツ証券に対しては、平成15年６月25日を着手とする特別検査を実施したが、平成15年８月28日以降は上記の一般検査に吸収して実施した。
（注６）日興シティグループ証券に対しては、平成15年11月10日に外証である日興シティグループ証券に対する検査を実施したが、平成15年12月31日に同証券が国内証券であるジャパンクロス証券に営業譲渡を行い、その後日興シティグループ証券と商号変更したために、臨店終了及び検査結果通知日は国内証券である日興シティグループ証券として計上している。

担　当	区分		被　検　査　法　人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告	同時検査
関東	国内	1	極東証券	H15. 1.15	H15. 2. 7	H15. 8. 1		
		2	堂島関東証券	H15. 4.14	H15. 5. 7	H16. 1.27	○	
		3	東洋証券	H15. 3.11	H15. 5.16	H16. 6. 8	○	
		4	日本協栄証券	H15. 5.29	H15. 6.13	H16. 5.20		
		1	日本インベスターズ証券	H15. 7.14	H15. 7.18	H15. 8. 6		
		2	日商岩井証券	H15. 7.14	H15. 7.22	H15. 8. 6		
		3	アクシーズ・ジャパン証券	H15. 7.14	H15. 7.18	H15. 8.19		
		4	ディー・ブレイン証券	H15. 7.14	H15. 7.18	H15. 8.27		
		5	伊藤忠キャピタル証券	H15. 8.25	H15. 8.29	H15. 9.19		○
		6	バンガード・インベストメンツ・ジャパン証券	H15. 8.25	H15. 8.29	H15. 9.19		○
		7	ファーストメイク証券	H15. 8.25	H15. 8.29	H15. 9.19		○
		8	山丸証券	H15. 8.25	H15. 9.19	H16. 1.27	○	
		9	センチュリー証券	H15. 8.26	H15. 9.19	H15.10.29		
		10	未来証券	H15. 9.29	H15.10.3	H15.11.26		
		11	長野証券	H15. 9.30	H15.10.17	H15.11. 7		○
		12	国府証券	H15. 9.30	H15.10.10	H15.12.10		
		13	武蔵証券	H15.10. 9	H15.10.29	H16. 2. 6		
		14	日立キャピタル証券	H15.11.10	H15.11.12	H15.12. 5		○
		15	エスピーシー証券	H15.11.10	H15.11.11	H15.11.26		○
		16	泉証券	H15.11.11	H15.12.12	H16. 3. 5	○	
		17	共和証券	H15.11.20	H15.12.12	H16. 1.30		
		18	入や萬成証券	H15.11.20	H15.12.11	H16. 3.22		
		19	成瀬証券	H15.12. 1	H15.12.18	H16. 2.23		
		20	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン証券投資顧問	H15.12. 8	H15.12.10	H16. 1.30		○
		21	ワンアジア証券	H15.12. 8	H15.12.12	H16. 2.23		○
		22	野村證券浦和支店	H16. 1.22	H16. 2. 6	H16. 3. 9		
		23	三菱商事証券	H16. 1.26	H16. 1.30	H16. 2.23		○
		24	ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ証券	H16. 1.26	H16. 1.30	H16. 2.20		○
		25	アクセス証券	H16. 3. 2	H16. 3. 8	H16. 4.16		○
		26	日産証券	H16. 3. 3	H16. 3.26	H16. 6.25		
		27	セントラル短資証券	H16. 3.15	H16. 3.17	H16. 4.16		
		28	飯田証券（特別検査）	H16. 3.22	H16. 4.23	H16. 6.30		○
		29	ゲット證券（特別検査）	H16. 4.19	H16. 5.10	H16. 6.30	○	
		30	明和證券（特別検査）	H16. 4.19	H16. 5.31	H16. 6.30		
		31	金山証券（特別検査）	H16. 4.19	H16. 5.19	H16. 6.25		
		32	センチュリー証券（特別検査）	H16. 4.19	H16. 4.26	H16. 6.24		
		33	のぞみ証券（特別検査）	H16. 4.19	H16. 5.18	H16. 6.11		
		34	エイチ・エス証券（特別検査）	H16. 4.19	H16. 5.13	H16. 6.21		
		35	極東証券（特別検査）	H16. 4.19	H16. 4.28	H16. 6.21		
		36	丸和証券（特別検査）	H16. 4.19	H16. 4.28	H16. 6.14		
		37	アルバース証券（特別検査）	H16. 4.19	H16. 4.28	H16. 6.11		
		38	丸三証券（特別検査）	H16. 4.19	H16. 5.25	H16. 6.30	○	
	金先	1	エー・シー・イー・インターナショナル(特別検査)	H16. 1.22	H16. 5.28	H16. 6.30	○	○
近畿	国内	1	岩井証券	H15. 1.15	H15. 2.10	H15. 8. 4		○
		2	日の出証券	H15. 4.15	H15. 5. 9	H15. 9. 1		○
		1	光世証券	H15. 7.25	H15. 9. 3	H15.12.25		○
		2	エンゼル証券	H15. 8.25	H15. 9.17	H16. 6.22	○	
		3	日興コーディアル証券千里中央支店	H15. 9. 1	H15. 9.12	H15.10.28		
		4	廣田証券	H15.10. 7	H15.10.28	H15.12.10	○	○
		5	六和証券	H15.10. 7	H15.10.24	H15.11.21		○
		6	山源証券	H15.11.18	H15.12.12	H16. 5.14	○	○
		7	都証券	H15.11.18	H15.12.10	H16. 5.14	○	○
		8	こうべ証券	H16. 1.14	H16. 1.30	H16. 6.22	○	○
		9	環証券	H16. 1.14	H16. 1.23	H16. 2.17		○
		10	エース証券	H16. 2.24	H16. 3.16	H16. 6. 2		○
		11	播陽証券	H16. 4. 6	H16. 4.16	H16. 6.14		○
		12	廣田証券（特別検査）	H16. 4.19	H16. 4.26	H16. 6.11		
		13	ひびき証券（特別検査）	H16. 4.19	H16. 4.27	H16. 6.11		

担　当	区分		被　検　査　法　人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告	同時検査
北海道	国内	1	東海東京証券札幌支店	H15. 10. 21	H15. 10. 31	H15. 12. 4		
		2	ＵＦＪつばさ証券函館支店	H15. 11. 11	H15. 11. 21	H15. 12. 16		
		3	ＵＦＪつばさ証券札幌支店	H16. 3. 9	H16. 3. 19	H16. 4. 5		
		4	上光証券	H16. 4. 7	H16. 5. 17	H16. 6. 22		○
		5	野村證券旭川支店	H16. 5. 24	H16. 6. 4	H16. 6. 18		
	登金	1	北海道銀行	H15. 9. 8	H15. 9. 12	H15. 10. 29		
東北	国内	1	ＳＭＢＣフレンド証券八戸支店	H15. 10. 2	H15. 10. 17	H15. 11. 7		
		2	野村證券青森支店	H16. 3. 15	H16. 3. 26	H16. 4. 12		
		3	山形証券	H16. 4. 8	H16. 4. 23	H16. 5. 13		○
		4	三菱証券福島支店	H16. 5. 24	H16. 6. 4	H16. 6. 15		
	登金	1	秋田銀行	H16. 1. 14	H16. 1. 23	H16. 2. 9		
東海	国内	1	アーク証券（特別検査）	H15. 7. 14	H15. 8. 1	H15. 10. 3	○	
		2	寿証券	H15. 9. 1	H15. 9. 19	H15. 11. 5		
		3	安藤証券	H15. 10. 7	H15. 10. 31	H15. 12. 16		
		4	田原証券	H15. 11. 11	H15. 11. 28	H16. 4. 21		○
		5	岡地証券	H16. 1. 14	H16. 2. 10	H16. 6. 8	○	○
		6	六三証券	H16. 3. 9	H16. 3. 26	H16. 5. 20		
		7	静銀ティーエム証券	H16. 3. 9	H16. 3. 19	H16. 5. 6		○
		8	木村証券	H16. 4. 13	H16. 4. 28	H16. 6. 22		○
		9	丸八証券（特別検査）	H16. 4. 19	H16. 4. 23	H16. 6. 3		
		10	野村證券四日市支店	H16. 5. 31	H16. 6. 11	H16. 6. 23		
		11	岡三証券松坂支店	H16. 6. 7	H16. 6. 18	H16. 6. 25		
	登金	1	名古屋銀行	H15. 11. 25	H15. 12. 5	H16. 1. 7		
北陸	国内	*1*	益茂証券	H15. 5. 27	H15. 6. 11	H15. 7. 23		
		1	竹松証券	H15. 9. 24	H15. 10. 3	H15. 11. 12		
		2	頭川証券	H15. 10. 16	H15. 10. 28	H15. 12. 16		○
		3	三津井証券	H15. 11. 26	H15. 12. 8	H16. 1. 23		○
		4	ＵＦＪつばさ証券金沢支店	H16. 1. 14	H16. 1. 26	H16. 3. 1		
		5	富証券	H16. 3. 9	H16. 3. 23	H16. 5. 19		○
		6	坂本北陸証券	H16. 4. 8	H16. 4. 23	H16. 6. 14		
	登金	1	福邦銀行	H16. 5. 25	H16. 6. 1	H16. 6. 25		
中国	国内	*1*	ウツミ屋証券	H15. 5. 12	H15. 7. 9	H15. 9. 8		○
		1	カドヤ証券	H15. 9. 24	H15. 10. 9	H15. 12. 12		
		2	ＵＦＪつばさ証券岡山支店	H15. 10. 27	H15. 11. 7	H15. 12. 17		
		3	津山証券	H16. 2. 17	H16. 3. 3	H16. 6. 18		○
		4	みずほインベスターズ証券広島支店	H16. 4. 7	H16. 4. 20	H16. 6. 1		
	登金	1	中国銀行	H16. 1. 19	H16. 2. 4	H16. 3. 17		
四国	国内	*1*	徳島合同証券	H15. 5. 21	H15. 6. 26	H15. 7. 14		
		1	愛媛証券	H15. 9. 25	H15. 10. 22	H15. 11. 28		○
		2	日興コーディアル証券松山支店	H15. 11. 5	H15. 12. 10	H16. 5. 31		
		3	三豊証券	H16. 3. 1	H16. 3. 24	H16. 5. 11		○
		4	新光証券今治支店	H16. 4. 13	H16. 5. 13	H16. 6. 30		
	登金	1	百十四銀行	H16. 1. 14	H16. 1. 23	H16. 2. 27		
九州	国内	1	東海東京証券鹿児島支店	H15. 9. 24	H15. 10. 10	H15. 11. 12		
		2	大熊本証券	H15. 12. 1	H15. 12. 19	H16. 2. 4		○
		3	みずほインベスターズ証券鹿児島支店	H16. 3. 10	H16. 3. 24	H16. 5. 14		
		4	野村證券大分支店	H16. 5. 19	H16. 6. 1	H16. 6. 23		
	登金	1	大分銀行	H16. 4. 12	H16. 4. 16	H16. 6. 24		
福岡	国内	*1*	大和証券佐賀支店	H15. 5. 29	H15. 6. 11	H15. 7. 10		
		1	野村證券長崎支店	H15. 9. 29	H15. 10. 10	H15. 12. 17		
		2	佐世保証券	H15. 10. 27	H15. 11. 14	H16. 1. 19		○
		3	ＵＦＪつばさ証券福岡支店	H15. 12. 1	H15. 12. 18	H16. 2. 27	○	
		4	スターフューチャーズ証券	H16. 4. 7	H16. 4. 28	H16. 6. 22		
		5	野村證券北九州支店	H16. 5. 12	H16. 5. 21	H16. 6. 18		
		6	みずほインベスターズ証券佐賀支店	H16. 6. 2	H16. 6. 11	H16. 6. 28		
	登金	1	西日本銀行	H16. 3. 8	H16. 3. 24	H16. 5. 31		
沖縄	国内	1	沖縄証券	H16. 5. 12	H16. 5. 27	H16. 6. 22		○

（注１）区分欄の「国内」は国内証券会社、「登金」は登録金融機関、「金先」は金融先物取引業者である。
（注２）斜字体数字は、平成14検査事務年度に検査を実施した法人である。
（注３）勧告欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
（注４）同時検査欄の○は、財務局等理財部（財務部検査課）との同時検査を行ったものである。

2－3　勧告実施状況

1　勧告実施件数一覧表

（単位：件）

区分	11年7月～12年6月	12年7月～13年6月	13年7月～14年6月	14年7月～15年6月	15年7月～16年6月
勧告件数	37	34	26	30	26
検査結果に基づく勧告	37	33	25	30	25
監視委員会の行った検査に基づく勧告	12	11	6	11	9
財務局長等の行った検査に基づく勧告	25	22	19	19	16
犯則事件の調査に基づく勧告	－	1	1	－	2

（注）平成15検査事務年度において、大阪証券取引所に対して、検査に基づく勧告と犯則事件の調査に基づく勧告を併せて行ったので、勧告合計と内訳は一致しない。

2　勧告件数（法令違反等の内容別）

（単位：件）

法令違反等の内容	勧告対象の別	11年7月～12年6月	12年7月～13年6月	13年7月～14年6月	14年7月～15年6月	15年7月～16年6月	合　計
向い呑み及び呑み行為	会社及び役職員	1	1				2
	会社のみ	1					1
	役職員のみ						
取引報告書の不交付又は虚偽記載	会社及び役職員	2					2
	会社のみ	1	1				2
	役職員のみ						
法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な有価証券の売買に関する管理の状況	会社及び役職員					1	1
	会社のみ	1	1	1		2	5
	役職員のみ						
断定的判断を提供して勧誘する行為	会社及び役職員						
	会社のみ						
	役職員のみ						
取引一任勘定取引契約の締結	会社及び役職員	1	2	2	2	1	8
	会社のみ	1				1	2
	役職員のみ	14	11	13	12	8	58
委託注文に優先する自己の計算による有価証券の売買をする行為	会社及び役職員						
	会社のみ		1				1
	役職員のみ						
有価証券の売買等に関する虚偽又は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をする行為	会社及び役職員	1	3			1	5
	会社のみ		5	3	1		9
	役職員のみ	1	1	1			3
特別の利益を提供することを約して勧誘する行為	会社及び役職員	2	2	1			5
	会社のみ	2	4		2	1	9
	役職員のみ					1	1
作為的相場形成	会社及び役職員	4	2	2	4	2	14
	会社のみ	1			2	2	5
	役職員のみ	3	2		1		6
職務上知りえた特別の情報に基づく有価証券の売買及び投機的利益追及	会社及び役職員						
	会社のみ						
	役職員のみ	4	5	8	7	2	26
安定操作期間中による買付け	会社及び役職員						
	会社のみ						
	役職員のみ						
法人関係情報を提供した勧誘	会社及び役職員					1	1
	会社のみ						
	役職員のみ						
損失補てん等	会社及び役職員	4	1				5
	会社のみ		1			1	2
	役職員のみ	1	1	2			4
適合性原則違反	会社及び役職員						
	会社のみ					1	1
	役職員のみ						
通常の取引条件と著しく異なる条件での親法人等との取引	会社及び役職員						
	会社のみ	2					2
	役職員のみ						

法令違反等の内容	勧告対象の別	11年7月～12年6月	12年7月～13年6月	13年7月～14年6月	14年7月～15年6月	15年7月～16年6月	合　計
調達資金が親法人への弁済に充てられることの不告知	会社及び役職員						
	会社のみ				1		1
	役職員のみ						
引受有価証券の親法人等への売却を行う行為	会社及び役職員						
	会社のみ		1				1
	役職員のみ						
親法人等との非公開情報の授受	会社及び役職員				1		1
	会社のみ						
	役職員のみ						
有価証券を売却する場合における引受人の信用供与	会社及び役職員	1					1
	会社のみ						
	役職員のみ						
外務員の職務に関する著しく不適当な行為	会社及び役職員						
	会社のみ						
	役職員のみ	2	3	1	2	2	10
有価証券の募集のため偽計を用いる行為	会社及び役職員	1					1
	会社のみ						
	役職員のみ						
仮装取引及び馴合い取引	会社及び役職員					1	1
	会社のみ					1	1
	役職員のみ						
政令の定めるところに違反した空売り	会社及び役職員			1			1
	会社のみ	3		2			5
	役職員のみ						
インサイダー取引	会社及び役職員						
	会社のみ						
	役職員のみ	1					1
一定の配当等の表示を行う行為	会社及び役職員		1				1
	会社のみ						
	役職員のみ						
報告徴取に対する虚偽報告	会社及び役職員	1					1
	会社のみ						
	役職員のみ						
検査を忌避する行為	会社及び役職員		1				1
	会社のみ						
	役職員のみ						
なりすましの疑義のある取引について本人確認を行わない行為	会社及び役職員						
	会社のみ				1	3	4
	役職員のみ						
自主規制業務の不備	会社及び役職員						
	会社のみ					1	1
	役職員のみ						
合　　計	会社及び役職員	18	13	6	7	7	51
	会社のみ	12	14	6	7	13	52
	役職員のみ	26	23	25	22	13	109

（注）1. 1件の勧告で複数の法令違反等の指摘を行う場合があるため、勧告件数とは一致しない。
2. 上記のほかに、内部管理上の問題として勧告を行っている。

3　勧告事案の概要一覧表

（注）区分欄中段の（検査）とは、検査結果に基づき勧告を行ったもの。（調査）とは、犯則事件の調査結果に基づき勧告を行ったもの。
区分欄下段の表示は、検査を実施した財務局等の略称（表示のないものは、監視委員会の検査）。
一連番号欄に※を付したものについては、補足説明資料を添付。

（平成15年７月～平成16年６月）

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	15.７.17 （検査）	○　特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 （証券会社の処分を求める勧告） エイチ・エス・ビー・シー・セキュリティーズ・（ジャパン）・リミテッド東京支店は、平成９年１月及び平成10年１月、顧客と投資一任契約を締結している注文の発注者である投資顧問会社に対し、注文の発注の見返りに投資助言報酬の名目で金銭の支払いを行うことを約束して、有価証券の取引の勧誘を行った。	会社に対する処分 業務停止命令 ・東京支店の株券の売買の受託業務の停止３日間 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化 ・上記について対応状況を書面で報告
2 ※	15.８.５ （調査） （検査）	○　仮装・馴合い取引及び自主規制業務の不備 （証券会社の処分を求める勧告） 大阪証券取引所副理事長（当時。平成11年６月以前は専務理事）は、その業務等に関し、同取引所の株券オプション市場の取引が繁盛に行われていると誤解させる目的をもって、平成10年12月ころから平成11年10月ころまでの間、前後約250回にわたり、日本電子証券㈱の自己注文同士ないしは㈲ロイトファクスの委託注文同士を対当させる手法により、株券オプション合計約３万８千単位について、オプションの付与又は取得を目的としない仮装の株券オプション取引を行い、また、平成10年12月ころから平成12年３月ころまでの間、前後約340回にわたり、株券オプション合計約７万２千単位について、日本電子証券㈱の自己注文と㈲ロイトファクスの委託注文が、株券オプション取引の申込みと同時期に、同取引の対価の額と同一の額で、互いに同取引の相手方となることを通謀の上、株券オプション取引の申込みを行う、いわゆる馴合い取引を行った。	会社に対する処分 業務停止命令 （・大阪証券取引所の発行する株券の大阪証券取引所への上場に係る業務の停止３ヶ月 ・株券オプション取引の新規上場に係る業務の停止３ヶ月）

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
2 つづき		○　自主規制業務の不備 （証券会社の処分を求める勧告） 　検査基準日（平成15年５月８日）現在、大阪証券取引所の自主規制業務の運営に関して、以下のような問題点が認められた。 ⑴　検査業務 　長期的視野に立った検査担当者の人材育成が十分図られていないほか、検査計画の策定等に関し、組織的かつ十分な検討が行われていなかった。 　また、検査を実施する取引参加者の選定に際し、同取引所市場における取引状況や同取引所内の関係部署で把握された情報など、検査周期以外の要素が加味されていなかった。 ⑵　検査に基づく措置業務 　措置基準が整備されていないほか、組織的な検討がなされないまま、取引参加者に対する措置が行われていた。 ⑶　市場監理業務 　長期的視野に立った審査担当者の人材育成が十分図られていないほか、調査のための抽出基準が市場の実態に見合ったものとなっていなかったため、抽出件数が膨大であったり、 皆無であるなど調査対象取引の効果的な抽出が行われていない状況であったにもかかわらず、この基準の見直しが行われていなかった。 　また、仮装・馴合取引の調査の観点から抽出された取引であるにもかかわらず、対当取引を行った証券会社の自己取引の内容や抽出された取引の委託者の属性把握といった調査が行われていなかった。 ⑷　関連部署間の連携 　自主規制本部内の連携や関係部署との情報交換が十分図られておらず、各種の情報が検査業務及び市場監理業務に活かされていなかった。 　特に⑶の市場監理業務の問題点は、犯則調査の結果把握された違法行為が長期間放置された原因の一つと考えられ、深刻な自主規制業務の不備となっている。	業務改善命令 ・再発防止策を策定し、役職員に周知徹底する方策を講じること ・自主規制業務の運営に関する問題点に関し、組織体制や業務の方法等の抜本的見直しを行うこと ・金融庁検査局から指摘されている問題点について、その発生原因を究明した上で、具体的な改善策を講じること 報告及び検証 ・上記命令の実施状況について書面で報告 ・具体的対策の実施状況についても、当分の間、四半期ごとに書面で報告 ・命令の実施状況については、大阪証券取引所監理官を中心とするプロジェクトチームにおいて検証 （注）今回の処分は、監視委員会の検査、犯則事件の調査の結果行った勧告及び金融庁検査局の検査結果に基づいて行われたものである。

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
3	15.8.5 （調査）	○　仮装・馴合い売買 （証券会社及び役職員の処分を求める勧告） 日本電子証券㈱代表取締役は、その業務等に関し、大阪証券取引所の株券オプション市場の取引が繁盛に行われていると誤解させる目的をもって、平成11年１月ころから同年10月ころまでの間、前後約240回にわたり、日本電子証券㈱の自己注文同士ないしは㈲ロイトファクスの委託注文同士を対当させる手法により、株券オプション合計約３万７千単位について、オプションの付与又は取得を目的としない仮装の株券オプション取引を行い、また、平成10年12月ころから平成12年３月ころまでの間、前後約340回にわたり、株券オプション合計約７万２千単位について、日本電子証券㈱の自己注文と㈲ロイトファクスの委託注文が、株券オプション取引の申込みと同時期に、同取引の対価の額と同一の対価の額で、互いに同取引の相手方となることを通謀の上、株券オプション取引の申込みを行う、いわゆる馴合い取引を行った。	会社に対する処分 業務停止命令（全店舗） ・全業務に係る業務の停止５日間 ・オプション取引に係る業務の停止２ヶ月間 業務改善命令 ・内部管理体制の抜本的な見直し、責任の所在の明確化及び人事の刷新 ・再発防止策の策定、役職員の法令遵守意識の徹底 ・全役職員に対する研修の実施 ・社内検査体制の充実・強化 ・「社内検査体制の充実、強化」を除き、対応状況を書面で報告し、実施状況及び結果を四半期ごとに書面で報告 役職員（外務員）に対する処分 外務員の登録取消し

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
4 ※	15. 8. 19 （検査）	○　有価証券の売買その他の取引及び有価証券オプション取引等に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 （証券会社及び役職員の処分を求める勧告） みずほインベスターズ証券㈱本店営業部長は、平成13年７月から平成15年１月にかけて、その業務に関し、ＥＴＦの売買及び株価指数オプション取引を組み合わせた投資手法について、何らの前提条件が明示されないまま、実現可能性のほとんどない年利回り27％のシミュレーションが記載されている勧誘資料を作成し、さらに、顧客毎のＥＴＦの含み損益が明示されていないなど、この投資を行っている顧客の投資実績が適正に記載されていない顧客の投資実績の一覧表を作成し、これらをオプション取引の経験のない多数の個人投資家に対して交付又は提示することにより、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行った。	会社に対する処分 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化 ・販売管理体制の抜本的見直し及び構築（適正な勧誘資料の作成を含む。） ・再発防止策の策定 ・法令遵守体制の充実・強化及び責任の所在の明確化 役職員（外務員）に対する処分 職務停止５週間
5	15. 10. 3 （検査） （東海）	○　特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 （役職員の処分を求める勧告） アーク証券㈱名古屋本店名古屋営業第三部歩合外務員は、平成９年５月頃、顧客に対し、株式注文の発注の見返りに、この外務員が受け取る歩合手数料の一部から金銭の支払いを行うことを約束して株式取引の勧誘を行い、平成９年７月７日から平成15年６月９日までの間、現金で支払う方法又は口座へ振り込む方法により利益の提供を行った。	役職員（外務員）に対する処分 職務停止３週間
6	15. 11. 20 （検査）	○　証券会社の使用人による、職務上知りえた特別の情報に基づく有価証券の売買及び投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 （役職員の処分を求める勧告） ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド東京支店日本株式営業部ヴァイス・プレジデントは、平成14年12月30日及び平成15年１月６日、業務の一環として入手した特定の発行体に係る公表前のアナリスト・レポートの情報に基づき、自己の計算によりこの発行体の株券の買付けを行った。また、平成10年６月19日から平成15年７月４日までの間、他社に開設した知人・家族名義等の複数の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買取引を多数回にわたり行った。（売買回数931回、売買株数1,108万株）	役職員（外務員）に対する処分 職務停止19週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
7 ※	15.11.28 （検査）	○　実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引 （証券会社の処分を求める勧告） ソシエテ　ジェネラル　セキュリティーズ　ノース　パシフィック　リミテッド日本株式派生商品部トレーダー（当時）は、その業務に関し、特定の上場銘柄の株券を対象とする他社株券償還特約付社債券（以下「ＥＢ」という。）について、この銘柄の株価の水準により現金償還となるか株式償還となるかの償還条件が判定される日である平成13年11月14日の14時58分から大引けにかけて、当社の親法人がこのＥＢが株式償還となる場合に備えて保有していたこの銘柄の株券について、現金償還となった場合に発生する保有リスクを回避するために、この銘柄の株券について、その終値をこのＥＢが株式償還となる価格（783円未満の価格）とすることを意図して、指値782円の大量の売付注文を連続して発注し、株価を直近約定価格の783円から782円まで下落させ、さらに、この大量の一連の売付注文がすべて約定しない限り、この銘柄の株価の終値が783円以上とはならない状況を作り出した。なお、この結果、この銘柄の株価の終値は781円となり、このＥＢの株式償還が決定した。	会社に対する処分 業務停止命令 ・東京支店の自己の計算による株券の売買業務の停止10日間 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化 ・上記について対応状況を書面で報告
8	15.12.10 （検査） （近畿）	○　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 （役職員の処分を求める勧告） 廣田証券㈱本店大阪第二営業部歩合外務員は、平成15年１月中旬から同年７月上旬にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年１月17日から同年９月30日までの間、取引を受託、執行した。（売買回数213回、売買株数92万株）	役職員（外務員）に対する処分 職務停止３週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
9 ※	16．1．8 （検査）	○　実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引 （証券会社及び役職員の処分を求める勧告） みずほインベスターズ証券㈱エクイティ部ディーリンググループエグゼクティブスタッフは、その業務に関し、平成15年２月４日、特定の上場銘柄の株券について、直近約定価格（275円）より大幅に低い価格（259円）での顧客の売付注文と当社自己勘定の買付注文とを対当させ即時に約定させるために、売特別気配が表示され取引所の売買取引が一時的に停止することを回避しつつこの銘柄の株価を引き下げる目的で、一連の買付注文を発注し、株価を引き下げた。	会社に対する処分 業務停止命令 ・自己の計算による株券の売買業務の停止10日間 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底 ・再発防止策の策定及び責任の所在の明確化 役職員（外務員）に対する処分 職務停止８週間
10	16．1．27 （検査） （関東）	○　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 （役職員の処分を求める勧告） 山丸証券㈱本店東京営業部歩合外務員は、平成14年10月中旬頃、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成14年10月15日から平成15年８月19日までの間、取引を受託執行した。（売買回数290回、売買株数221万株）	役職員（外務員）に対する処分 職務停止３週間
11	16．1．27 （検査） （関東）	○　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 （役職員の処分を求める勧告） 堂島関東証券㈱大阪支店営業部歩合外務員は、平成13年９月14日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年９月19日から平成15年２月25日までの間、取引を受託、執行した。（売買回数90回、売買株数21万株）	役職員（外務員）に対する処分 職務停止２週間
12	16．2．27 （検査） （福岡）	○　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 （役職員の処分を求める勧告） ユーエフジェイつばさ証券㈱福岡支店投資相談課長（当時）は、平成15年５月20日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年５月23日から同年９月19日までの間、取引を受託、執行した。（売買回数80回、売買株数13万株）	役職員（外務員）に対する処分 職務停止５日間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
13	16．3．5 （検査） （関東）	○　適合性原則違反 （証券会社の処分を求める勧告） 　泉証券㈱は、日経平均株価（日経225）を対象とする日経225オプション取引（以下この事例において「オプション取引」という。）の顧客への勧誘を全店で推進する旨の計画を策定し、取締役社長以下経営陣主導の下に、平成15年４月以降、顧客にオプション取引の勧誘を積極的に行っていた。一方、内部管理面では、オプション取引の知識が不十分なまま顧客にオプション取引を勧誘している営業員が多数いたにもかかわらず、これらの営業員に対してオプション取引の仕組みについての十分な知識の付与を行わずにいるなど、営業員により顧客に適合しない不適当な勧誘が行われることを未然に防止するための管理体制の整備をしていなかった。そのような状況の中で、複数の営業員が、①生計を主に年金収入に頼っており、このオプション取引を開始するまでは投資信託や債券の取引を主体とし、株券の信用取引の取引経験すらなく、オプション取引の基本的な仕組みを理解していない複数の顧客に対して、オプション取引の仕組みやリスクを十分に説明して理解させないまま、②オプション取引の対象銘柄、数量、売買の別をすべて営業員が提案し、顧客が無条件にこれを受け入れるという営業員主導の態様で、顧客の財産に比して大きな数量の建玉のオプションの売り取引を短期間に繰り返して行うなどの取引を勧誘し、その結果、これらの顧客に多額の損失を発生させた。	会社に対する処分 　業務停止命令（全店舗） ・すべての業務の停止１日間 ・オプション業務の停止２日間 　業務改善命令 ・事実関係の経緯及びこれまでにとった対応の具体的な内容 ・内部管理体制の抜本的な見直し及び責任の所在の明確化
14	16．5．14 （検査） （近畿）	○　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 （役職員の処分を求める勧告） ⑴　山源証券㈱本店営業部次長は、平成15年４月中旬、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年４月17日から同年９月18日までの間、取引を受託、執行した。（売買回数145回、売買株数27万株） ⑵　五條営業所営業課長は、平成15年１月下旬、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年２月３日から同年11月25日までの間、取引を受託、執行した。（売買回数91回、売買株数40万株）	役職員（外務員）に対する処分 ・本店営業部次長 　職務停止２週間 ・三島支店歩合外務員 　職務停止２週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
15	16．5．14 （検査） （近畿）	○　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 （役職員の処分を求める勧告） ⑴　都証券㈱本店第二営業部歩合外務員は、平成14年９月29日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成14年10月２日から同年12月27日までの間、取引を受託、執行した。（売買回数200回、売買株数20万株） ⑵　本店第二営業部歩合外務員は、平成15年１月15日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年１月16日から同年12月３日までの間、取引を受託、執行した。（売買回数142回、売買株数75万株）	役職員（外務員）に対する処分 ・本店第二営業部歩合外務員 職務停止３週間 ・本店第二営業部歩合外務員 職務停止２週間
16 ※	16．5．21 （検査）	○　法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況 （証券会社の処分を求める勧告） ＵＢＳセキュリティーズ・ジャパン・リミテッドは、法人関係情報の管理に係る適切な措置を講じていないことから、上場会社の自己株式の取得及び決算の下方修正に係る法人関係情報をこの上場会社から入手した株式調査部アナリストが、この情報が法人関係情報に該当するとの認識のないまま、アナリスト・レポートに記載していた。また、アナリスト・レポートを審査する同部の審査部門においてもこれを看過し、その結果、平成15年４月以降、法人関係情報がアナリスト・レポートにより多数の顧客や社内に提供されている事例が複数認められており、法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でないと認められる状況により業務を営んでいた。	会社に対する処分 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化 ・上記について対応状況を書面で報告
17	16．6．8 （検査） （関東）	○　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 （役職員の処分を求める勧告） 東洋証券㈱清水支店営業課主任（当時）は、平成14年９月10日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成14年９月10日から平成15年１月24日までの間、取引を受託、執行した。（売買回数45回、売買株数３万株）	役職員（外務員）に対する処分 未定

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
18	16.6.8 （検査） （東海）	○　取引一任勘定取引の契約を締結する行為及び投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買をする行為 （証券会社及び役職員の処分を求める勧告） ⑴　岡地証券㈱本店投資サービス部歩合外務員は、平成15年８月19日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年８月20日から平成16年１月30日までの間、取引を受託、執行した。（売買回数103回、売買株数15万株） ⑵　西尾支店歩合外務員は、平成14年１月16日及び平成15年12月25日までの間、自己の取引口座を使用して、日計り取引など自己の計算に基づく株券の売買その他の取引を多数回にわたり行った。（売買回数226回、売買株数36万株）	会社に対する処分 業務停止命令 ・本店投資サービス部における株券の売買に係る受託業務の停止１日間 業務改善命令 ・内部管理体制の見直しを図るとともに責任の所在の明確化を図ること、法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定すること、全職員に対する「法令遵守の徹底」のための研修等を実施すること及び社内検査の充実・強化のための具体策を策定すること 役職員（外務員）に対する処分 未定
19 ※	16.6.17 （検査）	○　なりすましの疑いのある取引について本人確認を行わない行為 （証券会社の処分を求める勧告） マネックス証券㈱は、少なくとも平成15年４月１日から平成16年３月31日までの間、複数の顧客からの有価証券の委託注文の受託に際し、この注文の発注者が取引の名義人になりすましている疑いがあるにもかかわらず、本人確認を行わないまま、この注文を受託、執行した。	会社に対する処分 是正命令 ・今回の違反行為の是正、責任の所在の明確化、役職員の法令遵守意識の徹底及び本人確認の徹底を含む顧客管理体制の構築とその実行性の確保 ・上記についてその対応状況を書面で報告するとともに今後一年間、疑念口座の抽出とそれに対する措置の履行状況について３ヶ月ごとに報告

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
20	16．6．22 （検査） （近畿）	○　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 （役職員の処分を求める勧告） ⑴　こうべ証券㈱神戸支店営業員（当時）は、平成14年８月上旬、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成14年８月９日から平成15年10月17日までの間、取引を受託、執行した。（売買回数98回、売買株数29万株） ⑵　こうべ証券㈱東京支店営業員は、平成14年１月９日から平成15年２月24日、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成14年１月10日から同年２月20日、及び平成15年２月26日から同年８月１日までの間、取引を受託、執行した。（売買回数156回、売買株数25万株）	役職員（外務員）に対する処分 未定
21 ※	16．6．22 （検査） （近畿）	○　有価証券の売買又は委託の取次ぎにおいて本人確認を行わない行為及び外務員の職務に関する著しく不適当な行為 （証券会社及び役職員の処分を求める勧告） エンゼル証券㈱取締役東京支店長（当時）は、その業務に関し、複数の法人顧客等の口座開設に際し、口座開設申込人からの要請を受け、部下の営業員に対して取引の任に当たる自然人等の氏名を隠して取引を行うことを指示するなどして、この顧客又はこの取引の任に当たる自然人に係る必要な本人確認を行わないまま口座を開設し、平成15年４月10日以降、この顧客の株券の売買又は委託の取次ぎ注文を受託、執行した。 （注）　なお、この勧告では、この役員が行った上記行為が、外務員の職務に関する著しく不適当な行為〔証取法第64条の５第１項第２号〕に該当するため、この外務員１名についても処分を求めている。	会社に対する処分 業務改善命令 ・本人確認の徹底を含む顧客管理体制の構築とその検証体制の確保、役職員の法令遵守意識の徹底、顧客等に対する本人確認の再点検を実施しその結果報告及び責任の所在の明確化 ・上記について対応状況を書面で報告 役職員（外務員）に対する処分 未定

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
22 ※	16.6.30 （検査）	○　法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況及び外務員の職務に関する著しく不適当な行為 （証券会社及び役職員の処分を求める勧告） 東海東京証券㈱は、名古屋企業金融部マネージャー等が店頭売買有価証券の発行者の株式分割に関する法人関係情報を売買審査室に報告等していないことから、売買審査室においてこの情報の管理に係る適切な措置を講じておらず、また、名古屋企業金融部マネージャーは、この情報及びこの証券会社において保有されていた他の店頭売買有価証券の発行者の株式分割に関する法人関係情報を飯田証券㈱の取締役営業部長に漏洩しており、法人関係情報の管理に係る適切な措置を講じておらず、法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でないと認められる状況により業務を営んでいた。 （注）　なお、この勧告では、この使用人が他社に法人関係情報を漏洩した行為が、日証協公慣規第８号「証券従業員に関する規則」第９条第３項第18号に規定する「職務上知り得た秘密を漏洩すること」に該当するとともに、その内容等から判断すると、外務員の職務に関して著しく不適当な行為〔証取法第64条の５第１項第２号〕に該当するため、この外務員１名についても処分を求めている。	会社に対する処分 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令理解の向上・法令遵守の徹底 ・再発防止策の策定・実施及び責任の所在の明確化 役職員（外務員）に対する処分 未定
23	16.6.30 （検査） （関東）	○　法人関係情報を提供して勧誘する行為及び法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況 （証券会社及び役職員の処分を求める勧告） ⑴　飯田証券㈱は下記役員３名のほか使用人４名が、その業務に関し、複数の店頭売買有価証券の発行者の株式分割に関する法人関係情報を提供してこの店頭売買有価証券の買付けの勧誘を行った。 ⑴　取締役営業部長は、その業務に関し、東海東京証券㈱名古屋企業金融部マネージャーから、平成16年１月27日、この法人関係情報の伝達を受け、平成16年１月28日から同年２月16日にかけて、多数の顧客に対し、この法人関係情報を提供してこの店頭売買有価証券の買付けの勧誘を行った。 ⑵　代表取締役社長は、その業務に関し、取締役営業部長からこの法人関係情報の伝達を受け、平成16年２月２日から同月13日にかけて、複数の顧客に対し、この法人関係情報を提供してこの店頭売買有価証券の買付けの勧誘を行った。	会社に対する処分 業務停止命令（全店舗） ・すべての業務の停止２日間 業務改善命令 ・内部管理体制の抜本的な見直し及び責任の所在の明確化 ・法人関係情報にかかる不公正取引防止に向けた再発防止策の策定 ・全職員に対する法令遵守意識の徹底 役職員（外務員）に対する処分 未定（使用人４名は対象外）

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
23 つづき		⑶　取締役本店統括部長は、その業務に関し、取締役営業部長からこの法人関係情報の伝達を受け、平成16年２月２日から同月９日にかけて、顧客に対し、この法人関係情報を提供してこの店頭売買有価証券の買付けの勧誘を行った。 ⑵　代表取締役社長は、その業務に関し、取締役営業部長から複数の店頭売買有価証券の発行者の株式分割に関する法人関係情報の伝達を受け、平成16年２月２日から同月13日にかけて、複数の顧客に対し、この法人関係情報を提供してこの店頭売買有価証券の買付けの勧誘を行ったばかりか、営業会議の場でこの法人関係情報を提供した勧誘を役職員に推奨する状況を自ら作り出す等、法人関係情報の管理が法人関係情報に係る不公正取引の防止上十分でないと認められる状況により業務を営んでいた。	
24	16．6．30 （検査） （関東）	○　⑴利益保証等を約した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、及び損失の補てん又は利益に追加するため財産上の利益を提供する行為、⑵金融先物取引業に関し、著しく不当と認められる行為 （証券会社及び役職員の処分を求める勧告） ⑴　エー・シー・イー・インターナショナル㈱取締役会長は、その業務に関し、 ①　平成13年３月から平成15年９月にかけて、多数の顧客に対し、海外市場における通貨先物オプション取引につき、イ．損失の全部若しくは一部を当社が負担することを約し、又は利益を保証して勧誘し、ロ．取引などの種類、対象通貨、売買の別、対価の額等、金融先物取引法施行規則第24条各号に定める事項の全部について、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする契約をそれぞれ締結した上で、平成13年４月２日から平成15年９月18日までの間、取引を受託、執行した。 ②　平成13年６月から平成15年12月までの間、多数の顧客に対し、海外市場における通貨先物オプション取引について生じた顧客の損失の全部又は一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、顧客に損失が生じた取引を自己に付け替え、あるいは、自己に利益が生じた取引を顧客に付け替える方法により、これらの顧客に財産上の利益を提供した。	会社に対する処分 未定 役職員（外務員）に対する処分 未定

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
24 つづき		⑵　エー・シー・イー・インターナショナル㈱は、海外市場における通貨先物オプション取引(以下この事例において、「オプション取引」という。)の顧客への勧誘を積極的に行っていたが、一方で、営業部門から独立した顧客の日々の取引状況のチェックなどの顧客管理体制の整備を行っておらず、また、実施していた顧客面談制度等が形骸化しており、さらに取締役社長等が、営業員に対し、営業に係る社内ルール等の条件を緩和するなどの指示や短期間での買増勧誘等の指示を行っていた。そのような状況の中で、オプション取引について、多数の営業員が、多数の顧客に対し、口座開設直後から、顧客に十分な投資判断能力が培われないうちに、短期間に一度も損益の結果を出すことがないまま数十枚もの建玉を勧めるなど、顧客の資産、能力等に照らして過大な投機的取引を勧誘し、その結果、これらの顧客に多額の損失を発生させており、当社は、海外金融先物取引の受託にあたり、「金融監督等にあたっての留意事項について（事務ガイドライン）」９－２－４⑵に規定する「過大な投機的取引の防止」に努めていなかった。	
25 ※	16.6.30 （検査） （関東）	○　実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託等をする行為及びなりすましの疑いのある取引について本人確認を行わない行為 （証券会社及び役職員の処分を求める勧告） ⑴　ゲット證券㈱代表取締役社長、取締役営業第一部長（当時）、営業第一部次長（当時）及び営業部長は、その業務に関し、平成13年６月５日から平成14年10月28日の間、㈱キャッツ株式に係る相場操縦事件に係る犯則嫌疑者（告発と同時に起訴）が、高指値注文の連続発注による買付け等の方法により、この株券の株価の引上げを意図していることを知りながら、この株券の売買注文を受託、執行した。 ⑵　ゲット證券㈱営業部長は、平成15年１月６日以降、㈱キャッツ株式に係る相場操縦事件に係る犯則嫌疑者（告発と同時に起訴）が複数の法人口座において、これらの法人になりすまして取引を行っていることを知りながら、本人確認を行わないまま、取引を受託、執行した。	会社に対する処分 業務停止命令 ・全店舗のすべての業務停止３日間 ・本店営業部及びＰＢ営業部の株券の売買に係る受託業務の停止 業務改善命令 ・内部管理体制の抜本的な見直し、責任の所在の明確化及び責任ある経営態勢の確立 ・売買管理体制の充実・強化等再発防止策の策定及び役職員に周知徹底 ・全社員に対する法令遵守意識の徹底 役職員（外務員）に対する処分 未定

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
26 ※	16. 6 . 30 （検査） （関東）	○　実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託等をする行為 （証券会社の処分を求める勧告） 丸三証券㈱は、平成13年６月８日から同年７月10日の間、㈱キャッツ株式に係る相場操縦事件に係る犯則嫌疑者（告発と同時に起訴）が、高指値注文による買付け等の方法により、この株券の株価の引上げを意図していることを知りながら、この株券の売買注文を受託、執行した。	会社に対する処分 業務停止命令 ・本店投資営業部の株券売買受託業務の停止 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化等及び責任の所在の明確化 ・売買管理体制の充実・強化等再発防止策の策定及び役職員に周知徹底 ・全社員に対する法令遵守意識の徹底

勧告事案の概要一覧表　補足説明

○大阪証券取引所に係る勧告資料（勧告事案の概要一覧表　一連番号２）

１．検査の概要

⑴　検査業務

①　検査業務を行う検査員の構成が経験年数及び年齢階層からみてバランスの取れたものとはなっておらず、また、検査手法向上のための部内研修など具体的な施策が実施されていないなど長期的な視野に立った人材育成が行われていなかった。

②　検査を実施する取引参加者の選定に関して、明確な基準が設けられておらず、また、大阪証券取引所市場における取引状況や同社内の関係部署で把握された情報など、検査周期以外の要素が加味されていなかった。

⑵　検査に基づく措置業務

検査の結果、取引参加者に対する「処分」「勧告」「注意喚起」「要請」といった措置を行う場合の措置基準が整備されておらず、実際の適用に際し、組織的な検討がなされていなかった。

⑶　市場監理業務

①　市場監理業務を行う取引審査担当者の構成が経験年数及び年齢階層からみてバランスの取れたものとはなっておらず、また、取引審査能力向上のための部内研修など具体的な施策が実施されていないなど長期的な視野に立った人材育成が行われていなかった。

②　株価指数オプション取引について、関与率、価格変動及び大口対当などの抽出基準を設けているものの、当該基準はオプション取引の商品性格を踏まえた条件設定ではなかったことか

ら、抽出件数が膨大となり、平成９年以降、抽出作業を中止していた。また、株券オプション取引について、価格形成調査の観点から設定されている抽出基準における数値基準が取引実態に比べ高過ぎることから、抽出基準に該当する事例がなかった。また、これらの抽出基準についての見直しが全く検討されていなかった。

③　株券オプション取引に係る調査について、仮装・馴合取引の観点から抽出された取引であるにもかかわらず、約定価格と理論価格の乖離が一定の範囲内かどうかなど価格形成面の調査を行うにとどまっており、対当取引を行った証券会社の自己取引の内容や委託者の属性把握といった調査が行われていなかった。

⑷　関係部署の連携

自主規制本部内の各グループ間の連携や自主規制本部以外の関係各部署との情報交換が十分図られておらず、各種の情報が検査業務及び市場監理業務に活かされていなかった。

○みずほインベスターズ証券に係る勧告資料

（勧告事案の概要一覧表　一連番号４）

１．投資手法の概要

当社においては、日経225連動型上場投信（ＥＴＦ）の売買と、日経225株価指数オプション取引（コールオプションの売買）を組み合わせた投資手法（以下「カバードコール戦略」という。）を策定し、当該手法による取引を顧客に勧誘していた。

具体的には、

① 顧客は、ＥＴＦ1,000口を１単位として購入すると同時に、オプション取引については、翌限月でかつＥＴＦ購入価格の上値で最も近接している権利行使価格のコールオプションを１単位売却する。

② コールオプション限月の最終売買日直前時点で、日経平均株価が権利行使価格を上回っている場合は、コールオプションを反対売買しオプション取引の決済を行うと同時にＥＴＦを売却し、一旦､ポジションを全て解消する。その後再び上記①の投資を行う。

③ コールオプション限月の最終売買日前に、日経平均株価が権利行使価格を上回っていない場合、コールオプションは反対売買により決済し、ＥＴＦはそのまま継続保有する。その後、ＥＴＦの実勢価格の上値で最も近接している権利行使価格のコールオプションの売りを再度行う。

という投資手法である。

２．誤解を生ぜしめるべき表示その１

当社本店営業部長が作成し、当該投資手法の勧誘に際し顧客に交付して商品内容を説明していた「ＥＴＦを利用したカバードコール

戦略のご提案」（以下「提案書」という。）は、ＥＴＦを時価10,500円で1,000口を１単位として購入するとともに、購入価格の上値で最も近接した権利行使価格11,000円のコールオプションを１単位売却し、250,000円のプレミアムを得るという具体例を示して当該投資手法の内容について解説するものであるが、取引開始後に日経平均株価が11,000円を上回らない場合に関する説明として、以下の記載がされている。

３）限月取引最終日（又は、ＳＱ）までに、日経平均株価が11,000円を上回らない場合。

反対売買（又は、権利の自動消滅）により、受取のコールプレミアムは利益（雑所得）となる。
２）の取引を再度行う。（その時点のＥＴＦ　日経平均株価水準により、10,500円、11,000円のコールオプションが売却銘柄対象となる。）

限月毎に、年間12回の取引が可能であり同一条件とすると、年間、239,500円×12回－2,625円（反対売買（又は、権利消滅）時のオプション手数料と消費税）×12回
＝2,842,500円の収益
この金額は課税前で、収益として年利換算すれば約27％の利回りであり、ヘッジコストとしては日経平均株価で7,600円台までヘッジしたことになる。

しかし、日経平均株価が11,000円を上回らない場合に当該投資手法で年率27％の収益を得る場合は、オプション取引を反対売買によ

り決済せずにＳＱ決済し、毎月の限月取引最終日に日経平均株価指数が10,500円付近である状況が年間を通じて12回連続して発生し、かつ、毎月権利行使価格11,000円のコールオプションが25万円で売却できる場合に限定される。

提案書には、そうした前提条件が明記されていないこと等から、当該記載は、顧客に当該投資手法の投資効果について「本件カバードコール戦略が、日経平均株価が11,000円を上回らない場合に、年利27％もの高い収益が得られるような投資手法である」との誤解を生ぜしめるべきものと認められる。

なお、現実の日経平均株価指数の動きや以下の点等を考慮すると、上記の状況が現実の市場で発生する可能性はほとんどない。

・　一年間を通じて株価が膠着している状態において権利行使価格11,000円のコールオプションの市場価格が常に一定の価格で売却できる可能性はオプションの理論からするとほとんどない（株価が膠着している状況では市場参加者が予測するボラティリティが低下していくことが多く、そうするとオプションの価格が低下していくことが想定される。）。

・　実際の本件戦略では、株価の膠着局面や下落局面においては、常にＳＱ決済ではなく反対売買によってオプションの決済を行っており（実際に50顧客のオプション買い戻しコストの実績は一単位あたり平均約18万円となっている。）、計算式に買い戻しコストの部分に関する記載がなくＳＱ決済を前提としていると思われる当該記載の収益額や利回りはそもそも本件戦略におけるオプションの収益として発生する可能性のないものである。

３．誤解を生ぜしめるべき表示その２

また、当社本店営業部長は既に本件戦略の取引を行っている顧客の投資実績が一覧表になっている「ＥＴＦカバードコール総合管理台帳」（以下「残高表」という。別紙参照）を作成し、勧誘時に本件戦略の投資実績の問い合わせがあった場合に、当該残高表を顧客に提示している。

残高表は、当該投資手法による取引を行っている顧客毎のＥＴＦ及びコールオプションの保有状況と取引開始以降の損益の状況を並べた一覧表であるが、各顧客の損益状況を示す「合計損益」部分には、各顧客が保有するＥＴＦの含み損益が算入されておらず、そのため当該投資手法による取引全体の実際の損益の状況を反映したものとなっていない。また、残高表には、残高表作成当時のＥＴＦの価格と顧客毎のＥＴＦの買付け数量・単価並びに全顧客のＥＴＦ評価損益の合計額が別途記載されているが、各顧客の保有するＥＴＦの含み損益はどこにも表示されていない。

このため、例えば、平成15年１月末時点の残高表を見ると、50名の個人顧客のうち７割以上の38名の「合計損益」が黒字の実績となっているが、各顧客の保有するＥＴＦの含み損益等を加えた当該投資手法による取引全体の実際の損益状況は、50顧客全員が赤字の投資実績となっている。

本店営業部長が本件戦略勧誘の際に、当該残高表を提示して、各顧客の本件戦略の投資実績について説明をした行為は、本件戦略の投資実績という重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為であると認められる。

なお、本店営業部長は、残高表を自らのパソコンの中の表計算ソ

フトのファイルで作成、管理を行っていたものであるが、当該ファイルには本件残高表にある顧客毎の「受取プレミアム合計」「ＥＴＦ売却利益」「合計損益」の項目の他に、この項目の右の方にＥＴＦの含み損益を示す項目や、本件戦略の実現損益とＥＴＦ含み損益の本件戦略の合計の損益を示す項目が設けられており、顧客毎に数値の記載がされている。本店営業部長は、これらのＥＴＦの含み損に関する項目の部分を除いて印刷をして残高表を作成し、顧客に提示していた。

４．当社の勧誘を受けて当該投資手法による取引を行っている顧客の属性

平成15年１月末時点の個人顧客50名は、いずれもオプション取引は初めての顧客である。年齢構成は、60歳未満が12名、60歳以上70歳未満が22名、70歳以上80歳未満が15名、80歳以上が１名となっている。

（別紙）

部外秘　　ETFカバードコール総合管理台帳(残高表)　　本店営業部　03／01／31現在

取引開始日:01／08／01　　8,360

承認番号	取引開始日	担当者	部店	顧客ｺｰﾄﾞ	顧客名	数量	買付単価	限月	権利価格	！	売却単価	数量	受取ﾌﾟﾚﾐｱﾑ合計	ETF売却利益	合計損益
（略）															
0	2001/11/●	○○	0	－ 0	○○○○	3,000	8,950	3	8,500		210	3	4,262,095	−7,792,788	−3,530,693
0	2001/11/●	○○	0	－111111	○○○○㈱	3,000	11,649	2	8,500		245	3	5,327,330	0	5,327,330
						2,000	9,820	2	8,500		245	2			
0	2001/11/●	○○	0	－222222	○○○○	3,000	12,073	3	8,500		230	3	4,035,598	1,443,129	5,478,727
0	2001/11/●	○○	0	－333333	○○○○	3,000	12,100	3	8,500		215	3	6,727,165	−3,576,972	3,150,193
						2,000	11,550	3	8,500		215	2			
0	2001/12/●	○○	0	－444444	○○○○	14,000	11,920	2	8,500		245	14	20,560,083	8,237,007	28,797,090
						3,000	9,703	2	8,500		245	3			
						4,000	8,656	2	8,500		245	4			
0	2001/12/●	○○	0	－555555	○○○○	14,000	11,920	2	8,500		245	14	20,792,817	7,303,632	28,096,449
						3,000	9,637	2	8,500		245	3			
						4,000	8,570	2	8,500		245	4			
0	2001/12/●	○○	0	－666666	○○○○	2,000	11,160	3	8,500		215	2	1,075,960	1,876,567	2,952,527
0	2001/12/●	○○	0	－777777	○○○○	3,000	11,750	3	8,500		210	3	3,651,575	1,255,178	4,906,753
0	2001/12/●	○○	0	－888888	○○○○	2,000	11,690	3	8,500		270	2	2,155,595	2,340,410	4,496,005
（略）															

							−115,862,953	107,719,670
							223,582,623 総受取ﾌﾟﾚﾐｱﾑ	
							9.6% −5.0%	4.6%
				223,000	10,433	建玉計 215	2,326,637,000 買付簿価計	−19.9%
							−462,357,000 ETF評価損益	内信用買残
			内信用残高	82,000	9,102		48,530,000 建玉ﾌﾟﾚﾐｱﾑ計	746,399,000
							手数料累計 126,970,043	4,426,010

○ソシエテ　ジェネラル　セキュリティーズ　ノース　パシフィック
リミテッドに係る勧告資料（勧告事案の概要一覧表　一連番号７）

１．本件ＥＢの仕組み

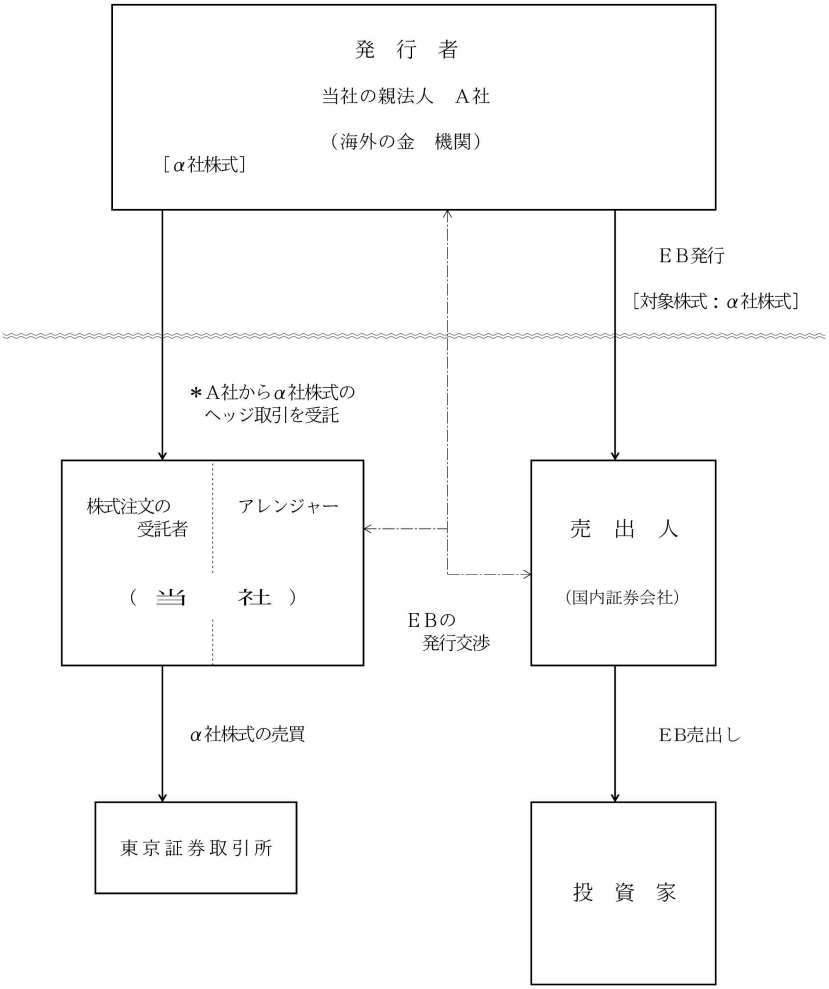

２．本件ＥＢの概要

対象株式	：	α社株式
発行者	：	当社の親法人（海外の金融機関）
売出人	：	国内準大手証券会社
発行額	：	約10億円
額面金額	：	783千円
転換価格	：	783円
発行日	：	平成13年６月20日
償還日	：	平成13年11月21日
クーポン	：	年率5.6%
償還条件判定日	：	平成13年11月14日
判定に使用する株価	：	償還条件判定日の東証終値

３．作為的相場の形成状況（概略）

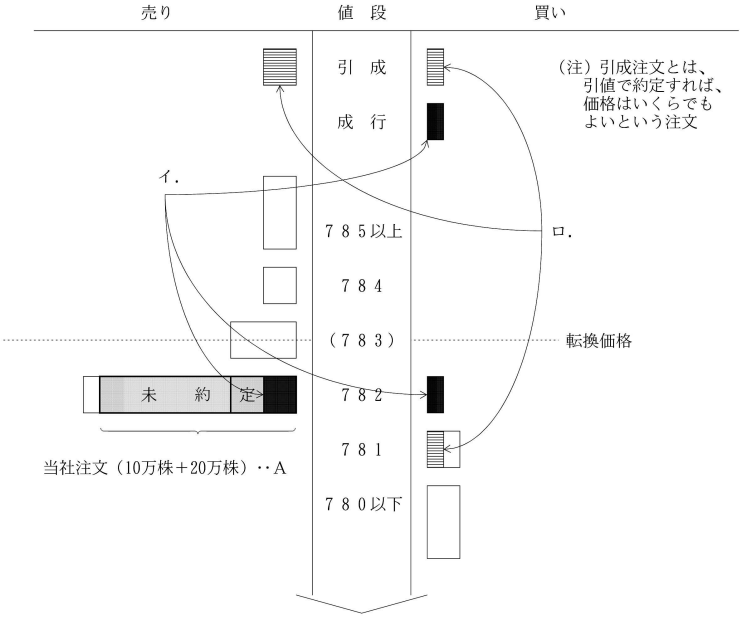

【取引経過】

① 当該銘柄が14：58に783円で約定した後、当社は、転換価格から１円低い782円10万株の売付注文を発注し、更に同じ指値（782円）で20万株の売付注文を発注した（計30万株・上記Ａ）。

② この間、市場では、①の当社の売付注文Ａの一部が成行及び782円の買付注文をさらい（上記イ）、約定値段を782円とし、①の売付注文Ａの残（約25万株）が全て消化されない限り783円以上の終値にならない状況となり、大引けを迎えた。

③ この結果、当日は転換価格から２円低い781円で引けた（上記ロ）。なお、当社の売付注文の大半は未約定となった。

○みずほインベスターズ証券に係る勧告資料

（勧告事案の概要一覧表一連番号９）

・作為的相場の形成状況

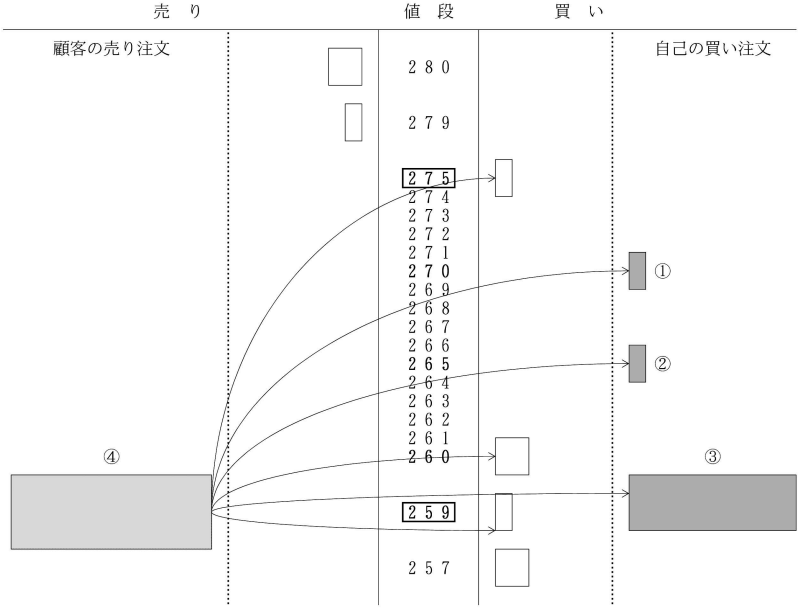

（注）取引所立会内売買のルールでは、取引価格の継続性の観点から、直近約定価格から更新値幅（当該銘柄では５円）の範囲内の価格でないと即時に売買が成立しないこととしており、その値段を超えてしまう場合には、新たな注文を呼び込むため「特別気配」の表示を行うこととしている。その後、新たな注文が入らずその特別気配値段で売買が成立しない場合には、５分間隔で特別気配を更新し、徐々に売買が成立する価格に近づけていき、売買を成立させることとしている。

【取引経過】

⑴　当該銘柄は、13：48に275円で約定した後、買付注文の最も高い値段は275円（その下は260円まで無い状態）、売付注文の最も低い値段は279円となっていた。

⑵　このような状況の中、14：30ころ、当社は顧客から他の銘柄の株式の買付けと共に当該銘柄30千株の売付けの依頼を受け、当社ディーラーは、当該銘柄の板の状況からみて259円なら自己で買ってもよいと判断し、当該売付注文を259円で受託することとした。そして、当社ディーラーは、当該価格で当社自己勘定の買付注文と顧客の当該売付注文を対当させ即時に約定させるために、当該銘柄の株価を引き下げる目的で、売特別気配が表示され売買が停止することを回避することのできる①②の自己の買付注文各１千株を14：43に続けて発注。

⑶　上記⑵の自己の買付注文により、顧客の259円の売付注文を発注しても特別気配が表示されるおそれが解消されたため、当社ディーラーは、顧客の注文に対当する自己の買付注文③259円24千株（板の状況から当該株数で足りることを確認済み）を14：43に発注し、その後に顧客の売付注文④259円30千株を14：44に発注することで、275円であった株価を14：45に259円まで引き下げた。その後、この値段が終値となった。

○ＵＢＳセキュリティーズ・ジャパン・リミテッドに係る勧告資料

（勧告事案の概要　一連表16）

＜事例１＞

当社のアナリストＡは、平成15年５月にα社を取材し、α社の経理部マネージャーより同社の自己株式の取得に係る法人関係情報を入手し、「６月の株主総会で承認を得られれば、自社株買いを実施したいとしている。同社によると、規模は（発行済み株数の）５％以上10％未満になる模様である。」とレポートに記載した。

当該レポートは、審査担当者の審査を経て、当該情報を掲載したまま取材の翌日に当社の顧客及び役職員がアクセス可能なウェブサイトに掲載されるとともに多数の顧客にメールで送付されたほか、アナリストＡによって営業担当者等に説明されている。

なお、α社は当該情報をレポート発表の翌週に公表している。

＜事例２＞

当社のアナリストＡは、平成15年３月にβ社を取材し、β社の財務部長より同社の決算の下方修正に係る法人関係情報を入手し、「今期純利益目標を（略）下方修正：３月26日の時点で保有株式の評価損が17億円に達すると予想、今期の最終損益を15～16億円の赤字と見ている。」とレポートに記載した。

当該レポートは、審査担当者の審査を経て、当該情報を掲載したまま同年４月に当社の顧客及び役職員がアクセス可能なウェブサイトに掲載されるとともに多数の顧客にメール等で送付されたほか、アナリストＡによって営業担当者等に説明されている。

なお、β社は当該情報をレポート発表の翌々週に公表している。

本件２件については、情報の内容が「自己株式の取得」及び「決算の

下方修正」であり、証券取引法第166条第２項第１号ニ及び第３号において重要事実として列挙されている事項であること、また、それらの情報が未公表であり、当社のアナリストが情報を入手した経緯や内容等から見て、「上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの」であることから、法人関係情報に該当すると認定し、その管理の状況が不十分であることから、「証券会社が取得した法人関係情報の管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でないと認められる状況」に該当する業務を営む行為に該当すると認定した。

○マネックス証券に係る勧告資料

（勧告事案の概要一覧表　一連番号19）

当社が平成15年３月29日現在で行った顧客口座についての調査の結果、

異姓・異住所で、

⒜「携帯電話番号が同一」　の口座　約　50口座

⒝「メールアドレスが同一」の口座　約 700口座

⒞「設置型電話番号が同一」の口座　約2000口座

の延べ約2750口座を「取引の相手方が口座名義人になりすましている疑いがある口座」として把握。

このうち、疑わしい状況を払拭する措置を一切講じていないものに限っても、少なくとも、当該口座抽出後の平成15年４月１日から同16年３月31日までの１年間に、約1200口座において、有価証券の委託注文の受託に際し、当該注文の発注者が取引の名義人になりすましている疑いがあるにもかかわらず、本人確認を行わないまま当該注文を受託、執行していたものである。

○エンゼル証券に係る勧告資料（勧告事案の概要一覧表　一連番号21）

本人確認法に違反するものとして、以下のような事例が認められた。

（事例１）

取締役東京支店長（当時。以下「東京支店長」という。）は、投資アドバイス会社を経営するＡから「非居住者法人名義の口座を開設したいが、投資顧問業における無認可での投資一任業務と疑われるおそれや、運用益が自分のみなし所得とされるおそれがあるため、自分の名前を出さないでほしい」と要請され、Ａが何らかの不正行為を行うとの認識を持ちながら、この要請を受け入れて、本人確認を行わないまま取引を受託、執行するよう部下に指示している。

＊　本人確認法（平成15年１月６日施行）によると、法人が取引を行う場合、当該法人のほか、当該法人名義での取引の任に当たっている自然人についても本人確認を要する（法第３条第２項）とされており、本件行為は本人確認法に違反するものである。

（事例２）

東京支店長は、Ｂから「特定銘柄の上場株式を大量（発行済み株式数の15％弱）に買い付けるため、非居住者で名義の異なる３法人での口座を開設したいが、自分の名前を出さないでほしい」と要請され、Ｂが３口座に分割して株式を買い付けることにより、外形上、証券取引法に規定する「大量保有報告書」の提出義務を免れるためではないかとの認識を持ちながら、この要請を受け入れて、Ｂの指定する者の本人確認を書類不備の状態で行い、取引を受託、執行するよう部下に指示している。

＊　証券取引法第27条の23第３項において、大量保有報告書の提出義務は、自己又は他人の名義をもって発行済み株式数の５％以上を所有する者にも課されており、本件は、これに該当するおそれがある。

○東海東京証券に係る勧告資料（勧告事案の概要一覧表　一連番号22）

＜法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況＞

当社は、店頭売買有価証券の発行者であるα社の主幹事であり、名古屋企業金融部マネージャー（以下「マネージャーA」とする。）がα社を担当している。

マネージャーA等は、その業務に関してα社の経営企画室長から株式分割の公表日等に関する法人関係情報を取得したものの、当該情報を売買審査室に報告していないことから、売買審査室において当該情報の管理に係る適切な措置を講じていない。

なお、当該情報は、情報の内容が「株式の分割」であり、証券取引法第166条第２項第１号において重要事実として列挙されている事項であること、当該情報が未公表であること、当社のマネージャーAが当該情報を入手した経緯や内容等から見て、「上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの」であることから、法人関係情報と認定した。

また、マネージャーAは、その業務に関して、α社から取得した当該情報及び当社が保有していた店頭売買有価証券の発行者であるβ社の株式分割の公表日等に関する法人関係情報を飯田証券株式会社の取締役営業部長に漏洩し、飯田証券株式会社において法人関係情報を提供した勧誘等の不公正取引が行われるおそれがある状態を作りだしている。

このように、当社の法人関係情報の管理の状況が不十分であることから、「証券会社が取得した法人関係情報の管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でないと認められる状況」に該当する業務を営む行為に該当すると認定した。

＜外務員の職務に関して著しく不適当な行為＞

マネージャーＡが、α社及びβ社の法人関係情報を飯田証券株式会社の取締役営業部長に漏洩した行為は、日本証券業協会の証券従業員に関する規則（公正慣習規則第８号）第９条第３項第18号に規定する「職務上知り得た秘密を漏洩すること」に該当するとともに、その内容等から判断すると、証券取引法第64条の５第１項第２号に規定する「外務員の職務に関して著しく不適当な行為」に該当すると認定した。

○ゲット證券に係る勧告資料（勧告事案の番号　一連番号25）

ゲット證券株式会社については、代表取締役社長が、被告人の株価引上げの意図を知りながら、被告人によるキャッツ株式に係る全ての注文（相場操縦認定期間（平成13年６月４日から同年７月18日）以外の取引を含む。）について、部下に指示し、取引を受託、執行させたというものである。

当該社長の指示を受けた取締役営業第一部長は平成13年９月28日から同14年５月15日の間、営業第一部次長は同13年６月５日から同14年６月19日の間、営業部長は同14年６月27日から同年10月28日の間、それぞれ被告人が高指値注文の連続発注による買付け等の方法により、キャッツ株式の株価の引上げを意図していることを知りながら、売買注文を受託、執行している。

（取引事例）

①　平成13年６月５日（14：48　直近約定価格3,530円）

14：48以降、６回にわたり高指値注文を連続して発注し、株価を3,600円まで引き上げ、終値（14：57）を形成している。同時刻以降の市場シェア98％。

②　平成13年７月18日（13：22　直近約定価格3,730円）

13：22以降、11回にわたり高指値注文を連続して発注し、株価を3,940円まで引き上げ、終値（14：57）を形成している。同時刻以降の市場シェア96％。

○丸三証券に係る勧告資料（勧告事案の概要一覧表　一連番号26）

丸三証券株式会社については、投資営業部歩合外務員が、平成13年６月８日から同年７月10日の間、被告人が高指値注文による買付け等の方法により、キャッツ株式の株価の引上げを意図していることを知りながら、売買注文を受託、執行している。

（取引事例）

①　平成13年６月11日（９：32　直近約定価格3,650円）

９：32から10：34の間、10回にわたり高指値注文を発注し、株価を3,740円まで引き上げている。この間の市場シェア25%。

②　同月13日（９：32　直近約定価格3,880円）

９：32から10：07の間、６回にわたり高指値注文を発注し、株価を3,950円まで引き上げている。この間の市場シェア19%。

2－4　建議実施状況

1　建議実施件数一覧

（単位：件）

区　　分	4～9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	合計
検査結果に基づく建議	0	0	1	0	0	2	1	4
犯則事件調査の結果に基づく建議	2	0	1	0	0	0	0	3

2　建議案件の概要一覧表

（16年６月末現在）

建議年月日	建議の内容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	各証券取引所では、株券の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。

建　議 年月日	建　　議　　の　　内　　容	措置の状況
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12. 3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。
15. 4.22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。

建　議 年月日	建　　議　　の　　内　　容	措置の状況
15. 6 .30	証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講じるよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客が空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。

建　議 年月日	建　　議　　の　　内　　容	措置の状況
15. 12. 16	証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、自社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、このアナリストは、その契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、この発行体に係る株券について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前にこの株券の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるための措置を講じるよう建議した。	金融庁は、日本証券業協会に対しアナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制の構築について周知・指導の徹底を要請し、これを受け日本証券業協会は「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議）を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。

平成15年12月16日付建議の補足説明

１．建議の趣旨

投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、証券会社が投資者の勧誘等に際し使用するアナリスト・レポートに関する利益相反行為等を防止するため、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるためのルールの整備を、金融庁に建議する。

２．証券会社の検査で認められた状況

⑴　証券会社が、自社に所属しない証券アナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、このアナリストは、その契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及び証券アナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況が認められた。

・Ａ証券会社は、株式業務の強化を目的に社外からアナリストを採用する方針の下でアナリストを探していたが、証券会社に所属しないアナリスト甲との間で、アナリスト・レポートの作成に係る業務委託契約を締結することとなった。

・その際、Ａ社は、甲に対し、甲の証券取引を管理するため取引口座の当社への移管を求めたが、これを拒否されたことから、甲との間の契約書に甲が法令遵守を行う旨の条項を入れることとし、その後の契約更新にあたっても同様の内容で更新した。その結

果、A社は、甲の作成したアナリスト・レポートに甲自身の証券取引上の利害関係の存在を明らかにするなどの措置をとらないまま、株式営業において当該アナリスト・レポートを使用していた。

・このような状況下で、当該契約期間中、甲は、この契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、この発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合には、A社による当該アナリスト・レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に株価が上昇した時点で売付けを行うといった行為を繰り返していた。

⑵　証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況

・B証券会社は、情報提供会社に対し、新規公開株式や、B社の顧客が保有する銘柄のうち特定の銘柄に関するアナリスト・レポートの作成を依頼し、B社のインターネットのウェブ上に当該アナリスト・レポートを掲載し、B社に口座を開設している顧客に対し、無料で閲覧させていた。

・当該掲載に際して、B社は、当該情報提供会社に対し、アナリスト・レポート作成を指示する際、B社自身が銘柄を指定し、その対価を契約に基づき支払うこととしていたが、当該アナリスト・レポートにはその旨の表示がなされておらず、当該情報提供会社自身が新規公開株式等の中から、独自に銘柄選定を行って作成したものであるかのように掲載されていた。

3．アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるためのルールの整備

証券会社に対し、アナリスト・レポートの対象銘柄についてアナリスト自身の保有状況をこのアナリスト・レポートに開示させ、その内容を検証させることや、②における証券会社の行為が法令違反となることを周知することなど、このアナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるための措置を講じる必要がある。

２－５　取引審査実施状況

（単位：件）

区分	10年７月～11年６月	11年７月～12年６月	12年７月～13年６月	13年７月～14年６月	14年７月～15年６月	15年７月～16年６月
価格形成に関するもの	104	78	62	112	147	154
内部者取引に関するもの	165	236	190	249	495	500
そ　の　他	6	12	13	31	42	33
合　　計	275	326	265	392	684	687
（委員会）	171	227	144	270	429	382
（財務局等）	104	99	121	122	255	305

3　自主規制機関の組織・事務概要及び活動実績

3－1　日本証券業協会の組織及び業務

⑴　組織

①　日本証券業協会は、有価証券の公正な売買取引と投資者の保護に資する目的で、証券会社及び外国証券会社並びに登録金融機関（平成６年４月１日特別会員として加入）により組織され、証取法の規定に基づいてその設立につき内閣総理大臣の認可を受けた法人である。

（参考）証券業協会の自主規制機関としての性格をより明確にし、その機能の強化を図る観点から、公正確保法において証取法が改正され（平成４年７月20日施行）、これを受けて、日本証券業協会は、従来の民法上の社団法人から証取法上の法人に改組されるとともに、外務員の登録事務を大蔵大臣（現在は金融庁長官）から委任される等の措置が講じられた。

また、登録金融機関についても自主規制体制を整備するための法改正が行われたことに対応して、日本証券業協会において特別会員加入に伴う定款の一部改正等の体制整備が行われ、平成16年５月31日現在、証券業務の登録を受けた金融機関215機関が特別会員として加入している。

②　運営機構は、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関である会員総会、重要事項を議決する理事会、理事会の諮問に応じ意見を述べる各種委員会を中心に構成される（３－３参照）。

（注）平成16年７月１日より、自主規制と業界活動のそれぞれの機能を独立的に運営するガバナンス体制を構築するため、「理事会」の下に「自主規制会議」及び「証券戦略会議」を設置した新体制へ移行。

⑵　業務

主な業務は、以下のとおりである。

①　自主規制ルールの制定、実施

②　協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分、定款・諸規則又は取引の信義則の遵守状況の調査

③　店頭売買有価証券市場の開設、株式及び公社債店頭市場の管理

④　証券取引の苦情相談

⑤　証券従業員の教育研修及び資格試験の実施

⑥　協会員の所属外務員に係る登録に関する事務

3－2　日本証券業協会の活動状況

1　監査の実施状況

⑴　会員　（単位：社）

区　　分	11年4月～12年3月	12年4月～13年3月	13年4月～14年3月	14年4月～15年3月	15年4月～16年3月
国内証券会社	63	70	89	88	90
外国証券会社	17	20	14	21	14
合　　計	80	90	103	109	104

⑵　特別会員　（単位：機関）

区　　分	11年4月～12年3月	12年4月～13年3月	13年4月～14年3月	14年4月～15年3月	15年4月～16年3月
都市銀行等	13	9	7	11	8
地方銀行	22	21	20	22	22
第二地銀協地銀	20	17	17	18	18
信用金庫等	14	10	13	12	13
生命保険会社	6	5	5	5	5
損害保険会社	7	6	5	4	5
その他	4	3	3	3	1
合　　計	86	71	70	75	72

（注）「都市銀行等」とは都市銀行、長期信用銀行、信託銀行及び政府系・系統金融機関、「信用金庫等」とは信用金庫及び信金中央金庫、「その他」とは短資会社、外国銀行及び証券金融会社等である。

2　売買審査の実施状況

（単位：銘柄）

区　　分	11年４月～12年３月	12年４月～13年３月	13年４月～14年３月	14年４月～15年３月	15年４月～16年３月
	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄
	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄
価格形成に関するもの	3,480	2,608	2,627	2,603	4,162
	17	18	3	1	61
内部者取引に関するもの	1,828	1,886	2,132	3,134	3,071
	29	25	20	30	45
その他の観点	19	19	12	7	0
	19	19	12	7	0
合　　計	5,327	4,513	4,771	5,744	7,233
	65	62	35	38	106

（注）「調査銘柄」とは、一定の調査基準に該当し抽出した銘柄をいい、「審査銘柄」とは、調査銘柄のうち、更に詳細な審査を要した銘柄をいう。

3－3　日本証券業協会機構図

（～平成16年６月30日まで）

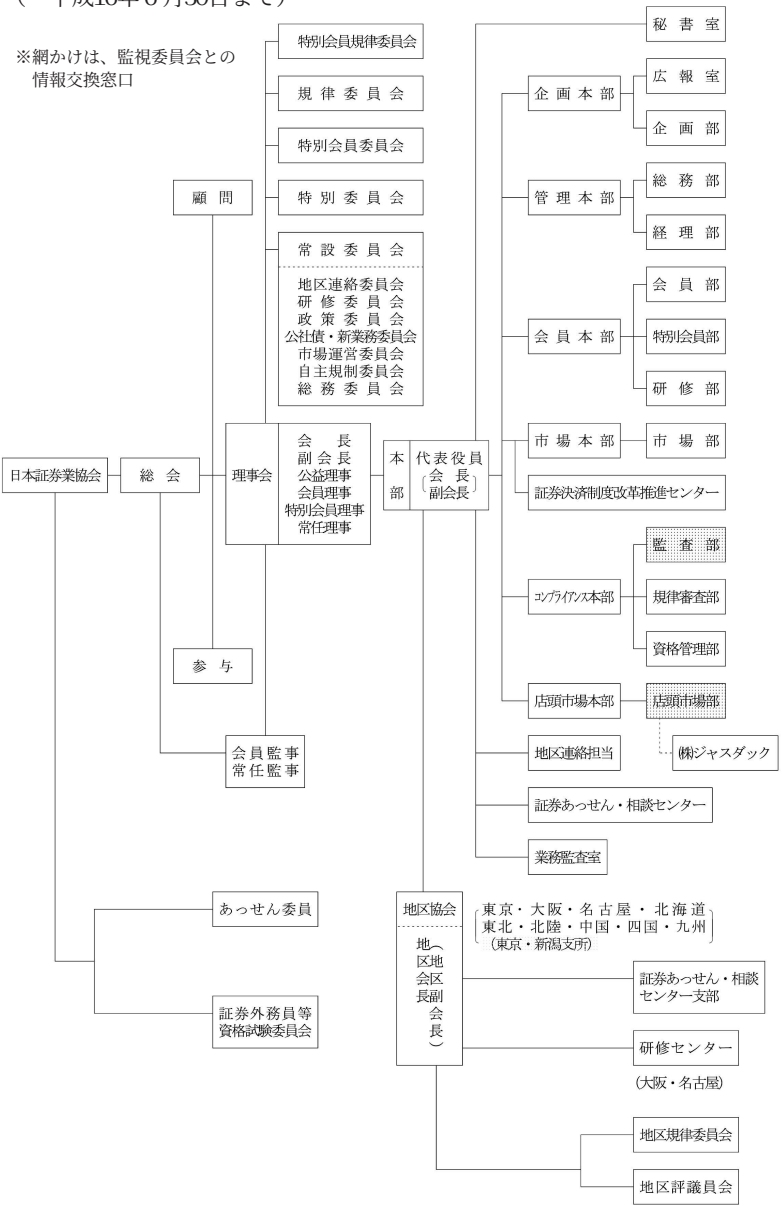

（参考）日本証券業協会主要会議体の機能と構成・事務局組織

①日本証券業協会主要会議体の機能と構成（平成16年７月１日～）

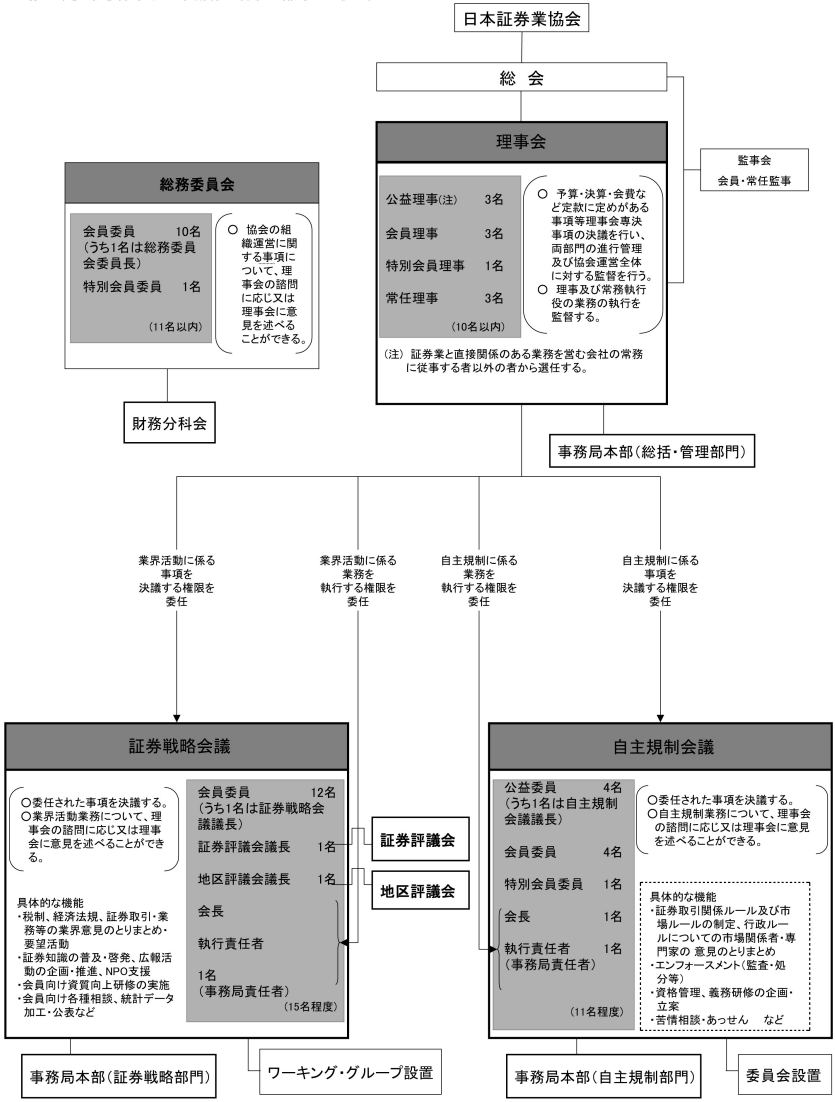

②日本証券業協会　事務局組織（平成16年７月１日～）

※網かけは、監視委員会との情報交換窓口

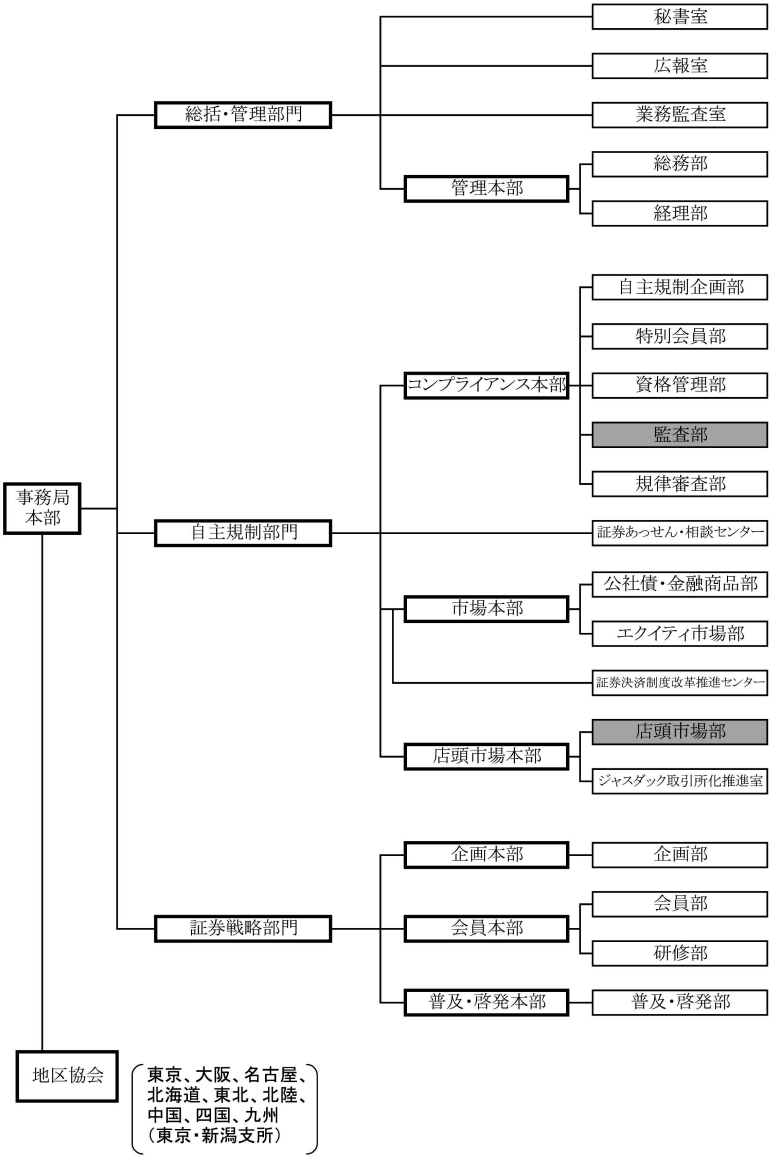

３－４　証券取引所の組織及び業務

⑴組織

①　証券取引所（東京、大阪、名古屋、福岡及び札幌の５証券取引所）は、証取法に基づき、有価証券の売買等を公正・円滑に行うために必要な市場を開設することを目的として設立された株式会社あるいは会員制の法人である。

　現在、東京、大阪、名古屋の３取引所が株式会社に組織を変更している。

②　運営機構は、株式会社の証券取引所にあっては、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関としての株主総会、重要事項を決議する取締役会、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に対して意見を述べることができる各委員会により構成されている

　また、会員制の証券取引所にあっては、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決議する理事会、理事長の諮問に応じ又は理事長に対して意見を述べることができる委員会を中心に構成されている。（なお、大阪証券取引所は、平成16年６月24日、組織変更を行った。）（３－６、３－７参照）

⑵業務

　主な業務は、以下のとおりである。

①　自主規制ルールの制定、実施

②　会員等の法令、法令に基づく行政官庁の処分、定款・諸規則又は取引の信義則の遵守状況の調査

③　取引所有価証券市場の運営

④　上場有価証券等の売買等の監理及び決済の管理

⑤　取引所有価証券市場における総売買高等の通知及び公表

⑥　有価証券の上場審査及び上場有価証券の管理、企業内容の開示

⑦　有価証券市場に関する調査及び諸統計資料の作成

３－５　証券取引所の活動状況

１　検査（考査）の実施状況

（東京証券取引所）　（単位：社）

区分		11年４月～12年３月	12年４月～13年３月	13年４月～14年３月	14年４月～15年３月	15年４月～16年３月
総合取引参加者	国内証券会社	28	35	41	36	39
	外国証券会社	7	10	9	8	7
国債先物等取引参加者		0	0	0	0	0
合計		35	45	50	44	46

（注）上記の計数は終了件数。

（大阪証券取引所）　（単位：社）

区分	11年４月～12年３月	12年４月～13年３月	13年４月～14年３月	14年４月～15年３月	15年４月～16年３月
国内証券会社	14	15	11	16	11
外国証券会社	－	－	－	1	5
合計	14	15	11	17	16

（注）上記の計数は終了件数。

2　売買審査の実施状況

（東京証券取引所）　（単位：銘柄、件数）

区　　分	11年４月～12年３月	12年４月～13年３月	13年４月～14年３月	14年４月～15年３月	15年４月～16年３月
	調査銘柄	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数
	審査銘柄	審査件数	審査件数	審査件数	審査件数
価格形成に関するもの	914	862	1,250	1,496	2,994
	126	116	86	70	44
内部者取引に関するもの	3,104	3,788	4,941	5,058	9,344
	286	299	246	183	200
その他の観点	92	29	40	68	145
	13	5	5	12	16
合　　計	4,110	4,679	6,231	6,622	12,483
	425	420	337	265	260

（注）「11年４月～12年３月」期より、集計方法を銘柄数から件数に変更している。

（大阪証券取引所）　（単位：銘柄）

区　　分	11年４月～12年３月	12年４月～13年３月	13年４月～14年３月	14年４月～15年３月	15年４月～16年３月
	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄
	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄
価格形成に関するもの	1,092	1,119	874	896	2,164
	4	8	6	13	11
内部者取引に関するもの	1,560	1,342	1,213	1,796	2,196
	3	5	8	14	10
その他の観点	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
合　　計	2,652	2,461	2,087	2,692	4,360
	7	13	14	27	21

（注）「調査銘柄」とは、一定の調査基準に該当し抽出した銘柄をいい、「審査銘柄」とは、調査銘柄のうち、さらに詳細な審査を要した銘柄をいう。

３－６　東京証券取引所機構図

※網かけは、監視委員会との情報交換窓口

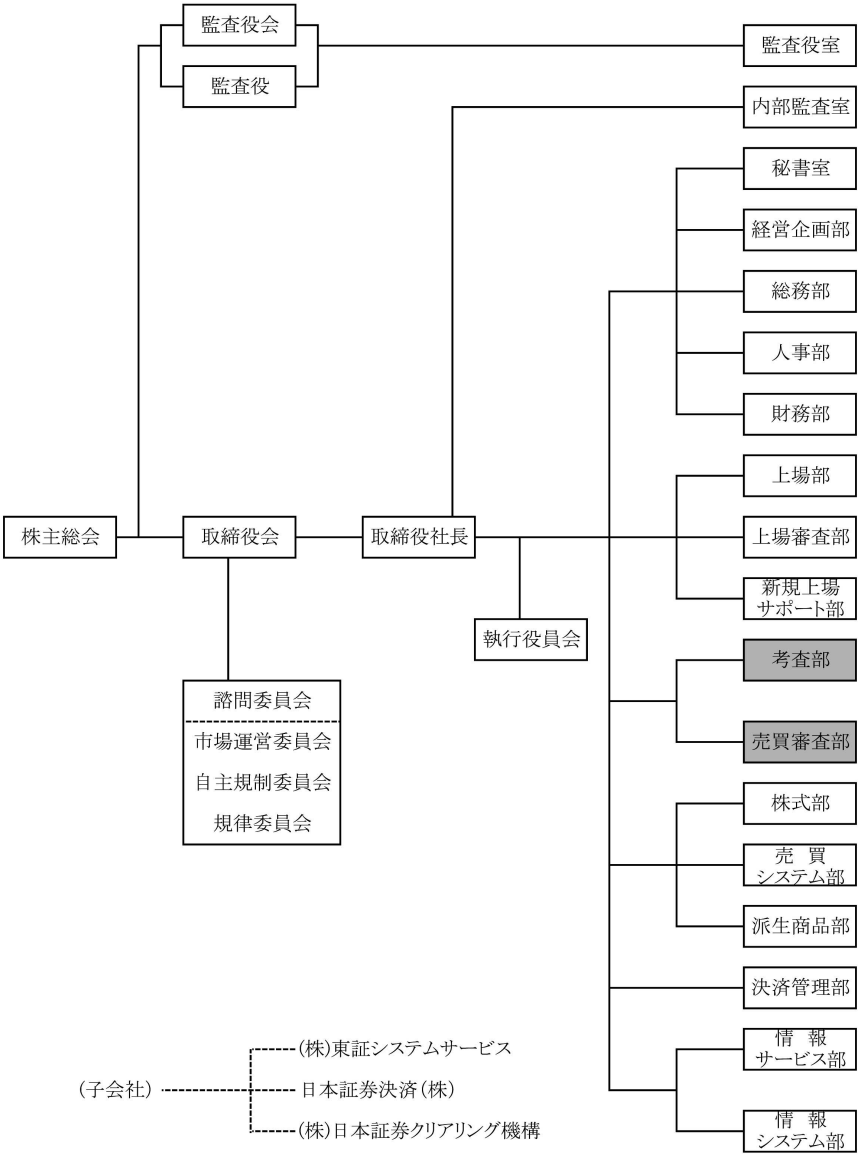

３－７　大阪証券取引所機構図
①～平成16年６月23日まで

※網かけは、監視委員会との情報交換窓口

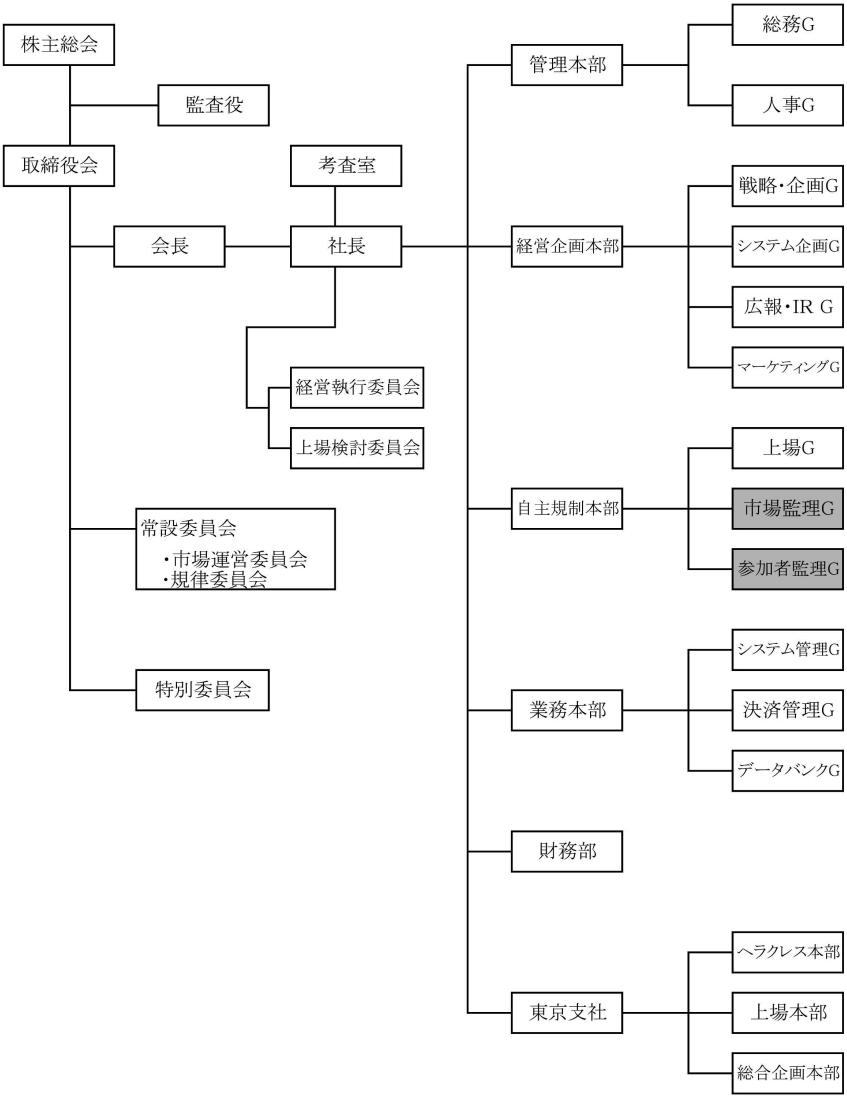

３－７　大阪証券取引所機構図
②平成16年６月24日～

※網かけは、監視委員会との情報交換窓口

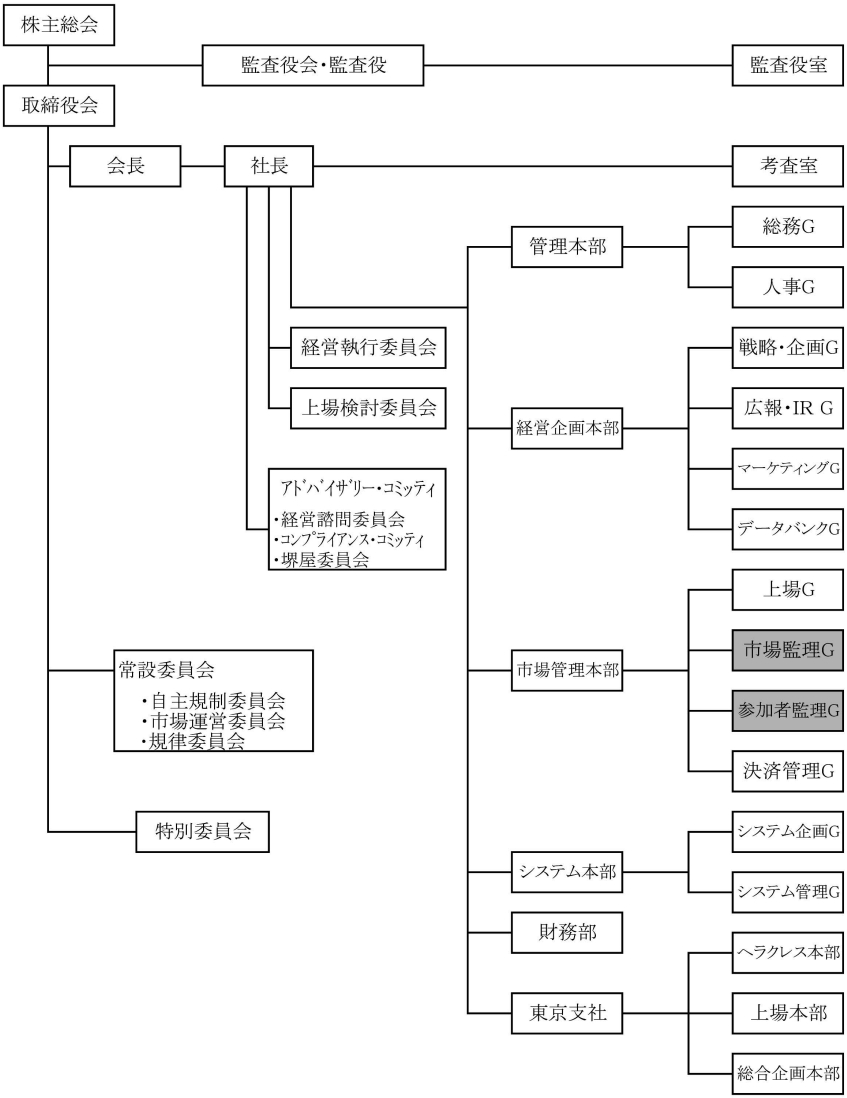

３－８　金融先物取引業協会の組織及び業務

⑴　組織

①　金融先物取引業協会は、金融先物取引業の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、委託者の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者により、平成元年８月に設立された法人である。

（参考）自主規制機関の機能強化を図る観点から、公正確保法において金先法が改正され（平成４年７月20日施行）、会員の金先法令等の遵守状況の調査や会員の金先法令等の違反に対する処分の業務が規定されるなど、自主規制機関としての位置付けの明確化が図られた。

②　運営機構は、最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決定する理事会を中心に構成される（３－10参照）。

⑵　業務

主な業務は、以下のとおりである。

①　法令等を遵守させるための指導、勧告

②　委託者の保護を図るための指導、勧告

③　会員の金先法、金先法に基づく命令等、定款その他の規則又は取引の信義則の遵守状況の調査

④　苦情の相談

３－９　金融先物取引業協会の活動状況

監査実施状況

（単位：社）

区　　分	11年４月 ～ 12年３月	12年４月 ～ 13年３月	13年４月 ～ 14年３月	14年４月 ～ 15年３月	15年４月 ～ 16年３月
銀　　行	5	3	2	2	1
証　券　会　社	9	7	11	9	10
短　資　会　社　等	1	0	0	0	0
そ　の　他	2	5	1	3	1
合　　計	17	15	14	14	12

（注）「短資会社等」とは、短資会社及び外国為替仲介業者であり、「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。

3－10　金融先物取引業協会機構図

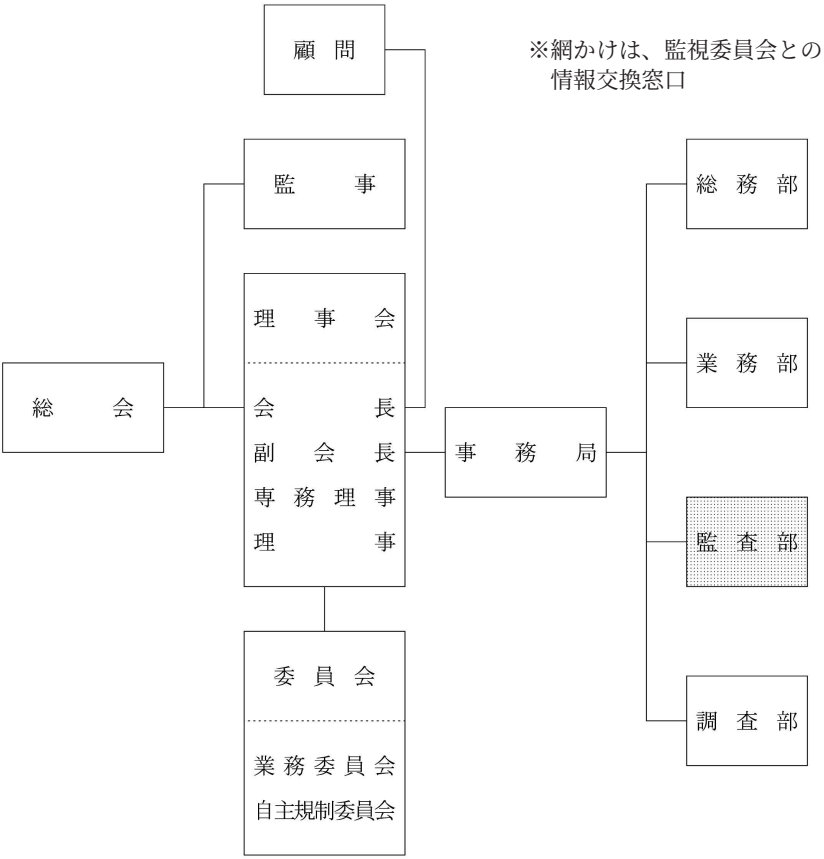

３－11　東京金融先物取引所の組織及び業務

⑴　組織

①　東京金融先物取引所は、金融先物取引を行うために必要な市場を開設することを目的として、平成元年４月、金先法に基づき会員組織の法人として設立された。平成16年４月１日、同取引所は株式会社に組織を変更した。

②　運営機構は、最高意思決定機関である株主総会、重要事項を決議する取締役会、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる諮問委員会を中心に構成される（３－13参照）。

⑵　業務

主な業務は、以下のとおりである。

①　自主規制ルールの制定、実施

②　取引参加者の金先法令、金先法令に基づく行政官庁の処分、定款その他の規則若しくはこれらに基づく処分又は取引の信義則の遵守状況の調査

③　取引所金融先物取引の監理及び付合せ

④　取引所金融先物取引の清算及び決済

⑤　取引所金融先物市場における総取引高等の通知及び公表

⑥　金融先物市場に関する調査及び諸統計資料の作成

3－12　東京金融先物取引所の活動状況

考査実施状況

（単位：社）

区　　分	11年４月 ～ 12年３月	12年４月 ～ 13年３月	13年４月 ～ 14年３月	14年４月 ～ 15年３月	15年４月 ～ 16年３月
銀　　行	8	9	4	5	2
証　券　会　社	5	7	10	5	7
短　資　会　社	2	0	0	0	0
そ　の　他	1	0	0	0	1
合　　計	16	16	14	10	10

（注）「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。

〔参考〕

取引所会員数 （年　度　末）	136	111	94	86	67

3－13　東京金融先物取引所機構図
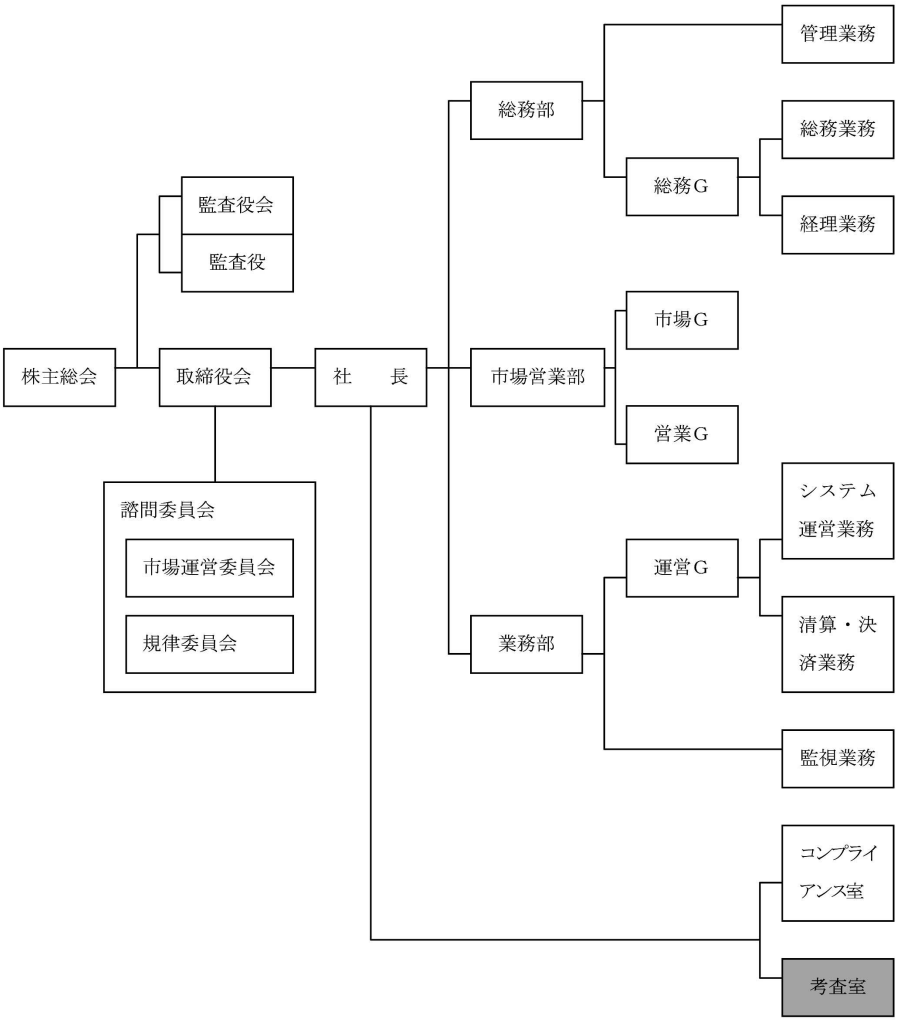
※網かけは、監視委員会との情報交換窓口